

函館の教育

令和2年度(2020年度)版

函館市教育委員会

目次

I	教育行財政	1
1	教育長・教育委員	1
2	教育振興基本計画	2
3	行政組織（令和2年4月1日現在）	5
4	教育財政	8
II	学校教育	10
1	授業改善	10
(1)	函館市の児童生徒の学力の状況	10
(2)	函館市教育委員会研究モデル校の取組	10
(3)	学力向上非常勤講師の配置	11
2	外国語教育	12
(1)	外国語指導助手（ALT）	12
(2)	小学校外国語活動サポーター	12
3	学校図書館	12
(1)	学校司書の配置	12
4	アフタースクール	13
5	いじめ防止対策	13
6	学校保健	14
(1)	児童生徒の健康診断の状況	14
(2)	児童生徒の体力・運動能力等の状況	15
(3)	フッ化物洗口事業	15
7	学校安全	16
8	学校給食	17
(1)	学校給食の調理方式	17
(2)	学校給食の概要	17
9	特別支援教育	18
10	通級指導教室	19
11	教育相談の状況	20
(1)	教育相談	20
(2)	スクールカウンセラー	20
(3)	スクールソーシャルワーカー	20
(4)	適応指導教室（やすらぎ学級）	21
12	就学援助	22

13	コミュニティ・スクール	24
14	学校統廃合の状況	25
15	函館市南北海道教育センターの概要	26
III	生涯学習	27
1	主要施策・事業	27
2	社会教育施設・スポーツ施設の概要	35
	函館市公民館	35
	函館市亀田公民館	36
	函館市亀田交流プラザ	37
	函館市戸井西部総合センター	39
	函館市戸井生涯学習センター	40
	函館市戸井総合学習センター	41
	函館市榎法華総合センター	42
	函館市南茅部総合センター	43
	函館市青年センター	44
	函館市青少年研修センター(ふるる函館)	46
	函館市亀田青少年会館	48
	函館市中央図書館	49
	函館市千歳図書室	51
	函館市港図書室	51
	函館市湯川図書室	52
	函館市旭岡図書室	52
	函館市桔梗配本所	53
	市立函館博物館	54
	市立函館博物館郷土資料館(旧金森洋物店)	55
	函館市重要文化財旧函館区公会堂	56
	函館市北洋資料館	57
	函館市文学館	58
	函館市北方民族資料館	59
	箱館奉行所	60
	函館市縄文文化交流センター	61
	函館市民会館	62
	函館市芸術ホール(ハーモニー五稜郭)	64
	千代台公園陸上競技場	67
	千代台公園野球場(オーシャンスタジアム)	69
	新川公園野球場	70
	根崎公園野球場	70

西桔梗野球場	71
根崎公園少年運動広場	72
函館市戸井運動広場	72
函館市恵山運動広場	73
函館市南茅部運動広場	74
函館フットボールパーク	75
根崎公園ラグビー場	77
千代台公園庭球場	78
函館市青柳市民庭球場	79
NHK広場庭球場	79
函館市南茅部市民庭球場	80
函館アリーナ	81
函館市恵山総合体育館	85
函館市南茅部スポーツセンター	86
函館市民プール	87
函館市南茅部プール	89
千代台公園弓道場	90
根崎公園アーチェリー場	90
函館市入舟町前浜海水浴場	91
函館市白尻スキー場	91
函館市民スケート場	92
IV 資料	93
1 函館市教育の沿革概要	93
2 附属機関	107
3 児童・生徒・園児・教職員数（令和2年5月1日現在）	111
4 学校施設の状況	113
5 函館市内の指定文化財	115

I 教育行財政

1 教育長・教育委員



教育長
辻 俊行



委員
藤井 壽夫



委員
小葉松 洋子



委員
須田 新崇



委員
神田 克実

(令和2年10月24日現在)

役職	氏名	就任年月日	現在の任期
教育長	辻 俊行	平成29年4月1日	(2期目) 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日
委員 (教育長職務代理者)	藤井 壽夫	平成28年10月24日	(2期目) 平成29年10月24日 ～ 令和3年10月23日
委員	小葉松 洋子	平成19年10月23日	(4期目) 令和元年10月23日 ～ 令和5年10月22日
委員	須田 新崇	平成26年10月15日	(2期目) 平成30年10月15日 ～ 令和4年10月14日
委員	神田 克実	令和2年10月24日	(1期目) 令和2年10月24日 ～ 令和6年10月23日

2 教育振興基本計画

(1) 策定の趣旨

急速な人口減少や少子・高齢化、高度情報化の進展など、社会情勢が大きく変化するなかで、市民一人ひとりが主体的に社会に関わり、活力ある地域社会を創り出していくことが求められている。こうしたことから、郷土の歴史や文化を誇りに思い、地域の発展を支える人材の育成を目的とする函館市教育振興基本計画を策定し、教育施策の総合的・計画的な推進を図ることとした。

(2) 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける。

(3) 施策の対象範囲

本計画における施策の範囲は、教育委員会が所管する教育施策を対象とする。他の部局が所管する施策で本計画に関係するものについては、関係部局と連携して推進する。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までとする。

(5) 計画の全体像

ア 函館の教育がめざす人間像

自立 生涯を通じて学び続け、主体的に判断して変化する社会を生きる人

共生 寛容さと思いやりの心をもって、多様な人々と絆を結び共に支え合う人

創造 世界に目を向け、新たな価値を創り、まちの魅力を高める人

イ 基本目標

基本目標 1 変化する社会を生きる力の育成

子ども一人ひとりが、変化する社会のなかで主体的に生き抜くことができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことをめざします。

基本目標 2 地域とともにある学校づくりの推進

家庭や地域と一体となって子どもを育むとともに、教職員一人ひとりが個性・能力を十分

I 教育行財政

に発揮できる学校づくりを推進します。

基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

子ども一人ひとりが、函館の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りをもつとともに、未来に向かって新たな価値を生み出す資質・能力を育むことをめざします。

基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、その成果を生かし、充実した生活を送ることができる生涯学習の推進をめざします。

基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

文化芸術や文化遺産に触れる機会を充実させ、市民一人ひとりが創造性を高め、感性を豊かにすることができる文化芸術の振興をめざします。

基本目標6 健やかな心身を育むスポーツの振興

市民一人ひとりが健康づくりとスポーツを通じて、体と心を鍛えることができるスポーツの振興をめざします。

(6) 計画の推進

ア 計画の推進体制

本計画は、教育委員会が関係部局と連携して推進することはもとより、家庭、地域、学校、各種団体、企業、高等教育機関など多様な主体が連携・協働し、推進することとする。また、学校においては、本計画に沿って学校運営に関する基本的な方針を策定して教育活動を進めることとする。

イ 計画の推進状況の検証等

計画の推進状況を適宜検証して公表するとともに、計画の推進状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討する。

(7) 施策と主な取組

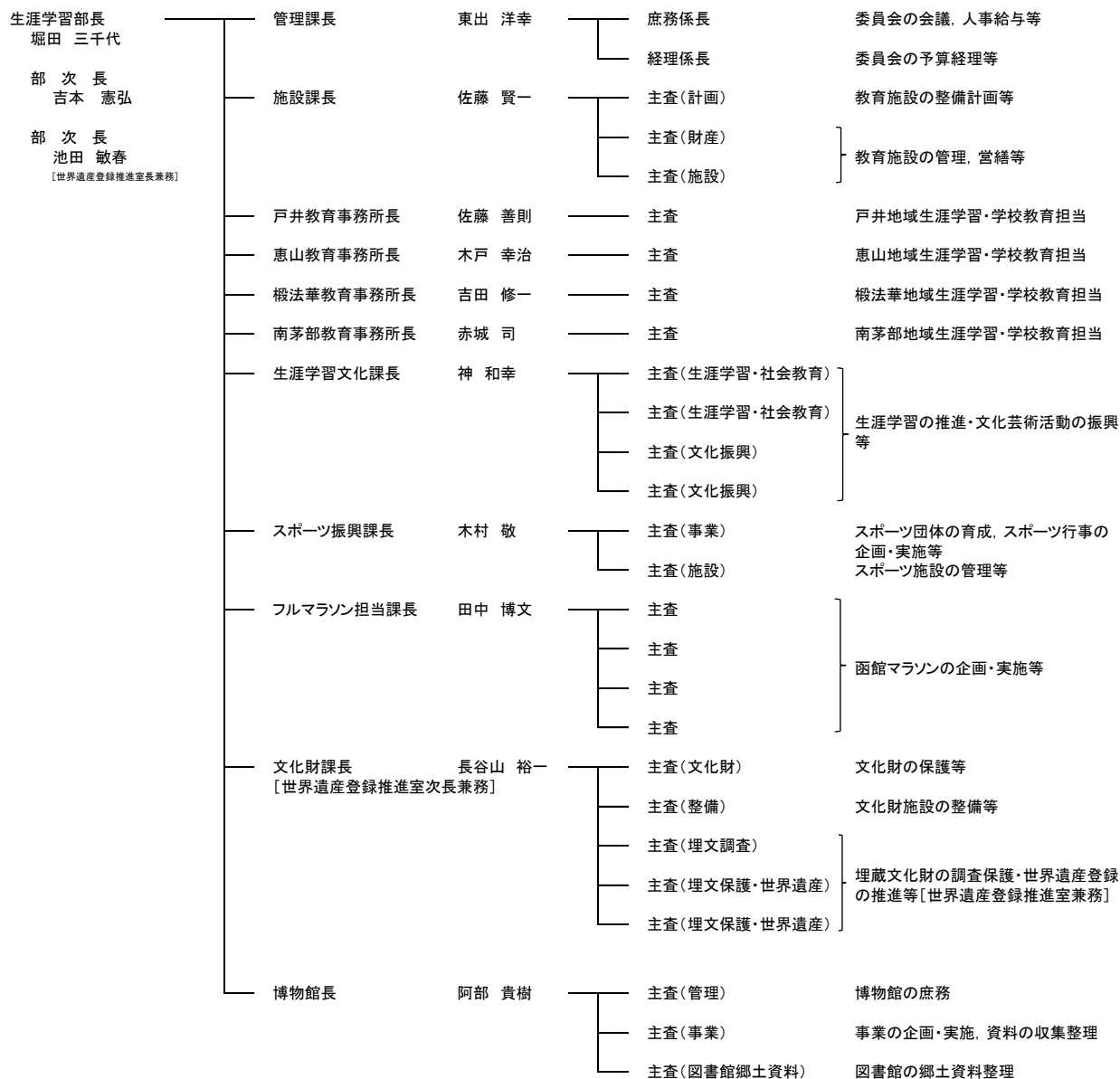


3 行政組織（令和2年4月1日現在）

(1) 生涯学習部

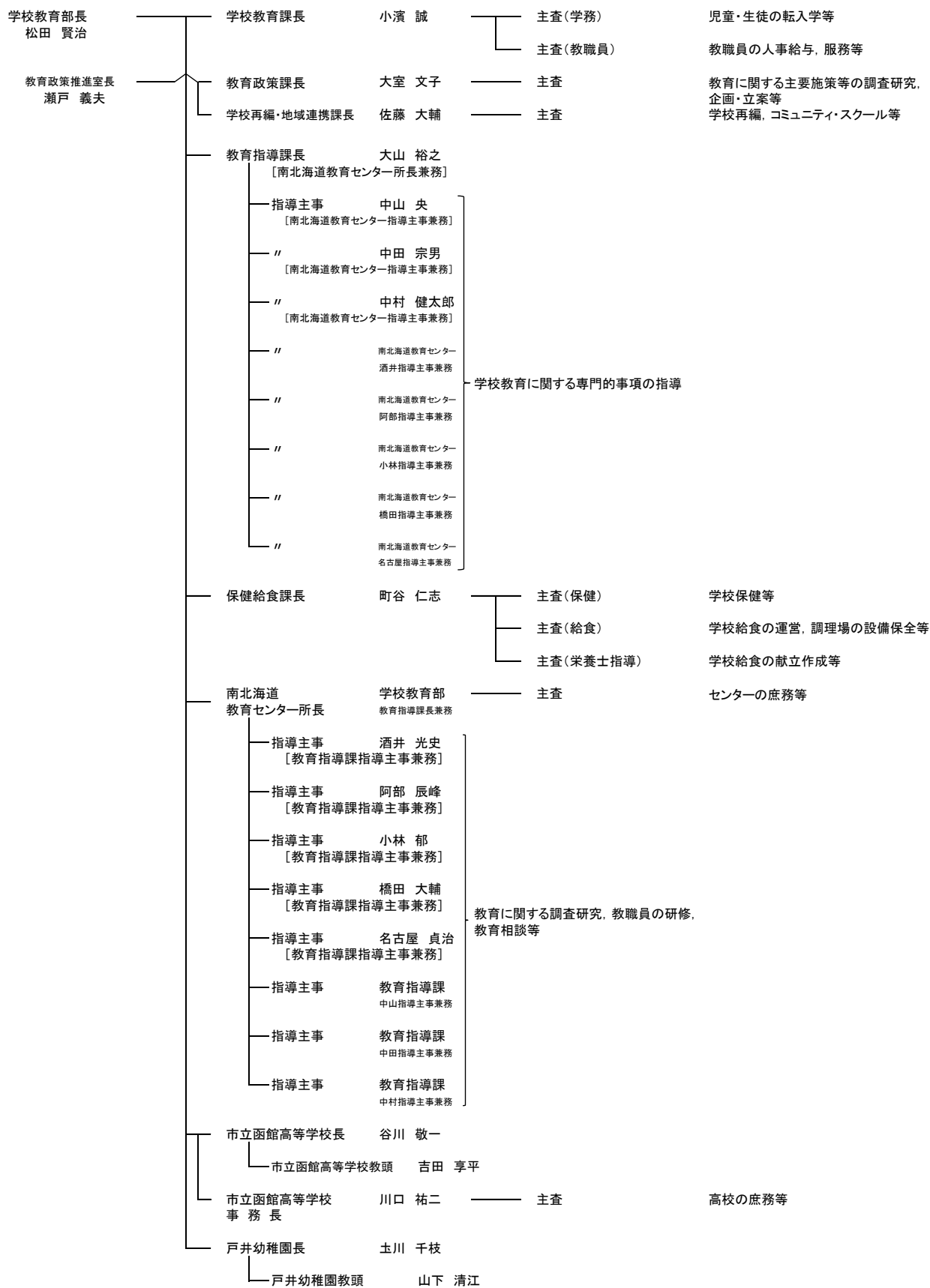
教育委員会教育長

辻 俊行



I 教育行財政

(2) 学校教育部



I 教育行財政

(3) 職員数

ア 教育委員会関係職員総数

(令和2年5月1日現在)

区分	職員数
事務局関係職員数	147人
学校関係職員数	1,411人 (うち市費職員数211人)
計	1,558人

イ 事務局関係職員数

部	課	一般行政職			栄養士	指導主事	会計年度任用職員	計
		一般事務	一般技術	学芸員				
生涯学習部	管理課	18					3	21
	施設課	7	2					9
	戸井教育事務所	2					3	5
	恵山教育事務所	2					1	3
	椴法華教育事務所	2	1				1	4
	南茅部教育事務所	1	2				1	4
	生涯学習文化課	11						11
	スポーツ振興課	11	1					12
	文化財課	5	1	4				10
	博物館	7		3			5	15
計	66	7	7	0	0	14	94	
学校教育部	学校教育課	12					4	16
	教育政策課	4						4
	学校再編・地域連携課	3						3
	教育指導課	1				3	1	5
	保健給食課	7	1		2		2	12
	南北海道教育センター	2				5	6	13
計	29	1	0	2	8	13	53	
合計	95	8	7	2	8	27	147	

※会計年度任用職員は一般事務および専門職の人数(教育指導監は学校教育課に含めた。)

ウ 学校関係職員数

区分	教育職員						その他の職員						合計	
	校長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	小計	事務		実習助手	調理	用務	学校司書		小計
							道費	市費						
小学校	42	43	590	43	15	733	46	24		13	59		142	875
中学校	21	21	334	19	7	402	19	11			24	12	66	468
高等学校	1	1	54	1		57		5	1				6	63
幼稚園	1	1	2			4					1		1	5
計	65	66	980	63	22	1,196	65	40	1	13	84	12	215	1,411

※その他職員には会計年度任用職員(専門職)を含む

4 教育財政

(1) 教育費の推移

年度・予算決算の別	H27 2015 決算	H28 2016 決算	H29 2017 決算	H30 2018 決算	R元 2019 決算	R2 2020 予算
人口(人) A	H28.3.31時点 266,773	H29.3.31時点 263,706	H30.3.31時点 260,174	H31.3.31時点 256,772	R2.3.31時点 253,340	R2.4.30時点 253,716
一般会計(千円) B	136,620,075	138,016,352	138,625,606	131,144,465	134,729,073	134,850,000
教育費(千円) ※職員費含む C	12,779,623	9,151,252	12,321,304	10,500,475	13,293,746	10,988,104
市民一人当たりの経費(円) B/A	512,121	523,372	532,819	510,743	531,811	531,500
市民一人当たりの教育費(円) C/A	47,904	34,702	47,358	40,894	52,474	43,309
構成比 C/B	9.4%	6.6%	8.9%	8.0%	9.9%	8.1%

(2) 教育費の令和元(2019)年度決算・令和2(2021)年度予算

項目	R元(2019)		R2(2020)	
	決算額 (円)	うち職員費 除いた額 (円)	当初予算額 (円)	うち職員費 除いた額 (円)
1 教育総務費	1,347,370,692	567,030,034	1,648,288,000	859,313,000
2 小学校費	2,034,223,609	1,419,227,384	2,293,841,000	1,609,573,000
3 中学校費	1,201,662,397	950,447,405	1,228,534,000	1,072,886,000
4 義務教育施設整備費	275,534,601	275,534,601	712,068,000	712,068,000
5 高等学校費	611,437,275	97,862,056	562,138,000	94,852,000
6 幼稚園費	40,272,152	5,257,923	41,444,000	6,030,000
7 社会教育費	6,295,332,941	6,044,964,032	2,766,668,000	2,500,061,000
8 保健体育費	1,316,057,778	1,131,795,828	1,559,200,000	1,381,916,000
9 青少年芸術教育奨励費	2,825,816	2,825,816	3,946,000	3,946,000
10 スポーツ振興事業推進費	2,355,516	2,355,516	4,673,000	4,673,000
小計(教育委員会所管分)	13,127,072,777	10,497,300,595	10,820,800,000	8,245,318,000
市長部局所管分	166,672,888	166,672,888	167,304,000	167,304,000
合計	13,293,745,665	10,663,973,483	10,988,104,000	8,412,622,000

I 教育行財政

(3) 令和元（2019）年度教育費決算の主な内容

項目	内容	R元（2019） 決算額（円）	備考
生涯学習の推進			
亀田交流プラザ整備事業費	亀田地区における公共施設の統合施設「亀田交流プラザ」を整備	2,201,806,590	
市民会館耐震等改修事業費	耐震改修および老朽化した設備等の改修工事を実施	2,057,867,851	
生涯学習推進費	高齢者対象大学を行う市民交流施設「ふらっとD a i m o n」の開設等	7,470,589	
文化芸術の振興・文化財の保存整備			
文化芸術アウトリーチ事業費	小・中学校に芸術家等を派遣し、ワークショップ等を実施	3,000,000	
特別史跡五稜郭跡環境整備事業費	石垣保存修理工事および石垣定点調査等を実施	30,772,000	
特別史跡五稜郭跡災害復旧事業費	崩落のあった石垣の積み直し工事等を実施	108,471,000	
重要文化財旧函館区公会堂保存修理事業費	耐震改修を含む保存修理工事および設備改修工事等を実施	299,524,831	
史跡跡ノ島遺跡整備事業費	史跡整備に向けた整備工事等を実施	150,000,000	
縄文遺跡群世界遺産登録推進関係経費	世界遺産登録への機運の醸成を図るため、無料シャトルバスの運行、遺跡見学バスツアーのほか、遺跡群紹介パネル展や講演会を実施	2,629,202	
スポーツ・レクリエーションの振興			
函館マラソン大会開催負担金	フルマラソンおよびハーフマラソンを同時開催	36,000,000	
千代台公園野球場改修事業費	スコアボード改修、メインスタンド防水・観客席更新、内野グラウンド土入替等を実施	512,446,660	
スポーツ大会・合宿誘致推進事業費	アリーナ・フットボールパーク等への大会・合宿誘致活動	887,080	
スポーツ合宿誘致補助金	市内でスポーツ合宿をする実業団等に対する補助	1,632,000	
2020東京オリンピック・パラリンピック合宿支援等函館市実行委員会負担金	実行委員会を設立し、12月実施のハンドボール男子オリンピック代表の函館合宿に対する支援等を実施	5,000,000	
義務教育の充実			
校務支援システム運用経費	教員の業務改善および教育の質の向上のため、支援システムを導入	17,002,900	
コミュニティ・スクール推進事業費	保護者および地域住民等が学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置	1,691,500	
学力検査等関係経費	小学校4年生を対象とした標準学力検査の実施	1,341,029	
アフタースクール運営交付金	小学校を会場として地域団体が主体的に行う放課後等の学習活動に対する支援	1,820,649	
学校司書関係経費	学校図書館の運営業務および読書活動の支援を行う学校司書を新たに4校に配置	498,182	人件費は職員費に計上
学校開放事業経費（図書館開放分）	児童生徒を含めた地域住民の読書活動の場として学校図書館を開放	984,881	
学力向上非常勤講師配置事業費	【小学校】 算数の授業での少人数指導等の充実を図るための非常勤講師を配置 【中学校】 免許外教科指導の改善を図るための非常勤講師を配置	9,409,050	
部活動地域支援者活用事業費	専門的な技術指導ができる地域支援者の活用	2,365,410	
スクールソーシャルワーカー関係経費	スクールソーシャルワーカー2名の配置	1,235,182	人件費は職員費に計上
いじめ・不登校等対策推進費	こころの相談員の配置、いじめ防止対策審議会の設置	4,194,496	
SNS教育相談事業費	いじめを含む様々な悩みの相談窓口の選択肢を拡げるため、試行的にLINE相談窓口を開設	400,000	
市立函館高等学校海外留學事業関係経費	2年生10名をオーストラリアに3か月派遣	13,088,000	
校舎耐震等改修事業費	校舎耐震等改修工事に係る実施設計（中部小学校）	7,724,596	
統合校新築事業費	尾札部・白尻中学校統合校校舎等新築に係る基本設計ほか	25,437,125	
統合校増築事業費	戸井学園校舎（現潮光中）の増築に係る地質調査	2,774,400	
学校給食設備改善事業費	給食調理場の衛生設備および給食設備の設置・更新	29,958,314	
特別支援教育の充実			
特別支援教育支援員関係経費	小・中学校への特別支援教育支援員の配置	68,612,000	
特別支援教育推進事業費	教育支援委員会の開催、巡回指導員の配置等	4,154,752	
その他			
新型コロナウイルス感染症緊急対策費	学校臨時休業に伴う給食提供中止に係る補償金	19,003,255	

II 学校教育

1 授業改善

(1) 函館市の児童生徒の学力の状況

【平均正答数・平均正答率】

区分		国語	算数・数学	英語
小学校	函館市	9.2 問／14 問 65%	9.1 問／14 問 65%	-
	全国	8.9 問／14 問 63.8%	9.3 問／14 問 66.6%	-
	全道	8.8 問／14 問 63%	9.0 問／14 問 64%	-
中学校	函館市	7.2 問／10 問 72%	8.9 問／16 問 56%	10.9 問／21 問 52%
	全国	7.3 問／10 問 72.8%	9.6 問／16 問 59.8%	11.8 問／21 問 55.9%
	全道	7.2 問／10 問 72%	9.3 問／16 問 58%	11.4 問／21 問 54%

(平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査結果)

(2) 函館市教育委員会研究モデル校の取組

子どもの学力の向上を図るため、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や子どもの学習意欲を高める指導内容について研究・実践する。

【研究実践テーマと研究モデル校】

年度	研究実践テーマ	研究モデル校
H27	探究型の授業(アクティブ・ラーニング)を目指して	鍛神小、桔梗小
H28	校内研究の質の向上について	桔梗小、桔梗中、市立函館高、北日吉小、深堀中
H29	質の高い学びの実現をめざして	桔梗小、桔梗中、市立函館高、北日吉小、深堀中
H30	社会に開かれた教育課程の実現に向けて	北日吉小、北中、青柳中
R元	チーム学校で目指す教育活動の充実を目指して	北中、戸倉中、高丘小、上湯川小

Ⅱ 学校教育

(3) 学力向上非常勤講師の配置

小学校算数科において指導方法の工夫改善を行い、質の高い授業を行うことで、児童の学習への関心・意欲および学力の向上を目指すため、小学校教諭普通免許状所有者で、算数科の教科指導ができる者を臨時職員として任用し、原則習熟度別少人数指導を実施していない小学校に配置する。

【学力向上非常勤講師の配置状況】

	H27	H28	H29	H30	R 元
任用者数(人)	-	-	4	4	2
配置校数(校)	-	-	6	6	4

中学校における実技教科の指導について、免許外教科担任が指導を行う中学校に当該教科の普通免許状所有者を時間講師として配置し、生徒に専門的で質の高い授業の実施による学習への関心・意欲および学力の向上を目指すとともに、免許外教科担任の解消により教員の負担軽減を図る。

【学力向上非常勤講師の配置状況】

	H27	H28	H29	H30	R 元
任用者数(人)	-	9	9	8	7
配置校数(校)	-	9	12	8	7

2 外国語教育

(1) 外国語指導助手（ALT）

市立小・中学校，高等学校においてネイティブスピーカーと日本人教師によるチームティーチング（複数教師による授業）を推進し，生きた外国語に接する機会を与え，指導の充実を図る。

【配置状況】

配置人数	令和元年度：8人，令和2年度：8人（業務委託）	
派遣先	中学校	21校（学校規模に応じて，週1～2回または2週に1回程度の訪問実施）
	高等学校	1校（市立函館高校に常駐）
	小学校	45校（5週に1回程度の訪問実施）
	幼稚園	1園（年4回程度の訪問実施）

(2) 小学校外国語活動サポーター

小学校における外国語教育の充実を図るため，外国語に堪能な地域人材を小学校に派遣し，チームティーチングによる授業を実施する。

【派遣状況】

	H27	H28	H29	H30	R元
委嘱人数(人)	14	14	14	14	13
派遣日数(日)	597	598	587	597	526

3 学校図書館

(1) 学校司書の配置

学校図書館の運営や環境整備等を行うため，学校司書の配置と活用を進める。

【配置状況】

	H27	H28	H29	H30	R元
配置人数(人)	-	-	-	4	8
配置校数および派遣校数(校)	-	-	-	19	30

II 学校教育

4 アフタースクール

函館市内の小学校に、放課後や長期休業期間に児童の学習支援を行うアフタースクールを設置し、地域人材を活用して、学習習慣の定着および主体的な学習態度の形成を目指す取組を行い、学力の一層の向上を図る。

【実施状況】

	H27	H28	H29	H30	R 元
実施校数(校)	11	14	17	20	20

5 いじめ防止対策

「函館市いじめ防止対策審議会条例」や「函館市いじめ防止基本方針」に基づき、函館市におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応に係る取組を充実するほか、函館市こころの相談員の配置・活用により児童生徒や保護者、学校等への支援を行う。

【取組実績（令和元年度）】

- ・函館市いじめ防止対策審議会の開催（全体会2回、いじめ防止対策部会1回、重大事態調査部会1回）
- ・函館市こころの相談員（2名）の配置
- ・「いじめ等の問題について考える集会」の開催（228名参加）
- ・「いじめ撲滅啓発用リーフレット」の作成・市内学校等への配付（21,000部）

【こころの相談員の活用状況等】

	H27	H28	H29	H30	R 元
配置人数(人)	1	1	2	2	2
学校訪問(件)	63	63	68	65	13
教育相談(件)	122	125	139	190	141

II 学校教育

6 学校保健

(1) 児童生徒の健康診断の状況

小学校

区分		人数(人)	構成比
在籍者数		9,911	-
歯・ 口腔	受検者数	9,721	-
	う歯(処置済)	2,329	23.96%
	う歯(未処置)	3,840	39.50%
	歯列・咬合	552	5.68%
	顎関節	10	0.10%
	歯垢の状態	766	7.88%
	歯肉の状態	602	6.19%
眼	受検者数	9,678	-
	疾病・異常の者	370	3.82%
耳 鼻 咽 喉	受検者数	5,527	-
	耳疾患	264	4.78%
	鼻腔・副鼻腔疾患	327	5.92%
	咽喉頭疾患	110	1.99%
結 核	受検者数	9,897	-
	要精検者数	0	0.00%
	結核患者	0	0.00%
尿	受検者数	9,853	-
	蛋白検出	4	0.04%
	糖検出	2	0.02%
心 臓	受検者数	1,534	-
	精密検査	32	2.09%
皮 膚	受検者数	9,705	-
	皮膚疾患	181	1.87%
脊柱 胸部 四肢	受検者数	9,705	-
	異常がある者	39	0.40%
そ の 他	把握しているアレルギー疾患		
	ぜん息	196	-
	アトピー性皮膚炎	132	-
	アレルギー性鼻炎	206	-
	アレルギー性結膜炎	226	-
	食物アレルギー	206	-

中学校

区分		人数(人)	構成比
在籍者数		5,020	-
歯・ 口腔	受検者数	4,771	-
	う歯(処置済)	1,256	26.33%
	う歯(未処置)	1,655	34.69%
	歯列・咬合	507	10.63%
	顎関節	35	0.73%
	歯垢の状態	691	14.48%
	歯肉の状態	591	12.39%
眼	受検者数	4,785	-
	疾病・異常の者	190	3.97%
耳 鼻 咽 喉	受検者数	1,777	-
	耳疾患	38	2.14%
	鼻腔・副鼻腔疾患	101	5.68%
	咽喉頭疾患	7	0.39%
結 核	受検者数	4,973	-
	要精検者数	1	0.02%
	結核患者	0	0.00%
尿	受検者数	4,869	-
	蛋白検出	5	0.10%
	糖検出	1	0.02%
心 臓	受検者数	1,651	-
	精密検査	57	3.45%
皮 膚	受検者数	4,763	-
	皮膚疾患	126	2.65%
脊柱 胸部 四肢	受検者数	4,763	-
	異常がある者	12	0.25%
そ の 他	把握しているアレルギー疾患		
	ぜん息	94	-
	アトピー性皮膚炎	126	-
	アレルギー性鼻炎	99	-
	アレルギー性結膜炎	141	-
	食物アレルギー	118	-

(注)：構成比は各受検者数に対する割合

II 学校教育

(2) 児童生徒の体力・運動能力等の状況

【実技に関する調査 体力合計点(T得点)】 (単位：点)

	H27	H28	H29	H30	R 元
小学生男子	-	49.2	48.8	47.6	49.3
小学生女子	-	47.8	48.7	47.8	48.9
中学生男子	-	47.3	49.2	48.4	48.2
中学生女子	-	45.8	45.8	44.3	45.4

※ T得点は、全国平均値(50点)に対する相対的な位置を示している。

※ H27は上記区分によるT得点が算出されていない。

(3) フッ化物洗口事業

近年減少傾向にあるものの、本市の中学1年生時の1人平均むし歯本数の割合は、全国、全道の平均より高く、永久歯の生え変わりの時期のむし歯を予防するため、全国、全道で導入されているフッ化物洗口事業を小学校において希望者に実施する。

【実施状況】

	H27	H28	H29	H30	R 元
実施校数	-	-	3校/46校	43校/46校	43校/43校

※令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため休止

II 学校教育

7 学校安全

令和元年度独立行政法人日本スポーツ振興センター加入・給付状況

(加入者数はR元.5.1現在)

学校種別 内訳		小学校 43校	中学校 21校	高等学校 1校	幼稚園 1園	計
加入 内 訳	加入者数(人)	9,905	5,008	791	17	15,721
	掛金額(円) A	8,692,495	4,293,440	1,712,515	4,845	14,703,295
医療 費 (負 傷 ・ 疾 病)	給付対象(人) B	9,564	4,751	791	17	15,123
	件数(件) C	488	595	141	1	1,225
	給付金額(円) D	3,689,322	6,976,712	1,745,820	528	12,412,382
	給付率 C/B×100	5.1%	12.5%	17.8%	5.9%	8.1%
	平均給付額(円) D/C	7,560	11,726	12,382	528	32,195
給付 内 訳	障 害	0	0	0	0	0
	給付金額(円)	0	0	0	0	0
死 亡	件数(件)	0	0	0	0	0
	給付金額(円)	0	0	0	0	0
合 計	件数(件)	488	595	141	1	1,225
	給付金額(円) E	3,689,322	6,976,712	1,745,820	528	12,412,382
掛金に対する給付率 E/A×100		42.4%	162.5%	101.9%	10.9%	84.4%

※ 負傷・疾病給付金額には、継続給付金額を含む。

8 学校給食

(1) 学校給食の調理方式

函館市の学校給食は、単独校（自校）方式、親子共同調理場方式を併用し、完全給食を実施している。単独校方式とは自校で調理施設を持ち調理する方式であり、親子共同調理方式とは調理施設がある学校（親学校）から調理施設のない学校（子学校）へ副食を供給する方式をいう。

令和2年度は、6ブロックに分けて献立作成をしている。

【学校給食調理場の状況】

区分		小学校（校）	中学校（校）	計（校）
単独校		7	0	7
親子共同調理場方式	親学校	12	7	19
	子学校	24	14	38
	小計	36	21	57
計		43	21	64

(2) 学校給食の概要

主食は米飯またはパン（麺類使用の場合も有）、副食および牛乳で構成しており、副食の食材は、（一財）函館市学校給食会がその調達業務を担っている。なお、函館市の米飯給食は、委託炊飯方式により、米飯を保温容器に入れ、コンテナで配送され、教室で茶碗に盛り付けるかたちで、週3回実施している。（令和元年12月から、渡島檜山産の「ふっくりんこ」を使用。）

【給食費と給食回数】

学年		年間給食費 (円)	月額徴収額 (年10回・円)	給食回数 (回)
小学校	2～5年生	46,320	4,632	185
	1・6年生	45,570	4,557	182
中学校	1・2年生	57,740	5,774	186
	3年生	55,250	5,525	178

※給食費の納入についてはゆうちょ銀行口座からの自動払い込み。

※引落日は毎月27日で、4月から1月までの年10回。

II 学校教育

9 特別支援教育

【特別支援教育サポートチーム派遣状況】

	H27	H28	H29	H30	R 元
派遣件数 (件)	65	124	84	84	73

【特別支援教育巡回指導員派遣件数】

	H27	H28	H29	H30	R 元
派遣件数 (件)	36	83	26	75	73

【特別支援教育支援員の配置】

	H27	H28	H29	H30	R 元
配置校数 (校)	52	54	54	55	49
配置人数 (人)	74	74	74	74	70

10 通級指導教室

言語障がい通級指導教室（ことばの教室）

ことばや聞こえに問題がある子どもを対象とした言語障がい通級指導教室（ことばの教室）を、中部小学校、日吉が丘小学校、中央小学校の3か所に設置。子どもが在籍している小学校から、週に1回程度、決まった時間に「言語障がい通級指導教室（ことばの教室）」へ行き、1時間程度の指導・援助を受ける。

中学校通級指導教室

学習面・行動面・対人面での困難や課題を抱えている中学校の生徒に対して、適切な教育的手立てを講ずることにより、健全な学校生活・社会生活を営めるようにその能力を養うことを目標として、深堀中学校内に開設している。（令和2年4月設置）

11 教育相談の状況

(1) 教育相談

【教育相談件数】

	H27	H28	H29	H30	R 元
来所相談 (件)	1,492	1,456	1,412	1,110	948
電話相談 (件)	800	770	975	967	598

(2) スクールカウンセラー

児童生徒のカウンセリングや教員・保護者へ助言等を行うため、市立中学校を拠点として配置。

【活動状況等】

		H27	H28	H29	H30	R 元
配置校(校)		16	17	18	16	15
相談件数 (件)	児童・生徒	650	604	483	585	274
	教員	777	1,022	717	495	596
	保護者等	250	230	220	131	224
	計	1,677	1,856	1,420	1,211	1,094

※令和元年度から巡回方式により、配置校以外の学校に必ず1年1回巡回することとなった。

(3) スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関等とのネットワークの構築、学校における支援体制の構築、保護者・教職員等に対する支援・相談等の職務を行うことで、課題の改善につなげる。(令和元年度に2名を新規配置)

【対応状況】

	H27	H28	H29	H30	R 元
配置数 (人)	-	-	-	-	2
対応児童生徒数 (人)	-	-	-	-	64
相談・対応件数 (件)	-	-	-	-	794

(4) 適応指導教室（やすらぎ学級）

さまざまな理由で登校できない子どもを対象に、心の居場所を提供し、相談や支援、家庭訪問等をおして、集団に適応できる力を育て、学校生活への意欲を高める。

対象児童生徒

市立小・中学校に在籍し、さまざまな理由から登校することができない状況にある子ども

開設場所

南北海道教育センター

活動例

自主学習（指導員が支援）、屋内外で行う軽スポーツや室内ゲーム、遠足・散策などの野外活動、社会施設見学、木工製作などの作品づくり、調理実習など

入級の流れ

家庭・学校 → 受付・教育相談（南北海道教育センター） → 学級見学・体験
→ 教育相談（南北海道教育センター・やすらぎ学級） → 教育支援委員会適応指導部会
→ 入級

12 就学援助

学校教育法第 19 条の規定に基づき、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難と認められる児童および生徒の保護者等に対して必要な援助を行う。

【対象者】

国公立の小・中学校に在籍している児童および生徒の保護者ならびに国公立の小学校への就学予定者の保護者であって、市の区域内に住所を有する者のうち

- ・生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者で、教育扶助を受けている者
- ・教育委員会が、要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認めた者（準要保護者）
準要保護者については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する世帯

生活保護が廃止または停止になった世帯

世帯全員が市民税非課税

市民税の減免を受けた世帯

個人事業税または固定資産税の減免を受けた世帯

国民年金保険料の全額免除を受けた世帯

国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けた世帯

母子世帯等が対象の児童扶養手当を受けた世帯

生活福祉資金の貸し付けを受けた世帯

職業安定所登録の日雇労働者が属する世帯

(2) (1) に当てはまらない世帯のうち、保護者の属する世帯の前年の総収入額が認定基準額（生活保護基準 で算定）以下に該当するなど、経済的困窮と認められる世帯

※ 認定基準は世帯の人数や年齢により、個々の世帯で異なる。

(3) その他、特別な事情があり、援助が必要であると認められる世帯

(生計維持者等の自己都合によらない失業、病気、災害、その他の事情により、生活が困窮している状況にある世帯)

Ⅱ 学校教育

【支給内容（令和元年度，年額）】

区分		小学校	中学校
給食費		1・6年 45,570	1・2年 57,740
		2～5年 46,320	3年 55,250
学用品費	1年	13,100	24,800
通学用品費 校外活動費	その他の学年	15,350	27,050
新入学児童生徒学用品費等		50,600	57,400
体育実技用具費	柔道	-	上限 7,510
	剣道	-	上限 52,380
	スキー	上限 26,240	上限 37,650
	スケート	上限 11,690	上限 11,690
宿泊校外活動費		上限 3,650	上限 6,150
修学旅行費		実費	実費
通学費		実費	実費
医療費		実費	実費

【認定者数と認定率】

	H27	H28	H29	H30	R元
認定者数(人)	4,480	4,227	3,965	4,196	3,899
認定率(%)	27.2	26.3	25.2	27.3	26.1

【就学援助費（単位：円）】

	H30 決算 A		R元決算 B		増減 B-A	
	人員 (人)	金額 (円)	人員 (人)	金額 (円)	人員 (人)	金額 (円)
給食	4,156	200,360,868	3,848	173,109,653	△308	△27,251,215
医療	478	3,686,340	317	2,353,710	△161	△1,332,630
学用品等		80,497,909		76,417,431		△4,080,478
新入学	985	42,077,200	847	52,348,200	△138	10,271,000
修学旅行	1,130	48,034,581	1,027	45,926,974	△103	△2,107,607
通学	44	1,175,634	22	1,118,280	△22	△57,354
特別支援	247	8,262,579	223	8,767,537	△24	504,958
合計		384,095,111		360,041,785		△24,053,326

13 コミュニティ・スクール

教育委員会が協議会の委員として委嘱・任命した地域住民や保護者、教職員が一定の権限と責任を持って、知恵を出し合い、協働して学校の運営に参画し、子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校」の実現に取り組む。

コミュニティ・スクールの校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとしている。

- ・教育課程の編成に関する事
- ・学校経営計画に関する事
- ・組織編成に関する事
- ・学校予算の編成および執行に関する事
- ・施設管理および施設設備等の整備に関する事

【学校運営協議会委員構成・任期】

(1) 委員構成

保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者、校長、その他教育委員会が必要と認める者で10名以内(2以上の学校について一の協議会を設置する場合は25名以内)で構成

(2) 任期 1年

【設置状況】※ R元年度に全市立学校において、コミュニティ・スクールを導入。

	学校名
合同設置	①青柳中・弥生小・青柳小・あさひ小 ②港中・港小 ③旭岡中・旭岡小 ④銭亀沢中・東小・石崎小 ⑤桔梗中・桔梗小・中の沢小 ⑥亀田中・北昭和小・中央小・北美原小 ⑦赤川中・赤川小・神山小 ⑧潮光中・戸井西小・戸井幼稚園 ⑨日新中・日新小 ⑩椴法華中・椴法華小 ⑪尾札部中・磨光小
単独設置	上記以外の学校

II 学校教育

14 学校統廃合の状況

統合年月日	校名	統合校
昭和45年4月1日	西小学校	幸小学校
		常盤小学校
昭和47年4月1日	東小学校	宇賀小学校
		銭亀小学校
昭和52年4月1日	西中学校	船見中学校
		愛宕中学校
昭和53年4月1日	中部小学校	松風小学校
		新川小学校
昭和57年4月1日	凌雲中学校	中央中学校
		松川中学校
昭和62年3月	閉校	鍛神小学校東山分校
昭和63年4月1日	北星小学校	巴小学校
		若松小学校
平成2年4月1日	青柳小学校	青柳小学校
		谷地頭小学校
平成5年4月1日	宇賀の浦中学校	新川中学校
		旭中学校
平成10年4月1日	日新小学校	日新小学校
		鎌歌小学校
平成10年4月1日	戸井西小学校	小安小学校
		汐首小学校
平成11年4月1日	木直小学校	木直小学校
		古部小学校
平成11年4月1日	大船小学校	大船小学校
		磯谷小学校
平成14年4月1日	あさひ小学校	大森小学校
		東川小学校
平成15年4月1日	はこだて幼稚園	函館幼稚園
		松風幼稚園
平成15年4月1日	亀尾小中学校	亀尾小中学校
		蛾眉野小中学校
平成16年4月1日	えさん小学校	尻岸内小学校
		恵山小学校
		古武井小学校
		日浦小学校

統合年月日	校名	統合校
平成17年4月1日	恵山中学校	東光中学校
		尻岸内中学校
平成19年4月1日	市立函館高等学校	東高等学校
		北高等学校
平成21年3月31日	閉校・閉園	恵山高等学校
		万年橋幼稚園
		日吉幼稚園
平成21年4月1日	弥生小学校	弥生小学校
平成23年4月1日	磨光小学校	磨光小学校
		木直小学校
平成28年4月1日	五稜郭中学校	桐花中学校
		五稜中学校
		大川中学校
平成29年4月1日	戸倉中学校	戸倉中学校
		亀尾中学校
平成30年4月1日	巴中学校	的場中学校
		凌雲中学校
		光成中学校
平成30年4月1日	青柳中学校	潮見中学校
		西中学校
		宇賀の浦中学校
平成31年3月31日	閉園	はこだて幼稚園
平成31年4月1日	大森浜小学校	金堀小学校
		高盛小学校
		千代ヶ岱小学校
平成31年4月1日	上湯川小学校	上湯川小学校
		亀尾小学校

15 函館市南北海道教育センターの概要

(1) 施設の概要

- ・設 立 昭和49年9月1日
- ・所 在 地 函館市湯川町3丁目38番38号 (TEL57-8251・FAX57-6232)
- ・構 造 鉄筋コンクリート造3階建(一部鉄骨造2階)
- ・敷地面積 3,608.70 m²
- ・建物延面積 1,946.35 m²

(2) 事業の概要

研究事業

当面する教育課題を解決するため、地域の教育センターの独自性を生かした基礎的で実践的な調査・研究を行い、学校教育の充実発展に寄与する。

ア 算数科教育～「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善および授業公開等を通して、算数科の授業の在り方を研究し、函館市の算数科教育の質的向上に資する。

イ プログラミング教育～「プログラミング的思考」の育成を目指した、授業づくりや授業公開等を通して、プログラミング教育の在り方を研究し、函館市のプログラミング教育の普及と充実に資する。

ウ 外国語教育～「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善および授業公開等を通して、外国語科および外国語活動の授業の在り方を研究し、函館市の外国語教育の質的向上に資する。

研修事業

教職員および教育関係者の資質を高めるため、教職員の法定研修をはじめ地域の教育課題や今日的課題を踏まえた各種研修等を実施し、教育に関する専門性と指導力の向上に努める。

教育相談事業

子どものよりよい成長を願い、適応および進路や適性に関する教育相談を行い、適切な指導と援助に努める。

適応指導教室「やすらぎ学級」において一人ひとりの子どもの望ましい成長を支援する。

その他

研修室等の貸館、知能検査用具の貸し出し、研究に関する資料の貸し出し等を行う。

Ⅲ 生涯学習

1 主要施策・事業

(1) 生涯学習文化課

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	HAKODATE まなびっと広場	市民の多様な学習活動を単位認定という形で応援することで、より一層の生涯学習の推進を図る。	小学生～一般
2	成人祭(※)	成人としての自覚と意識の高揚を図るとともに、新成人を祝福、激励する。	新成人
3	ウィークエンド・サークル 活動推進事業	特別支援学級に在籍する児童・生徒に体験活動の場と機会を提供し、ボランティアとのふれあいの中で、学校外活動を推進する。	小・中学生
4	家庭教育支援事業	保護者や教職員、地域の関係者を対象に、家庭教育セミナーを開催し、家庭の教育力の向上を図る。	家庭教育関係者 一般
5	社会学級(※)	地域住民が主体的に一般的教養を学習する成人教育の場として、市内小・中学校に開設。	一般成人
6	社会教育関係団体・文化芸術活動団体の育成	社会教育関係事業・活動、文化芸術関係事業・活動に対する後援および教育委員会賞の交付を行う。	社会教育関係団体等・一般市民
7	青少年芸術教育奨励事業	青少年の文化・芸術活動の一層の振興を図るため、文学・美術・書・音楽の4部門から作品を募集し、函館市青少年芸術教育奨励賞を授与する。	市内在住、もしくは市内の学校へ通学する小学生～高校生
8	函館市文化賞表彰	函館市の文化向上に功績のあった個人・団体を表彰する。	一般市民
9	学校開故事業(文化開放) (※)	小・中学校(12校)の特別教室等を開放し、市民にサークル活動の場を提供する。	一般市民
10	函館市高齢者対象大学 (亀田老人大学、 高齢者大学青柳校、 高齢者大学湯川校、 高齢者大学大門校)	高齢者が楽しみながら知識や教養を身につけ、仲間づくりを通して生きがいのある生活を実現し、豊富な社会経験を地域社会に活かすための学習の場を提供することを目的とする。	満60歳以上の市民
11	文化芸術アウトリーチ事業	子どもが文化芸術に触れる機会を拡充し、文化芸術活動の楽しさや素晴らしさを体感してもらうため、学校へ活動者等を派遣し、豊かな創造力の育成を図る。	市内小中学生

(※)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止(R3.1月末現在)

Ⅲ 生涯学習

(2) スポーツ振興課

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	函館マラソン（※） &コミュニティランニング	日本陸上競技連盟公認コースによるフル・ハーフおよび0.4～5kmのコース設定によるコミュニティランニングを行う。	一般市民
2	学校開放事業（※）	学校の体育施設を地域のグループなど市民の自主的スポーツ活動や子どもの遊び場に開放する。 （1）校庭開放 14校 （2）スポーツ開放 50校 （3）遊泳開放 20校	一般市民
3	海水浴場設置（※）	市内に海水浴場を設置し、夏期のスポーツ・レクリエーション活動の場を提供する。（入舟町前浜）	一般市民
4	スポーツ関係団体の育成	スポーツ関係事業・活動に対する後援・奨励。	一般市民

（※）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止（R3.1月末現在）

Ⅲ 生涯学習

(3) 文化財課

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	国指定文化財管理費補助	重要文化財建物所有者が行う防災設備保守点検等の管理事業費の補助を行い、保護の徹底を図る。	
2	史跡等の保存管理	五稜郭跡、四稜郭、志苔館跡などを随時点検し適正な保存管理を行う。	
3	縄文遺跡群の世界遺産登録の推進	大船遺跡・垣ノ島遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録を目指し、4道県および構成資産を有する自治体と協力して事業を推進する。	
4	郷土学習推進事業 「縄文に触れる学習」の実施	学校教育の一環として、縄文文化交流センター、垣ノ島遺跡および大船遺跡を見学し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産や国宝「中空土偶」が身近にあることを理解し、遺跡の重要性や縄文文化への関心を高める。	市立小学校第3学年
5	埋蔵文化財包蔵地の周知と緊急調査の管理	埋蔵文化財包蔵地の該当や範囲など、土木工事施工者等に対する情報の提供・対応や、試掘調査や工事立会等を実施し、埋蔵文化財保護のための適正な指導や管理を行う。	
6	史跡大船遺跡の運営・管理	復元住居等の適正な管理を行うとともに、管理棟において市内の縄文遺跡などについて、パネルによる展示・解説をすることで、縄文時代の知識を深め、文化財保護への関心を深める。	
7	史跡垣ノ島遺跡整備事業	令和3年6月の一般公開に向け、史跡垣ノ島遺跡の整備を実施する。整備工事の最終年にあたる今年度は、園路・広場や建築施設等の整備工事を実施するほか、事業の総括として整備事業報告書の作成を行う。加えて維持管理のための除草を行う。	

(※) は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止（R3.1月末現在）

Ⅲ 生涯学習

(4) 戸井教育事務所

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	大間町との交流事業（※）	青森県大間町音楽祭へ参加し友好を深め、音楽活動の高揚を図る。	文化団体
2	戸井地区文化祭	地域社会に結びついた芸術文化の創造と普及をねらいに文化祭を開催し、地域文化の振興を図る。	一般市民
3	生涯学習セミナー事業	生きがいをもった、心豊かな人づくりを目的とし、趣味の拡充・教養を高めるための学習の機会を提供する。	一般市民
4	戸井地区ふれあい学園	高齢者の健康づくりと生きがいのある生活実現のための学習活動・社会参加を促進する学習活動・高齢者の持つ知識や技能を活用できる学習活動を促進し、豊かな地域社会の実現を図る。	戸井地域市民 (60歳以上)
5	生涯スポーツ普及事業 4地区交流パークゴルフ大会（榎法華・恵山・南茅部教育事務所と共催）（※）	健康づくりのきっかけを作るとともに、生涯スポーツとしての普及・振興を図り、4地区市民の交流を深める。	4支所管内地域在住者または勤務者
6	新春書き初め会（榎法華・恵山教育事務所と共催）	新年の清新な雰囲気の中で、日本の伝統文化である書き初めに親しみながら、気を引き締め、集中する力を養う。	榎法華・戸井・恵山地域の小中学生
7	小学生水泳教室	水に慣れ親しみ、正しい泳ぎ方を身につけること等、レベルにあった指導を通して泳ぐことの楽しさを知ってもらうことを目的とする。	小学校2～6年生
8	戸井地区玉入れ大会（※）	生涯スポーツの一環として、幅広い年齢層の人たちが共にスポーツ玉入れを楽しめる機会を提供することにより、参加者同士の交流や親睦、健康増進・体力の向上を目指すとともに地域の活性化と生涯スポーツの振興に寄与する。	中学生以上の一般市民
9	戸井地区ゲートボール大会（※）	ゲートボール競技を通じて屋外スポーツの楽しさを知り、ゲートボール愛好者同士の交流による仲間づくり、高齢者の健康増進および生きがいづくりを目的とする。	一般市民
10	戸井地区秋季ゲートボール交流会	ゲートボール競技を通じて屋外スポーツの楽しさを知り、ゲートボール愛好者同士の交流による仲間づくり、高齢者の健康増進および生きがいづくりを目的とする。（函老連戸井地区連絡協議会との共催）	一般市民
11	戸井地区冬季ゲートボール交流会	冬期間において、戸井地区のゲートボール愛好者が一堂に会し、屋内での交流会をとおして競技力の向上と高齢者の生きがいづくり並びに健康の維持・増進を図る。	一般市民
12	戸井地区バトミントン大会	児童・生徒の交流による仲間づくりと健全育成並びに地域住民の健康増進と地域スポーツの振興を図る。	小学生以上の一般市民
13	道南駅伝競走大会（※）	生涯スポーツの普及と青少年の健全育成を目的に、戸井地区内11.42kmを1チーム4人で競う駅伝大会。	小学生以上の一般市民

（※）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止（R3.1月末現在）

Ⅲ 生涯学習

(5) 恵山教育事務所

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	恵山ふれあいいきいき大学	こころと体の健康や生きがいの創出に資する多様な生涯学習活動を通じ、楽しみながら一般教養や文化芸術に係る造詣を深める機会として各種講座やクラブ活動を実施する。	恵山地域市民(60歳以上)
2	恵山地区文化祭	恵山地区の幼児から高齢者まで幅広い世代の市民が自主的・創造的に取り組んだ様々な地域文化芸術活動の成果を発表する場として、年1回開催し、文化芸術活動団体などと連携を図りながら、市民が気軽に文化芸術に接する機会を提供する。	一般市民および文化芸術活動団体
3	生涯スポーツ普及事業 4地区交流パークゴルフ大会(戸井・楸法華・南茅部教育事務所と共催)(※)	健康づくりのきっかけを作るとともに、生涯スポーツとしての普及・振興を図り、4地区市民の交流を深める。	4支所管内地域在住者または勤務者
4	新春書き初め会(戸井・楸法華教育事務所と共催)	新年の清新な雰囲気の中で、日本の伝統文化である書き初めに親しみながら、気を引き締め、集中する力を養う。	楸法華・戸井・恵山地域の小中学生
5	恵山子どもまつり	小・中学生が遊び、学び、楽しめるプログラムの一環として恵山総合体育館を利用した地域の子どもたちが楽しめるイベントを実施。スポーツ系を中心とした身近な遊びを体験する場を提供する。	恵山地域の小中学生
6	小学生水泳教室	夏場の体力づくりと基本泳法の習得を図る。	恵山地域の小学生
7	小学生バドミントン教室	インストラクターによる指導により技術力の向上を図るとともに、バドミントンを通じ、仲間づくりやスポーツの楽しさを体験する機会を提供する。	恵山地域の小学校3～6年生
8	小学生ミニバレーボール大会	小学生の体力づくりと健康増進を図り、ミニバレーを通じて仲間づくりやスポーツの楽しさを体験させる。	恵山地域の小学校3～6年生
9	冬季ゲートボール大会	冬期間の高齢者の体力づくりと健康増進を目的とし、併せてスポーツを通じ戸井地域の競技者との交流を図る。	恵山・戸井地域のゲートボール愛好者・団体

(※)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止(R3.1月末現在)

Ⅲ 生涯学習

(6) 榎法華教育事務所

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	体験教室事業	小学生を対象に、皆で協力しながら「ものを作る喜び」を感じる機会を提供する。 (バレンタインチョコを作ろう)	榎法華小学校児童
2	生涯スポーツ普及事業 4地区交流パークゴルフ大会(戸井・恵山・南茅部教育事務所と共催)(※)	健康づくりのきっかけを作るとともに、生涯スポーツとしての普及・振興を図り、4地区市民の交流を深める。	4支所管内地域在住者または勤務者
3	生涯スポーツ普及事業 榎法華地区パークゴルフ大会(※)	健康づくりのきっかけを作るとともに、生涯スポーツとしての普及・振興を図り、榎法華地区市民の交流を深める。	榎法華地域に在住する小学生以上または、勤務するパークゴルフ愛好家
4	新春書き初め会(戸井・恵山教育事務所と共催)	新年の清新な雰囲気なかで、日本の伝統文化である書き初めに親しみながら、気を引き締め、集中する力を養う。	榎法華・戸井・恵山地域の小中学生
5	榎法華・風間浦友好地域子ども交流会事業(※)	1泊2日の団体生活や体験活動をとおして、友好を深めながら互いの地域の特色を知ると共に協力する気持ちを養う。	榎法華・風間浦村地区在住の小学校4～6年生
6	高齢者ふれあいいきいき学級事業	高齢者の健康づくりと豊かな知識・経験を活用し、様々な交流やいきがいやふれあいを感じる機会を提供する。(健康講座「軽運動」、文化伝承教室「鏡もちをつくろう」)	榎法華地区在住者(60歳以上)
7	とどほっけ小・中・ふれあい大運動会事業(※)	レクリエーションスポーツをとおして、地域市民の交流促進と健康増進を図る。	榎法華地域在住者
8	健康推進事業(※)	登山をとおして自身の健康づくりや健康増進について考えるきっかけを作るとともに、山登りの楽しさやマナーについて理解を深める。(恵山登山)	市内に在住する小学生以上
9	榎法華地区文化祭事業	榎法華地区における芸術・文化活動の発表や地区住民の交流、芸術鑑賞の機会を提供し、文化振興を図る。 (3年に1回開催～令和4年度(2022年度)開催年)	一般

(※)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止(R3.1月末現在)

Ⅲ 生涯学習

(7) 南茅部教育事務所

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	南茅部地域文化祭	文化作品の展示、各種発表会等	一般市民（南茅部地区居住者優先）
2	夏休み！南茅部地域親子わくわくキャンプ（※）	オリエンテーリング、屋外炊事、テント泊	小学校4～6年生とその保護者（南茅部地区居住者優先）
3	冬休みふるさと体験教室 「親子でおもちゃ作り・もちつき大会」	昔のおもちゃ作りと臼・杵による餅つき体験	小学生とその保護者（南茅部地区居住者優先）
4	函館市南茅部沿岸 漁業大学	資格取得講座 2級小型船舶操縦士資格取得講座	南茅部地区居住者優先
		資格取得講座 フォークリフト運転技能資格取得講座（※）	南茅部地区居住者優先
		女性専科講座 料理教室	女性・南茅部地区居住者優先
		高齢者専科講座（※）	高齢者・南茅部地区居住者優先
		地域教養講座	南茅部地区居住者優先
		専修課程講座（※）	南茅部地区居住者優先
5	生涯スポーツ普及事業 4地区交流パークゴルフ大会（戸井・恵山・楳法華教育事務所と共催）（※）	健康づくりのきっかけを作るとともに、生涯スポーツとしての普及・振興を図り、4地区市民の交流を深める。	4支所管内地域在住者または勤務者
6	南茅部地域野球大会（※）	野球を通して地域住民の親睦と交流を図る。	一般市民
7	南茅部地域マラソン大会	マラソンを通して地域住民の親睦と交流を図る。	小学生～一般
8	南茅部地域ソフトバレーボール大会	ソフトバレーボールを通して地域住民の親睦と交流を図る。	中学生～一般
9	南茅部地域スキー大会	スキーを通して地域住民の親睦と交流を図る。	小学生～一般

（※）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止（R3.1月末現在）

Ⅲ 生涯学習

(3) 博物館

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	企画展	「津軽海峡北岸の縄文遺跡」 史跡大船遺跡・史跡垣ノ島遺跡をふくむ「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、津軽海峡北岸の縄文文化を紹介する。	一般市民
2	展示解説セミナー	企画展「津軽海峡北岸の縄文遺跡」	一般市民
3	博物館講座	昔のおもちゃを作って遊ぼう！	小学生と保護者
		博物館資料のしおりを作ろう！	小学生と保護者
		「博物館旧一号公開」とゲームに出てくる貝や虫を見てみよう！	一般市民
		子ども学芸員になろう！	小学生と保護者
		夏休み自由研究「縄文時代の角遇（かくぐう）をつくろう」 戸井貝塚から出土した鹿角でつくられた人形の角遇を作成。	小学校4年生以上と保護者
		夏休み自由研究「日本画でうちわづくり」 日本画家安積徹氏の指導のもと、日本画を描いてうちわを作る。	小学校4年生以上（保護者同伴可）
		夏休み自由研究「大森浜の貝で標本箱を作ろう」 大森浜で貝殻を拾って分類し、標本箱を作る。	小学生（保護者同伴可）
		夏休み自由研究「博物館子供探検隊」 収蔵庫や作業スペースなど、博物館の裏側を探検する。	小学生と保護者
		夏休み自由研究「黒曜石で矢じりを作ろう」 旧石器人・縄文人と同じ方法で石器を作り、当時の生活用具加工術や狩猟について学ぶ。	小学校4～6年生と保護者
		夏休み自由研究「鹿角で縄文時代の釣り針をつくろう」 縄文時代にも使用された鹿角による釣り針を作成。	小学校4年生以上と保護者
		夏休み自由研究「函館公園ひょうたん池のザリガニを見よう」 外来種であるザリガニを実際に釣り、生態系を学ぶ。	小学生と保護者
		千島アイヌのテンキ技法でコースターをつくろう イネ科の植物ハマニンニク（テンキグサ）を使ってコースターを作成。	一般市民
		秋の美術鑑賞会 波響をみる 蠣崎波響の絵画を博物館内の茶室「杉花亭」で鑑賞。	一般市民
		函館公園満喫歴史ツアー （一財）函館市住宅都市施設公社と連携し、函館公園にまつわる講座を開催。	小学生・一般市民
		体験！日本画講座 日本画家安積徹氏の指導のもと、初めての日本画に挑戦。	一般市民
秋の函館公園・函館山自然観察会 函館公園や函館山を散策し、植物や野鳥などを観察します。	一般市民		
冬の函館公園・函館山自然観察会 函館公園や函館山を散策し、植物を冬芽や野鳥などを観察します。	一般市民		
忘れない！函館大火	小学生・一般市民		
4	学芸員の特別講座	行ってみよう！博物館「博見学のススメ」 希望のテーマに合わせて、各分野の学芸員が博物館資料を利用しながら解説する。	5人以上のグループ
5	館報「サラニップ」の発行	博物館の業務、事業、資料関係を掲載する。	一般市民・関係機関
6	「研究紀要」の発行	博物館活動の一環である、学芸員などの研究成果を発表する。	一般市民・関係機関

(※) は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止（R3.1月末現在）

2 社会教育施設・スポーツ施設の概要

函館市公民館

所在地	青柳町 12-17	開設年月日	S22.5.3			
設置目的	市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため					
設置根拠	函館市公民館条例					
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：R2.4.1～R7.3.31					
構造規模等	鉄筋コンクリート造 2階建（地下 1 階）・レンガ造 2 階建・木造平屋建 延床面積：1,177.03 m ² 敷地面積：1,302.11 m ² [主な諸室]					
	区分		収容人数(人)			
	講堂		1 階 220, 2 階 62, 計 282			
	第 1 集会室		50(机 30, 椅子 50)			
	第 2 集会室		40(机 24, 椅子 40)			
	第 3 集会室		15(机 10, 椅子 15)			
	陶芸実習室		16			
開館時間	午前 9 時～午後 9 時					
休館日	月曜日, 国民の祝日, 年末年始					
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） [利用料金]（単位：円）					
	区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00		
	講堂	600	1,050	1,200		
	第 1 集会室	380	600	750		
	第 2 集会室	380	600	750		
	第 3 集会室	150	300	380		
	陶芸実習室	260	440	530		
	1 陶芸実習室の利用者が陶芸窯を使用する場合は、使用 1 時間までごとに 200 円を支払う 2 暖房を使用した場合は 5 割増し					
事業実績（R 元）	○高齢者大学青柳校 5/9～11/7 23 回実施（健康、歴史、ボランティア、音楽など） ○公民館講座 成人対象 12 講座、計 59 回実施（コーラス、着付けなど） 親子対象 2 講座、計 4 回実施（トールペイント、陶芸） 子ども対象 4 講座、計 13 回実施（絵てがみ、絵画、土鈴づくり、書き初め） ○地域交流事業 異世代音楽交流会、公民館講座受講生作品展 ○自主事業 丘の上の芸術祭					
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R 元
	利用者数(人)	21,537	25,398	25,205	30,788	25,025

Ⅲ 生涯学習【函館市亀田公民館】

函館市亀田公民館

(※ R2.3.31 で廃止)

所在地	富岡町1丁目18番33号	開設年月日	S38.6.29																										
設置目的	市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため																												
設置根拠	函館市公民館条例																												
運営主体	※R2.3.31 で廃止																												
構造規模等	木造モルタル2階建 延床面積：489.24㎡ 敷地面積：760.00㎡ [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>80 (机 50, 椅子 80)</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>20 (机 10, 椅子 20)</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>30 (座卓 26, 座 30)</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>30 (座卓 24, 座 30)</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>					区分	収容人数(人)	講堂	80 (机 50, 椅子 80)	第1集会室	20 (机 10, 椅子 20)	第2集会室	30 (座卓 26, 座 30)	第3集会室	30 (座卓 24, 座 30)	調理室	24												
区分	収容人数(人)																												
講堂	80 (机 50, 椅子 80)																												
第1集会室	20 (机 10, 椅子 20)																												
第2集会室	30 (座卓 26, 座 30)																												
第3集会室	30 (座卓 24, 座 30)																												
調理室	24																												
開館時間	午前9時～午後9時																												
休館日	月曜日, 国民の祝日, 年末年始																												
使用料 (利用料金)	利用料金制 (■有 □無) [利用料金] (単位: 円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～正午</th> <th>正午～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>240</td> <td>420</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>180</td> <td>300</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>360</td> <td>600</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>360</td> <td>600</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>240</td> <td>420</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table> ※ 暖房を使用した場合は5割増し					区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	講堂	240	420	480	第1集会室	180	300	360	第2集会室	360	600	660	第3集会室	360	600	660	調理室	240	420	480
区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00																										
講堂	240	420	480																										
第1集会室	180	300	360																										
第2集会室	360	600	660																										
第3集会室	360	600	660																										
調理室	240	420	480																										
事業等実績 (R 元)	○公民館講座 成人対象7講座, 計47回実施 (絵手紙, 着付け など) 親子対象2講座, 計5回実施 (体操, お菓子づくり) 子ども対象2講座, 計2回実施 (ハーバリウム, 書き初め) ○地域交流事業 ざいだん地域講習会「普通救命講習」, 異世代フラダンス交流会など 亀田公民館講座受講生作品展 (公民館講座において作成した受講生作品の展示会) ○体験講座 12講座 (生け花, 手芸, 料理教室など)																												
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>17,031</td> <td>16,423</td> <td>15,178</td> <td>15,622</td> <td>12,965</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	17,031	16,423	15,178	15,622	12,965												
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
利用者数(人)	17,031	16,423	15,178	15,622	12,965																								

函館市亀田交流プラザ

所在地	美原1丁目26番12号	開設年月日	R2.4.1																																				
設置目的	幅広い世代の市民に生涯にわたる学習活動の場および多様な交流の場を提供し、もって豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与するため																																						
設置根拠	函館市亀田交流プラザ条例																																						
運営主体	指定管理者（公募）：函館しあわせ創造パートナーズ 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																																						
構造規模等	<p>鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階，地上3階，塔屋1階建 延床面積：7,387.55㎡ 敷地面積：3,985.40㎡ 駐車場110台（地下・ピロティ部・屋外）</p> <p>[主な諸室]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂1</td> <td>222㎡（椅子約290）</td> </tr> <tr> <td>講堂2</td> <td>168㎡（椅子約240）</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>307㎡</td> </tr> <tr> <td>大会議室1</td> <td>159.72㎡（椅子約190）</td> </tr> <tr> <td>大会議室2</td> <td>144.14㎡（椅子約180）</td> </tr> <tr> <td>大会議室3</td> <td>150.24㎡（椅子約180）</td> </tr> <tr> <td>小会議室1</td> <td>39.33㎡（椅子約60）</td> </tr> <tr> <td>小会議室2</td> <td>39.33㎡（椅子約60）</td> </tr> <tr> <td>小会議室3</td> <td>36.77㎡（椅子約50）</td> </tr> <tr> <td>小会議室4</td> <td>36.77㎡（椅子約50）</td> </tr> <tr> <td>研修室（和洋兼用）</td> <td>41.25㎡（座椅子約16）</td> </tr> <tr> <td>研修室（調理設備付）</td> <td>24.15㎡</td> </tr> <tr> <td>交流集会室</td> <td>75.48㎡（椅子約100）</td> </tr> <tr> <td>交流活動室1～5</td> <td>17.58～26.05㎡</td> </tr> <tr> <td>子ども体育室</td> <td>155.56㎡</td> </tr> <tr> <td>シャワー室（男女）</td> <td>男女各7.14㎡ 各2基</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> その他諸室等 軽運動室(25.30㎡)，保健相談室（保健師配置）， 子ども活動室（児童図書配置）， ふれあいホール（図書3,251冊，カフェ） </td> </tr> </tbody> </table>			区分	面積・収容人数(人)	講堂1	222㎡（椅子約290）	講堂2	168㎡（椅子約240）	体育室	307㎡	大会議室1	159.72㎡（椅子約190）	大会議室2	144.14㎡（椅子約180）	大会議室3	150.24㎡（椅子約180）	小会議室1	39.33㎡（椅子約60）	小会議室2	39.33㎡（椅子約60）	小会議室3	36.77㎡（椅子約50）	小会議室4	36.77㎡（椅子約50）	研修室（和洋兼用）	41.25㎡（座椅子約16）	研修室（調理設備付）	24.15㎡	交流集会室	75.48㎡（椅子約100）	交流活動室1～5	17.58～26.05㎡	子ども体育室	155.56㎡	シャワー室（男女）	男女各7.14㎡ 各2基	その他諸室等 軽運動室(25.30㎡)，保健相談室（保健師配置）， 子ども活動室（児童図書配置）， ふれあいホール（図書3,251冊，カフェ）	
区分	面積・収容人数(人)																																						
講堂1	222㎡（椅子約290）																																						
講堂2	168㎡（椅子約240）																																						
体育室	307㎡																																						
大会議室1	159.72㎡（椅子約190）																																						
大会議室2	144.14㎡（椅子約180）																																						
大会議室3	150.24㎡（椅子約180）																																						
小会議室1	39.33㎡（椅子約60）																																						
小会議室2	39.33㎡（椅子約60）																																						
小会議室3	36.77㎡（椅子約50）																																						
小会議室4	36.77㎡（椅子約50）																																						
研修室（和洋兼用）	41.25㎡（座椅子約16）																																						
研修室（調理設備付）	24.15㎡																																						
交流集会室	75.48㎡（椅子約100）																																						
交流活動室1～5	17.58～26.05㎡																																						
子ども体育室	155.56㎡																																						
シャワー室（男女）	男女各7.14㎡ 各2基																																						
その他諸室等 軽運動室(25.30㎡)，保健相談室（保健師配置）， 子ども活動室（児童図書配置）， ふれあいホール（図書3,251冊，カフェ）																																							
開館時間	午前9時から午後10時まで (ふれあいホールは午前8時15分から午後10時30分まで)																																						
休館日	年末年始																																						

Ⅲ 生涯学習【函館市亀田交流プラザ】

区分		午前	午後	夜間
		9:00～正午	正午～17:00	17:00～22:00
講堂 1		3,300	4,400	4,400
講堂 2		2,400	3,200	3,200
体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	1,200	1,600	1,600
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	4,500	6,000	6,000
大会議室 1		2,400	3,200	3,200
大会議室 2		2,100	2,800	2,800
大会議室 3		2,100	2,800	2,800
小会議室 1		600	800	800
小会議室 2		600	800	800
小会議室 3		600	800	800
小会議室 4		600	800	800
研修室 1		600	800	800
研修室 2		300	400	400
交流集会室		1,200	1,600	1,600
子ども体育室		600	800	800
シャワー室	1人1回につき			

備考

- 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による使用料の額（以下「基本使用料の額」という。）を合算した額とする。
- 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、基本使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 大会議室をそれぞれ全体の面積の2分の1に相当する面積で使用する場合は、それぞれの基本使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本使用料の額（午後10時以後にわたる超過時間については、夜間の基本使用料の額）の2分の1に相当する額を徴収する。

Ⅲ 生涯学習【函館市戸井西部総合センター】

函館市戸井西部総合センター

所在地	小安町525番地1	開設年月日	H28.4.1																										
設置目的	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資するため																												
設置根拠	函館市地域生涯学習センター条例																												
運営主体	直営																												
構造規模等	鉄骨造平屋建 延床面積：818.09㎡ 敷地面積：27,168.00㎡ [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会ホール</td> <td>207.48㎡ 椅子席240程度</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>83.72㎡ 50席程度</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>53.34㎡ 調理台3台</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>22.79㎡</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>23.60㎡</td> </tr> </tbody> </table>					区分	面積・収容人数(人)	集会ホール	207.48㎡ 椅子席240程度	研修室	83.72㎡ 50席程度	調理室	53.34㎡ 調理台3台	和室1	22.79㎡	和室2	23.60㎡												
区分	面積・収容人数(人)																												
集会ホール	207.48㎡ 椅子席240程度																												
研修室	83.72㎡ 50席程度																												
調理室	53.34㎡ 調理台3台																												
和室1	22.79㎡																												
和室2	23.60㎡																												
開館時間	午前9時～午後9時																												
休館日	月曜日、年末年始																												
使用料	[使用料] (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～正午</th> <th>正午～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会ホール</td> <td>4,200</td> <td>5,460</td> <td>7,090</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>2,100</td> <td>2,730</td> <td>3,540</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>3,150</td> <td>4,090</td> <td>5,320</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> </tbody> </table> <p>※11月1日から4月30日までの日によっては、上表の規定による使用料の額の2割増しの額とする。</p>					区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	集会ホール	4,200	5,460	7,090	研修室	2,100	2,730	3,540	調理室	3,150	4,090	5,320	和室1	1,050	1,360	1,770	和室2	1,050	1,360	1,770
区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00																										
集会ホール	4,200	5,460	7,090																										
研修室	2,100	2,730	3,540																										
調理室	3,150	4,090	5,320																										
和室1	1,050	1,360	1,770																										
和室2	1,050	1,360	1,770																										
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>-</td> <td>6,733</td> <td>6,993</td> <td>7,127</td> <td>6,552</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	-	6,733	6,993	7,127	6,552												
	H27	H28	H29	H30	R元																								
利用者数(人)	-	6,733	6,993	7,127	6,552																								

Ⅲ 生涯学習【函館市戸井生涯学習センター】

函館市戸井生涯学習センター

所在地	浜町 33 番地 2	開設年月日	H10.4.1																																		
設置目的	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資するため																																				
設置根拠	函館市地域生涯学習センター条例																																				
運営主体	直営																																				
構造規模等	木造一部鉄骨造平屋建 延床面積：694.62 m ² 敷地面積：3,119.05 m ² [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>223.56 m²</td> </tr> <tr> <td>研修室 A</td> <td>34.02 m²</td> </tr> <tr> <td>研修室 B</td> <td>28.35 m²</td> </tr> <tr> <td>研修室 C</td> <td>102.06 m²</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>34.02 m²</td> </tr> </tbody> </table>					区分	面積・収容人数(人)	講堂	223.56 m ²	研修室 A	34.02 m ²	研修室 B	28.35 m ²	研修室 C	102.06 m ²	茶室	34.02 m ²																				
区分	面積・収容人数(人)																																				
講堂	223.56 m ²																																				
研修室 A	34.02 m ²																																				
研修室 B	28.35 m ²																																				
研修室 C	102.06 m ²																																				
茶室	34.02 m ²																																				
開館時間	午前 9 時～午後 9 時																																				
休館日	日曜日, 国民の祝日, 年末年始																																				
使用料	[使用料] (単位: 円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～正午</th> <th>正午～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>4,200</td> <td>5,460</td> <td>7,090</td> </tr> <tr> <td>研修室 A</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>研修室 B</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>研修室 C</td> <td>2,100</td> <td>2,730</td> <td>3,540</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>3,150</td> <td>4,090</td> <td>5,320</td> </tr> <tr> <td>工房</td> <td>3,150</td> <td>4,090</td> <td>5,320</td> </tr> </tbody> </table> ※ 暖房を使用した場合は、時間区分ごとにストーブ 1 台につき 200 円を徴収する。					区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	講堂	4,200	5,460	7,090	研修室 A	1,050	1,360	1,770	研修室 B	1,050	1,360	1,770	研修室 C	2,100	2,730	3,540	茶室	1,050	1,360	1,770	調理実習室	3,150	4,090	5,320	工房	3,150	4,090	5,320
区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00																																		
講堂	4,200	5,460	7,090																																		
研修室 A	1,050	1,360	1,770																																		
研修室 B	1,050	1,360	1,770																																		
研修室 C	2,100	2,730	3,540																																		
茶室	1,050	1,360	1,770																																		
調理実習室	3,150	4,090	5,320																																		
工房	3,150	4,090	5,320																																		
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>2,768</td> <td>2,432</td> <td>3,396</td> <td>1,926</td> <td>2,951</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	2,768	2,432	3,396	1,926	2,951																				
	H27	H28	H29	H30	R 元																																
利用者数(人)	2,768	2,432	3,396	1,926	2,951																																

Ⅲ 生涯学習【函館市戸井総合学習センター】

函館市戸井総合学習センター

所在地	浜町 308 番地 1	開設年月日	S53.10.1																														
設置目的	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資するため																																
設置根拠	函館市地域生涯学習センター条例																																
運営主体	直営																																
構造規模等	鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積：1,628.00 m ² 敷地面積：1,483.44 m ² [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>496.4 m²</td> </tr> <tr> <td>研修会議室</td> <td>244.75 m²</td> </tr> <tr> <td>青年研修室</td> <td>57.75 m²</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>52.5 m²</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>38.5 m²</td> </tr> </tbody> </table>					区分	面積・収容人数(人)	大会議室	496.4 m ²	研修会議室	244.75 m ²	青年研修室	57.75 m ²	研修室	52.5 m ²	小会議室	38.5 m ²																
区分	面積・収容人数(人)																																
大会議室	496.4 m ²																																
研修会議室	244.75 m ²																																
青年研修室	57.75 m ²																																
研修室	52.5 m ²																																
小会議室	38.5 m ²																																
開館時間	午前 9 時～午後 9 時																																
休館日	日曜日, 国民の祝日, 年末年始																																
使用料	[使用料] (単位: 円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～正午</th> <th>正午～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>5,250</td> <td>6,820</td> <td>8,870</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>3,150</td> <td>4,090</td> <td>5,320</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>2,100</td> <td>2,730</td> <td>3,540</td> </tr> <tr> <td>研修会議室</td> <td>4,200</td> <td>5,460</td> <td>7,090</td> </tr> <tr> <td>青年研修室</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>3,150</td> <td>4,090</td> <td>5,320</td> </tr> </tbody> </table> ※ 11月1日から4月30日までの日にあつては、この表の規定による使用料の2割増しの額とする。					区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	大会議室	5,250	6,820	8,870	小会議室	3,150	4,090	5,320	研修室	2,100	2,730	3,540	研修会議室	4,200	5,460	7,090	青年研修室	1,050	1,360	1,770	調理実習室	3,150	4,090	5,320
区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00																														
大会議室	5,250	6,820	8,870																														
小会議室	3,150	4,090	5,320																														
研修室	2,100	2,730	3,540																														
研修会議室	4,200	5,460	7,090																														
青年研修室	1,050	1,360	1,770																														
調理実習室	3,150	4,090	5,320																														
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>1,244</td> <td>1,450</td> <td>1,764</td> <td>1,376</td> <td>1,393</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	1,244	1,450	1,764	1,376	1,393																
	H27	H28	H29	H30	R 元																												
利用者数(人)	1,244	1,450	1,764	1,376	1,393																												

Ⅲ 生涯学習【函館市榎法華総合センター】

函館市榎法華総合センター

所在地	新浜町 156 番地 1	開設年月日	S55.9																																			
設置目的	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資するため																																					
設置根拠	函館市地域生涯学習センター条例																																					
運営主体	直営																																					
構造規模等	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積：1,457.17 m ² 敷地面積：7,043.44 m ² [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>440.00 m² うち舞台 100.00 m²</td> </tr> <tr> <td>第 1 研修室</td> <td>和室 46.74 m²</td> </tr> <tr> <td>第 2 研修室</td> <td>洋室 56.26 m²</td> </tr> <tr> <td>第 3 研修室</td> <td>和室 36.85 m²</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>45.10 m²</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>45.10 m²</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>90.20 m²</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td>34.10 m²</td> </tr> </tbody> </table>					区分	面積・収容人数(人)	大ホール	440.00 m ² うち舞台 100.00 m ²	第 1 研修室	和室 46.74 m ²	第 2 研修室	洋室 56.26 m ²	第 3 研修室	和室 36.85 m ²	会議室	45.10 m ²	視聴覚室	45.10 m ²	調理実習室	90.20 m ²	プレイルーム	34.10 m ²															
区分	面積・収容人数(人)																																					
大ホール	440.00 m ² うち舞台 100.00 m ²																																					
第 1 研修室	和室 46.74 m ²																																					
第 2 研修室	洋室 56.26 m ²																																					
第 3 研修室	和室 36.85 m ²																																					
会議室	45.10 m ²																																					
視聴覚室	45.10 m ²																																					
調理実習室	90.20 m ²																																					
プレイルーム	34.10 m ²																																					
開館時間	午前 9 時～午後 9 時																																					
休館日	日曜日および土曜日、国民の祝日、年末年始																																					
使用料	[使用料] (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～17:00 (1h につき)</th> <th>17:00～21:00 (1h につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>2,060</td> <td>3,090</td> </tr> <tr> <td>大ホールステージ設備</td> <td>1,030</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>第 1 研修室</td> <td>1,030</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>第 2 研修室</td> <td>1,550</td> <td>2,320</td> </tr> <tr> <td>第 3 研修室</td> <td>1,240</td> <td>1,850</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>820</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,030</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>820</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td>520</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>820</td> <td>1,240</td> </tr> </tbody> </table> 全館（結婚式、葬祭等で使用する場合に限る。） 1 日につき 15,400					区分	9:00～17:00 (1h につき)	17:00～21:00 (1h につき)	大ホール	2,060	3,090	大ホールステージ設備	1,030	1,550	第 1 研修室	1,030	1,550	第 2 研修室	1,550	2,320	第 3 研修室	1,240	1,850	会議室	820	1,240	調理実習室	1,030	1,550	視聴覚室	820	1,240	プレイルーム	520	770	控室	820	1,240
区分	9:00～17:00 (1h につき)	17:00～21:00 (1h につき)																																				
大ホール	2,060	3,090																																				
大ホールステージ設備	1,030	1,550																																				
第 1 研修室	1,030	1,550																																				
第 2 研修室	1,550	2,320																																				
第 3 研修室	1,240	1,850																																				
会議室	820	1,240																																				
調理実習室	1,030	1,550																																				
視聴覚室	820	1,240																																				
プレイルーム	520	770																																				
控室	820	1,240																																				
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>3,457</td> <td>3,862</td> <td>3,739</td> <td>1,479</td> <td>2,868</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	3,457	3,862	3,739	1,479	2,868																					
	H27	H28	H29	H30	R 元																																	
利用者数(人)	3,457	3,862	3,739	1,479	2,868																																	

Ⅲ 生涯学習【函館市南茅部総合センター】

函館市南茅部総合センター

所在地	川汲町 1520 番地 4	開設年月日	S47.9.2																																					
設置目的	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資するため																																							
設置根拠	函館市地域生涯学習センター条例																																							
運営主体	直営																																							
構造規模等	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 延床面積：1,409.69 m ² 敷地面積：3,461.48 m ² [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂 (ステージ含)</td> <td colspan="2">376.88</td> </tr> <tr> <td>第 1 会議室</td> <td colspan="2">35.52</td> </tr> <tr> <td>第 2 会議室</td> <td colspan="2">35.52</td> </tr> <tr> <td>第 1 研修室</td> <td colspan="2">60.66</td> </tr> <tr> <td>第 2 研修室</td> <td colspan="2">88.63</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td colspan="2">72.88</td> </tr> </tbody> </table>					区分	面積・収容人数(人)		講堂 (ステージ含)	376.88		第 1 会議室	35.52		第 2 会議室	35.52		第 1 研修室	60.66		第 2 研修室	88.63		調理室	72.88															
区分	面積・収容人数(人)																																							
講堂 (ステージ含)	376.88																																							
第 1 会議室	35.52																																							
第 2 会議室	35.52																																							
第 1 研修室	60.66																																							
第 2 研修室	88.63																																							
調理室	72.88																																							
開館時間	午前 9 時～午後 9 時																																							
休館日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始																																							
使用料	[使用料] (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～正午</th> <th>正午～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> <th>9:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>3,090</td> <td>4,630</td> <td>6,180</td> <td>12,360</td> </tr> <tr> <td>第 1 会議室</td> <td>1,230</td> <td>1,850</td> <td>2,470</td> <td>4,530</td> </tr> <tr> <td>第 2 会議室(視聴覚室)</td> <td>1,230</td> <td>1,850</td> <td>2,470</td> <td>4,530</td> </tr> <tr> <td>第 1 研修室</td> <td>1,230</td> <td>1,850</td> <td>2,470</td> <td>4,530</td> </tr> <tr> <td>第 2 研修室</td> <td>1,230</td> <td>1,850</td> <td>2,470</td> <td>4,530</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1,440</td> <td>2,470</td> <td>3,090</td> <td>6,180</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、上表の規定による使用料の額の 5 割増しの額とする。</p> <p>※ 暖房を使用した場合は、暖房に係る使用料として、講堂にあっては使用 1 時間までごとに 1,030 円を、講堂以外の使用場所にあってはそれぞれ 1 時間までごとに 300 円を徴収する。</p>					区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00	講堂	3,090	4,630	6,180	12,360	第 1 会議室	1,230	1,850	2,470	4,530	第 2 会議室(視聴覚室)	1,230	1,850	2,470	4,530	第 1 研修室	1,230	1,850	2,470	4,530	第 2 研修室	1,230	1,850	2,470	4,530	調理室	1,440	2,470	3,090	6,180
区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00																																				
講堂	3,090	4,630	6,180	12,360																																				
第 1 会議室	1,230	1,850	2,470	4,530																																				
第 2 会議室(視聴覚室)	1,230	1,850	2,470	4,530																																				
第 1 研修室	1,230	1,850	2,470	4,530																																				
第 2 研修室	1,230	1,850	2,470	4,530																																				
調理室	1,440	2,470	3,090	6,180																																				
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>6,350</td> <td>6,708</td> <td>5,697</td> <td>7,224</td> <td>6,051</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	6,350	6,708	5,697	7,224	6,051																							
	H27	H28	H29	H30	R 元																																			
利用者数(人)	6,350	6,708	5,697	7,224	6,051																																			

Ⅲ 生涯学習【函館市青年センター】

函館市青年センター

所在地	千代台町 27 番 5 号	開設年月日	S44.5.17	
設置目的	青少年の教養の向上，健康の増進ならびに情操の純化をはかるため			
設置根拠	函館市青年センター条例			
運営主体	指定管理者（公募）：函館市青年サークル協議会グループ 指定期間：H29.4.1～R4.3.31			
構造規模等	鉄筋コンクリート造 2 階建（本館）鉄骨造平屋建（体育館） 延床面積：1,786.20 m ² 敷地面積：2,360.00 m ² [主な諸室]			
	区分	面積・収容人数		
	体育館	540 m ² ・約 200		
	第 1 クラブ室	59 m ² ・約 24		
	第 2 クラブ室	30 m ² ・約 10		
	会議室	84 m ² ・約 48		
	和室	14 畳・約 10		
	音楽視聴覚室	46 m ² ・約 15		
	調理実習室	44 m ² ・約 12		
開館時間	午前 9 時～午後 1 0 時			
休館日	水曜日（夜間臨時開館実施），年末年始			
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [使用料]（単位：円）			
	区分	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00
	体育館	各 2,500(1,750)	各 2,500(1,750)	5,000(2,000)
	第 1 クラブ室	各 700(120)	各 700(120)	1,000(140)
	第 2 クラブ室	各 400(70)	各 400(70)	500(80)
	会議室	各 800(150)	各 800(150)	1,300(170)
	和室	各 600(110)	各 600(110)	900(120)
	音楽視聴覚室	各 300(60)	各 300(60)	500(60)
	調理実習室	各 1,500(110)	各 1,500(110)	2,000(120)
	※ 暖房を使用したときは（ ）内の額を加算			
事業実績（R 元）	<ul style="list-style-type: none"> ○教養講座 17 講座（物づくり，健康，教養，料理など） ○育成・相談事業（青年サポートデスク Plus，青年ライブラリー，「ゆうすかわらばん」の発行等） ○余暇活動に必要な施設，設備の提供および指導（七夕イベント，青年センターフェスティバル，はこだてカルチャーナイト 2019 等） ○若者の居場所づくり（勉強スペース応援 DAY，高校生へのヒアリングおよびアンケート実施等） ○その他若者支援（小中学生のためのプログラミング教室） ○自主事業（コピー・ラミネートサービス，音響機材・プロジェクター貸出等） 			

Ⅲ 生涯学習【函館市青年センター】

利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R 元
	主催事業(人)	4,730	5,134	4,645	5,389	5,104
	優先利用(人)	13,357	15,115	12,815	12,766	12,331
	一般利用(人)	43,786	49,551	46,435	42,594	40,800
	合計(人)	61,873	69,800	63,895	60,749	58,235

函館市青少年研修センター(ふるる函館) ・

所在地	谷地頭町 5 番 14 号	開設年月日	H8.7.21																																		
設置目的	団体宿泊研修その他団体活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の生涯学習活動の推進に資するため																																				
設置根拠	函館市青少年研修センター条例																																				
運営主体	指定管理者（公募）：ワーカーズコープ茜 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																																				
構造規模等	木造 2 階建（宿泊棟）鉄筋コンクリート造平屋建（浴室棟） 鉄骨造平屋建（研修棟・体育館） 延床面積：2,178.48 m ² 敷地面積：8,395.02 m ² [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊室</td> <td>120 洋室宿泊室：4名定員2室 6名定員8室・12名定員2室 和室宿泊室：4名定員2室</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>461m²</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>126m²・120</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>54m²・50</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>35m²・30</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>30畳・20</td> </tr> </tbody> </table>			区分	面積・収容人数	宿泊室	120 洋室宿泊室：4名定員2室 6名定員8室・12名定員2室 和室宿泊室：4名定員2室	体育館	461m ²	大研修室	126m ² ・120	中研修室	54m ² ・50	小研修室	35m ² ・30	和室	30畳・20																				
区分	面積・収容人数																																				
宿泊室	120 洋室宿泊室：4名定員2室 6名定員8室・12名定員2室 和室宿泊室：4名定員2室																																				
体育館	461m ²																																				
大研修室	126m ² ・120																																				
中研修室	54m ² ・50																																				
小研修室	35m ² ・30																																				
和室	30畳・20																																				
開館時間	午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 3 0 分																																				
休館日	月曜日，祝日，年末年始																																				
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） [利用料金]（単位：円） ○団体宿泊研修による使用の利用料金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用料金（1人1泊・円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童および生徒（中学校に在学する者に限る）ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>生徒（高等学校に在学する者に限る）および学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>勤労青少年およびこれに準ずる者（指導者または引率者を含む）</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> ※ 暖房期間（11月1日から翌年の4月30日まで）は、利用料金の5割に相当する額を加算する ※ 事情により宿泊をしない者に係る利用料金の額は、上表および前項の規定による額の2分の1に相当する額とする ○団体宿泊研修以外による使用の利用料金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～13:00</th> <th>13:00～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>				利用料金（1人1泊・円）	児童および生徒（中学校に在学する者に限る）ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）	200	生徒（高等学校に在学する者に限る）および学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）	400	勤労青少年およびこれに準ずる者（指導者または引率者を含む）	400	その他の者	1,000	区分	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	体育館	2,000	2,000	2,000	大研修室	600	600	600	中研修室	300	300	300	小研修室	200	200	200	和室	300	300	300
	利用料金（1人1泊・円）																																				
児童および生徒（中学校に在学する者に限る）ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）	200																																				
生徒（高等学校に在学する者に限る）および学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）	400																																				
勤労青少年およびこれに準ずる者（指導者または引率者を含む）	400																																				
その他の者	1,000																																				
区分	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00																																		
体育館	2,000	2,000	2,000																																		
大研修室	600	600	600																																		
中研修室	300	300	300																																		
小研修室	200	200	200																																		
和室	300	300	300																																		

Ⅲ 生涯学習【函館市青少年研修センター(ふるる函館) ・】

	※ 暖房期間（11月1日から翌年の4月30日まで）は、利用料金の5割に相当する額を加算する																													
事業実績（R元）	<p>○宿泊型プログラム 函館山を知ろう、食育キャンプ、ふるる函館夏・冬キャンプ、ネイチャーキャンプ 等</p> <p>○日帰型プログラム ものづくりチャレンジ、ふるる探検隊、ふるる函館寺子屋教室（夏・冬休み）、ふるる音楽会 等</p> <p>○グローバル人材育成 海外青年との合宿型研修、多言語講座</p> <p>○世代間交流による職業観育成 地域の大人によるキャリア教育、世代間遊びを通じた3世代元気事業</p> <p>○次世代リーダー育成 プロジェクトワイルド鳥編エドゥケーター養成講習会 等</p> <p>○施設利用者向け体験プログラム 創作プログラム、科学実験プログラム、物品貸出・販売</p>																													
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊利用(人)</td> <td>13,795</td> <td>13,141</td> <td>13,074</td> <td>13,069</td> <td>11,217</td> </tr> <tr> <td>日帰利用(人)</td> <td>18,791</td> <td>15,071</td> <td>11,716</td> <td>15,526</td> <td>11,622</td> </tr> <tr> <td>合計(人)</td> <td>32,586</td> <td>28,212</td> <td>24,790</td> <td>28,595</td> <td>22,839</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	R元	宿泊利用(人)	13,795	13,141	13,074	13,069	11,217	日帰利用(人)	18,791	15,071	11,716	15,526	11,622	合計(人)	32,586	28,212	24,790	28,595	22,839
	H27	H28	H29	H30	R元																									
宿泊利用(人)	13,795	13,141	13,074	13,069	11,217																									
日帰利用(人)	18,791	15,071	11,716	15,526	11,622																									
合計(人)	32,586	28,212	24,790	28,595	22,839																									

Ⅲ 生涯学習【函館市亀田青少年会館】

函館市亀田青少年会館

(※ R2.3.31 で廃止)

所在地	亀田本町 19 番 21 号	開設年月日	S47.4.3						
設置目的	青少年の教養の向上および健康の増進を図り、ならびに豊かな情操を養い、もって青少年の健全な育成に資するため								
設置根拠	函館市亀田青少年会館条例								
運営主体	指定管理者（公募）：一般社団法人はこだて子どもの広場を創る会 指定期間：H29.4.1～R2.3.31								
構造規模等	鉄筋コンクリート造平屋建（本館）鉄骨造平屋建（体育館） 延床面積：514.05㎡ 敷地面積：3,372.12㎡ [主な諸室]								
	区分		面積・収容人数						
	体育室		291.5㎡						
	研修室		62.6㎡・約 50						
開館時間	午前 9 時～午後 9 時								
休館日	月曜日，年末年始								
使用料（利用料金）	利用料金制（□有 ■無） [使用料]（単位：円）								
	区分	9:00～正午		正午～17:00		17:00～21:00		9:00～21:00	
		夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季
	体育館	720	960	960	1,200	1,200	1,440	2,400	3,120
	研修室	360	480	480	600	600	720	1,200	1,560
	※ 夏季は 5 月 1 日から 10 月 31 日まで，冬季は 11 月 1 日から 4 月 30 日まで								
事業実績（R 元）	○教養講座等 料理教室，花壇づくり，キャンドルナイト，亀田川のいきものをさがそう ほか ○指導者の養成および団体活動の育成 卓球教室，空手教室，英語教室，絵画教室 ○職業・交友・健康その他の生活相談 子どもの広場 ○余暇活動に必要な施設，設備の提供および指導 じゃんけん，○×クイズ大会，逆じゃんけん大会，お誕生会 ほか								
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R 元			
	主催事業(人)	13,146	13,665	12,937	11,046	9,200			
	共催事業(人)	5,270	5,144	3,701	3,333	2,494			
	優先利用(人)	13,452	13,742	10,005	9,975	8,961			
	一般利用(人)	6,026	5,784	5,833	6,912	5,818			
	合計(人)	37,894	38,335	32,476	31,266	26,473			

Ⅲ 生涯学習【函館市中央図書館】

函館市中央図書館

所在地	五稜郭町 26 番 1 号	開設年月日	H17.11.27																						
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																								
設置根拠	函館市図書館条例																								
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																								
構造規模等	<p>鉄筋コンクリート造一部鉄骨地下 1 階地上 2 階建 延床面積：7,687.13 ㎡（1 階 5,143.81, 2 階 2,098.58, 地階 420.51, 屋上 24.23 ㎡） 1 階 開架スペース、視聴覚ホール、事務室ほか 2 階 レファレンスコーナー、読書テラス、閉架書庫、研修室（大、中、小）ほか 敷地面積：11,707.81 ㎡ 駐車場 150 台、駐輪場 152 台</p> <p>[主な諸室]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚ホール</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>[蔵書数]（「函館の図書館 2020」より）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般図書</td> <td>407,440 冊</td> </tr> <tr> <td>児童図書</td> <td>83,254 冊</td> </tr> <tr> <td>郷土資料</td> <td>162,945 冊</td> </tr> <tr> <td>AV 資料</td> <td>15,316 点</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>281 タイトル (開架コーナーにあるもの)</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>16 紙</td> </tr> </tbody> </table>			区分	収容人数（人）	視聴覚ホール	152	大研修室	50	中研修室	30	小研修室	10	一般図書	407,440 冊	児童図書	83,254 冊	郷土資料	162,945 冊	AV 資料	15,316 点	雑誌	281 タイトル (開架コーナーにあるもの)	新聞	16 紙
区分	収容人数（人）																								
視聴覚ホール	152																								
大研修室	50																								
中研修室	30																								
小研修室	10																								
一般図書	407,440 冊																								
児童図書	83,254 冊																								
郷土資料	162,945 冊																								
AV 資料	15,316 点																								
雑誌	281 タイトル (開架コーナーにあるもの)																								
新聞	16 紙																								
開館時間	午前 9 時 30 分～午後 8 時（視聴覚ホール・研修室は午後 9 時）																								
休館日	水曜日、年末年始、図書特別整理期間（年 1 回 10 日以内）、館内整理日（毎月最終金曜日）																								
使用料（利用料金）	<p>利用料金制（<input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無） [使用料]（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:30～正午</th> <th>13:00～16:30</th> <th>17:30～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚ホール</td> <td>4,000</td> <td>6,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>1,200</td> <td>1,700</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>600</td> <td>900</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間 1 時間（1 時間未満の時間は、1 時間とする。）につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料の額の 5 割に相当する額を徴収する。</p>			区分	9:30～正午	13:00～16:30	17:30～21:00	視聴覚ホール	4,000	6,000	7,000	大研修室	1,200	1,700	2,100	中研修室	600	900	1,100	小研修室	300	500	600		
区分	9:30～正午	13:00～16:30	17:30～21:00																						
視聴覚ホール	4,000	6,000	7,000																						
大研修室	1,200	1,700	2,100																						
中研修室	600	900	1,100																						
小研修室	300	500	600																						

Ⅲ 生涯学習【函館市中央図書館】

<p>事業実績（R元）</p>	<p>○ボランティア受入業務 読み聞かせ団体登録と読み聞かせ会の実施，個人ボランティア登録と活動，点訳・朗読奉仕団体登録と活動</p> <p>○えほんふれあい事業 ボランティアによる読み聞かせのほか，リーフレット等を配布</p> <p>○各種講座の開催 図書館ボランティア養成講座，郷土の歴史講座，古文書解読講座ほか</p> <p>○各種イベントの開催 上映会の実施，子どものお楽しみイベント，秋の読書週間イベントほか</p> <p>○市民文芸作品公募，「市民文芸」刊行事業</p> <p>○その他 ボランティア交流会，資料展示業務，リサイクル図書譲渡会，東部4支所管内小学校向けコンテナ使ほか</p> <p>○自主事業 軽食喫茶運営事業，飲料水自動販売機設置事業，コピー・プリントアウト・マイクロリーダーサービス事業，東部4支所管内小学校向けコンテナ便の実施ほか</p>																																																												
<p>利用者数等の推移</p>	<p>[図書]</p> <table border="1" data-bbox="467 842 1378 1010"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>233,124</td> <td>219,244</td> <td>210,819</td> <td>222,276</td> <td>207,355</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>984,760</td> <td>929,044</td> <td>902,749</td> <td>957,648</td> <td>893,316</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>697,055</td> <td>713,524</td> <td>730,120</td> <td>750,018</td> <td>757,889</td> </tr> </tbody> </table> <p>[貸室等]（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="467 1099 1378 1346"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚ホール</td> <td>225</td> <td>219</td> <td>233</td> <td>259</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>501</td> <td>463</td> <td>496</td> <td>517</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>385</td> <td>427</td> <td>479</td> <td>484</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>414</td> <td>431</td> <td>430</td> <td>490</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>駐車台数（台）</td> <td>13,691</td> <td>14,941</td> <td>15,877</td> <td>16,863</td> <td>16,445</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R元	貸出人数（人）	233,124	219,244	210,819	222,276	207,355	貸出冊数（冊）	984,760	929,044	902,749	957,648	893,316	蔵書数（冊）	697,055	713,524	730,120	750,018	757,889		H27	H28	H29	H30	R元	視聴覚ホール	225	219	233	259	242	大研修室	501	463	496	517	480	中研修室	385	427	479	484	440	小研修室	414	431	430	490	454	駐車台数（台）	13,691	14,941	15,877	16,863	16,445
	H27	H28	H29	H30	R元																																																								
貸出人数（人）	233,124	219,244	210,819	222,276	207,355																																																								
貸出冊数（冊）	984,760	929,044	902,749	957,648	893,316																																																								
蔵書数（冊）	697,055	713,524	730,120	750,018	757,889																																																								
	H27	H28	H29	H30	R元																																																								
視聴覚ホール	225	219	233	259	242																																																								
大研修室	501	463	496	517	480																																																								
中研修室	385	427	479	484	440																																																								
小研修室	414	431	430	490	454																																																								
駐車台数（台）	13,691	14,941	15,877	16,863	16,445																																																								

Ⅲ 生涯学習【函館市千歳図書館】

函館市千歳図書館

所在地	千歳町 15 番 10 号	開設年月日	H15.4.4																										
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																												
設置根拠	函館市図書館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																												
構造規模等	鉄筋コンクリート造地上 2 階建 延床面積：551.29 m ² 、敷地面積：887.95 m ² ※もとはこだて幼稚園（現・はまなす認定こども園）併設																												
開館時間	午前 10 時～午後 5 時																												
休館日	月曜日、祝日、年末年始、館内整理日（毎月第 3 金曜日）、図書特別整理期間（年 1 回 10 日以内）																												
利用者数等の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>24,833</td> <td>23,460</td> <td>22,961</td> <td>23,203</td> <td>21,664</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>92,824</td> <td>87,057</td> <td>84,770</td> <td>87,405</td> <td>84,022</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>42,848</td> <td>42,170</td> <td>39,719</td> <td>41,977</td> <td>39,819</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	貸出人数（人）	24,833	23,460	22,961	23,203	21,664	貸出冊数（冊）	92,824	87,057	84,770	87,405	84,022	蔵書数（冊）	42,848	42,170	39,719	41,977	39,819
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
貸出人数（人）	24,833	23,460	22,961	23,203	21,664																								
貸出冊数（冊）	92,824	87,057	84,770	87,405	84,022																								
蔵書数（冊）	42,848	42,170	39,719	41,977	39,819																								

函館市港図書館

所在地	港町 2 丁目 7 番 1 号	開設年月日	H8.4.2																										
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																												
設置根拠	函館市図書館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																												
構造規模等	鉄筋コンクリート造地上 2 階建 延床面積：255.59 m ² 、敷地面積：11,902.72 m ² ※港 2 丁目団地集会室、デイサービスセンター港との複合施設																												
開館時間	午前 10 時～午後 5 時																												
休館日	月曜日、祝日、年末年始、館内整理日（毎月第 3 金曜日）、図書特別整理期間（年 1 回 10 日以内）																												
利用者数等の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>10,980</td> <td>10,468</td> <td>10,324</td> <td>10,356</td> <td>9,732</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>42,996</td> <td>41,588</td> <td>41,495</td> <td>41,216</td> <td>39,934</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>23,761</td> <td>23,587</td> <td>23,631</td> <td>23,996</td> <td>23,304</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	貸出人数（人）	10,980	10,468	10,324	10,356	9,732	貸出冊数（冊）	42,996	41,588	41,495	41,216	39,934	蔵書数（冊）	23,761	23,587	23,631	23,996	23,304
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
貸出人数（人）	10,980	10,468	10,324	10,356	9,732																								
貸出冊数（冊）	42,996	41,588	41,495	41,216	39,934																								
蔵書数（冊）	23,761	23,587	23,631	23,996	23,304																								

Ⅲ 生涯学習【函館市湯川図書室】

函館市湯川図書室

所在地	湯川町2丁目40番13号	開設年月日	S57.11.15																										
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																												
設置根拠	函館市図書館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																												
構造規模等	鉄筋コンクリート造地上2階地下1階 延床面積：110.20㎡，敷地面積：2,606.45㎡ ※湯川支所2階																												
開館時間	午前10時～午後5時																												
休館日	月曜日、祝日、年末年始、館内整理日（毎月第3金曜日）、図書特別整理期間（年1回10日以内）																												
利用者数等の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>20,150</td> <td>18,912</td> <td>18,119</td> <td>18,790</td> <td>17,573</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>74,364</td> <td>69,183</td> <td>64,579</td> <td>67,284</td> <td>62,175</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>22,739</td> <td>22,415</td> <td>22,374</td> <td>22,757</td> <td>22,225</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	貸出人数（人）	20,150	18,912	18,119	18,790	17,573	貸出冊数（冊）	74,364	69,183	64,579	67,284	62,175	蔵書数（冊）	22,739	22,415	22,374	22,757	22,225
	H27	H28	H29	H30	R元																								
貸出人数（人）	20,150	18,912	18,119	18,790	17,573																								
貸出冊数（冊）	74,364	69,183	64,579	67,284	62,175																								
蔵書数（冊）	22,739	22,415	22,374	22,757	22,225																								

函館市旭岡図書室

所在地	西旭岡町2丁目51番地12	開設年月日	H2.1.12																										
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																												
設置根拠	函館市図書館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																												
構造規模等	鉄骨造地上2階建 延床面積：181.32㎡，敷地面積：1,221.31㎡ ※旭岡団地2丁目集会所との複合施設																												
開館時間	午後1時～午後5時																												
休館日	月曜日、祝日、年末年始、館内整理日（毎月第3金曜日）、図書特別整理期間（年1回10日以内）																												
利用者数等の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>4,405</td> <td>4,074</td> <td>4,065</td> <td>4,641</td> <td>4,947</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>15,365</td> <td>14,005</td> <td>14,297</td> <td>16,774</td> <td>17,528</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>15,637</td> <td>15,674</td> <td>15,832</td> <td>16,182</td> <td>16,049</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	貸出人数（人）	4,405	4,074	4,065	4,641	4,947	貸出冊数（冊）	15,365	14,005	14,297	16,774	17,528	蔵書数（冊）	15,637	15,674	15,832	16,182	16,049
	H27	H28	H29	H30	R元																								
貸出人数（人）	4,405	4,074	4,065	4,641	4,947																								
貸出冊数（冊）	15,365	14,005	14,297	16,774	17,528																								
蔵書数（冊）	15,637	15,674	15,832	16,182	16,049																								

Ⅲ 生涯学習【函館市桔梗配本所】

函館市桔梗配本所

所在地	桔梗4丁目1番18号	開設年月日	S53.5.25																										
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																												
設置根拠	函館市図書館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																												
構造規模等	鉄骨造平家建 延床面積：26.00㎡，敷地面積：1,809.04㎡ ※ 桔梗福祉交流センターとの複合施設																												
開館時間	午後1時～午後4時45分（土曜日ならびに市立小学校の夏季休業日，冬季休業日，学年末休業日および学年始休業日にあつては，午前10時から午後4時45分まで）																												
休館日	日曜日，祝日，年末年始，館内整理日（毎月第3金曜日），図書特別整理期間（年1回10日以内）																												
利用者数等の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>9,051</td> <td>8,231</td> <td>8,564</td> <td>9,274</td> <td>8,796</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>30,944</td> <td>27,649</td> <td>27,629</td> <td>30,674</td> <td>27,957</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>7,458</td> <td>7,719</td> <td>8,049</td> <td>7,808</td> <td>7,478</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	貸出人数（人）	9,051	8,231	8,564	9,274	8,796	貸出冊数（冊）	30,944	27,649	27,629	30,674	27,957	蔵書数（冊）	7,458	7,719	8,049	7,808	7,478
	H27	H28	H29	H30	R元																								
貸出人数（人）	9,051	8,231	8,564	9,274	8,796																								
貸出冊数（冊）	30,944	27,649	27,629	30,674	27,957																								
蔵書数（冊）	7,458	7,719	8,049	7,808	7,478																								

Ⅲ 生涯学習【市立函館博物館】

市立函館博物館

所在地	青柳町17番1号	開設年月日	M12.5.25			
設置目的	歴史、芸術、民俗等に関する資料を収集・保管・展示して教育的配慮の下に市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため					
設置根拠	市立函館博物館条例					
運営主体	直営					
構造規模等	鉄筋コンクリート造4階建 延床面積：2,728.00 m ² 敷地面積：1,125.61 m ²					
開館時間	(4月1日～10月31日)午前9時～午後4時30分 (11月1日～3月31日)午前9時～午後4時					
休館日	月曜日、祝日、毎月の最終金曜日、年末年始					
使用料	[使用料] (単位：円)					
	区分	入館料				
		個人	10人以上の団体			
	一般	100	1人につき80			
	学生・生徒・児童	50	1人につき40			
	摘要	<p>1 次に掲げる者は、無料とする。</p> <p>(1) 小学校就学前の者</p> <p>(2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で 教員等に引率されたもの</p> <p>(3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等</p> <p>(4) その他市長が特に認める者</p> <p>2 本館の日曜日における入館料は、無料とする。</p>				
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R元
	入館者数(人)	10,044	10,313	9,583	11,655	14,756

市立函館博物館郷土資料館（旧金森洋物店）

所在地	末広町 19 番 15 号	開設年月日	S44.11.1																
設置目的	歴史、芸術、民俗等に関する資料を収集・保管・展示して教育的配慮の下に市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため																		
設置根拠	市立函館博物館条例																		
運営主体	指定管理者（公募）：合資会社水引アート工房清雅舎 指定期間：H29.4.1～R4.3.31																		
構造規模等	耐火煉瓦造 2 階建 延床面積：286.75 m ² 敷地面積：191.99 m ²																		
開館時間	(4 月 1 日～10 月 31 日)午前 9 時～午後 4 時 30 分 (11 月 1 日～3 月 31 日)午前 9 時～午後 4 時																		
休館日	月曜日、祝日、毎月の最終金曜日、年末年始																		
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [入館料]（単位：円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>10 人以上の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">1 人につき 80</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">1 人につき 40</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2"> 1 次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者 2 本館の日曜日における入館料は、無料とする。 </td> </tr> </tbody> </table>					区分	入館料		個人	10 人以上の団体	一般	100	1 人につき 80	学生・生徒・児童	50	1 人につき 40	摘要	1 次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者 2 本館の日曜日における入館料は、無料とする。	
区分	入館料																		
	個人	10 人以上の団体																	
一般	100	1 人につき 80																	
学生・生徒・児童	50	1 人につき 40																	
摘要	1 次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者 2 本館の日曜日における入館料は、無料とする。																		
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館者数(人)</td> <td style="text-align: center;">4,989</td> <td style="text-align: center;">5,603</td> <td style="text-align: center;">7,346</td> <td style="text-align: center;">7,117</td> <td style="text-align: center;">7,805</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	入館者数(人)	4,989	5,603	7,346	7,117	7,805		
	H27	H28	H29	H30	R 元														
入館者数(人)	4,989	5,603	7,346	7,117	7,805														

函館市重要文化財旧函館区公会堂

(※ H30.10～R3.4 保存修理工事により休館)

※以下は、H30.9月以前の情報

所在地	元町 11 番 13 号	開設年月日	S58.4.27																										
設置目的	重要文化財旧函館区公会堂を保存し、およびその文化的活用を図るため (M43.9.20 公会堂として開堂)																												
設置根拠	函館市重要文化財旧函館区公会堂条例																												
運営主体	指定管理者 (特例) : 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間 : ~H30.9.30																												
構造規模等	木造 2 階建棧瓦葺 (本館), 木造平屋建渡廊下附属棧瓦葺 (附属棟) 延床面積 : 1,900.12 m ² 敷地面積 : 7,730.60 m ²																												
開館時間	(4 月 1 日 ~ 10 月 31 日) 午前 9 時 ~ 午後 7 時 (11 月 1 日 ~ 3 月 31 日) 午前 9 時 ~ 午後 5 時																												
休館日	年末年始, 館内整理日 (随時)																												
使用料 (利用料金)	利用料金制 (□有 ■無) [入館料] ○一般 300 円 (2 館共通券 500 円, 3 館共通券 720 円, 4 館共通券 840 円) ○学生・生徒・児童 150 円 (2 館共通券 250 円, 3 館共通券 360 円, 4 館共通券 420 円) ※ 共通券は、旧函館区公会堂のほか北方民族資料館, 文学館, 旧イギリス領事館で利用可能																												
事業実績 (H30)	○プロムナードコンサート, 親子一日館長, 公会堂コンサート, 高校生によるお茶会の実施 ○自主事業 売店事業, ハイカラ衣装館事業 (ドレスやタキシード等のレンタル)																												
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(人)</td> <td>121,166</td> <td>141,618</td> <td>123,945</td> <td>80,825</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>団体利用(人)</td> <td>30,388</td> <td>32,790</td> <td>28,161</td> <td>13,708</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>151,554</td> <td>174,408</td> <td>152,106</td> <td>94,533</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H30 は 9 月末までの実績</p>						H27	H28	H29	H30	R 元	個人利用(人)	121,166	141,618	123,945	80,825	—	団体利用(人)	30,388	32,790	28,161	13,708	—	計(人)	151,554	174,408	152,106	94,533	—
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
個人利用(人)	121,166	141,618	123,945	80,825	—																								
団体利用(人)	30,388	32,790	28,161	13,708	—																								
計(人)	151,554	174,408	152,106	94,533	—																								

Ⅲ 生涯学習【函館市北洋資料館】

函館市北洋資料館

所在地	五稜郭町 37 番 8 号	開設年月日	S57.9.16																										
設置目的	北洋漁業に関する資料を保管し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用に供するため																												
設置根拠	函館市北洋資料館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R5.3.31																												
構造規模等	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積：665.34 m ² 敷地面積：21,696.56 m ² （芸術ホール敷地内）																												
開館時間	(4月1日～10月31日)午前9時～午後7時 (11月1日～3月31日)午前9時～午後5時																												
休館日	年末年始、館内整理日（随時）																												
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） [入館料]（単位：円）																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>10人以上の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>100</td> <td>1人につき80</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td>50</td> <td>1人につき40</td> </tr> </tbody> </table>					区分	入館料		個人	10人以上の団体	一般	100	1人につき80	学生・生徒・児童	50	1人につき40													
区分	入館料																												
	個人	10人以上の団体																											
一般	100	1人につき80																											
学生・生徒・児童	50	1人につき40																											
事業実績（R元）	<p>○文化芸術を振興する事業の実施 「貝殻でつくろう!」、函館の「海と港」児童絵画展</p> <p>○自主事業 冬休み特別企画「クイズで知ろう☆北洋漁業」</p>																												
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(人)</td> <td>13,181</td> <td>11,518</td> <td>12,578</td> <td>12,936</td> <td>12,046</td> </tr> <tr> <td>団体利用(人)</td> <td>2,125</td> <td>1,937</td> <td>1,751</td> <td>1,668</td> <td>1,558</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>15,306</td> <td>13,455</td> <td>14,329</td> <td>14,604</td> <td>13,604</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	個人利用(人)	13,181	11,518	12,578	12,936	12,046	団体利用(人)	2,125	1,937	1,751	1,668	1,558	計(人)	15,306	13,455	14,329	14,604	13,604
	H27	H28	H29	H30	R元																								
個人利用(人)	13,181	11,518	12,578	12,936	12,046																								
団体利用(人)	2,125	1,937	1,751	1,668	1,558																								
計(人)	15,306	13,455	14,329	14,604	13,604																								

Ⅲ 生涯学習【函館市文学館】

函館市文学館

所在地	未広町 22 番 5 号	開設年月日	H5.4.1																										
設置目的	郷土ゆかりの文学者の資料を保存し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用に供するため																												
設置根拠	函館市文学館条例																												
運営主体	指定管理者（特例）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R3.3.31																												
構造規模等	煉瓦および鉄筋コンクリート造 陸屋根 3 階建 延床面積：1,026.86 m ² 敷地面積：970.80 m ²																												
開館時間	(4 月 1 日～10 月 31 日)午前 9 時～午後 7 時 (11 月 1 日～3 月 31 日)午前 9 時～午後 5 時																												
休館日	年末年始、館内整理日（随時）																												
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [入館料]（単位：円） ○一般 300 円（2 館共通券 500 円，3 館共通券 720 円，4 館共通券 840 円） ○学生・生徒・児童 150 円（2 館共通券 250 円，3 館共通券 360 円，4 館共通券 420 円） ※ 共通券は、文学館のほか旧函館区公会堂北方民族資料館，旧イギリス領事館で利用可能																												
事業実績（R 元）	○自主事業 中庭テラス読み聞かせ会，函館・盛岡啄木交流かるた大会																												
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(人)</td> <td>15,650</td> <td>18,151</td> <td>16,996</td> <td>13,797</td> <td>9,453</td> </tr> <tr> <td>団体利用(人)</td> <td>1,089</td> <td>963</td> <td>888</td> <td>769</td> <td>1,067</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>16,739</td> <td>19,114</td> <td>17,884</td> <td>14,566</td> <td>10,520</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	個人利用(人)	15,650	18,151	16,996	13,797	9,453	団体利用(人)	1,089	963	888	769	1,067	計(人)	16,739	19,114	17,884	14,566	10,520
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
個人利用(人)	15,650	18,151	16,996	13,797	9,453																								
団体利用(人)	1,089	963	888	769	1,067																								
計(人)	16,739	19,114	17,884	14,566	10,520																								

Ⅲ 生涯学習【函館市北方民族資料館】

函館市北方民族資料館

所在地	末広町 21 番 7 号	開設年月日	H5.4.1 (T15 建築, S63 取得)																										
設置目的	北方民族に関する資料を保管し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用に供するため																												
設置根拠	函館市北方民族資料館条例																												
運営主体	指定管理者（特例）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R3.3.31																												
構造規模等	鉄筋コンクリート造地下 1 階付陸屋根 4 階建 延床面積：3,043.11 m ² 敷地面積：1,735.74 m ² (平成元年 11 月 函館市北方民族資料館・石川啄木資料館として開館)																												
開館時間	(4 月 1 日～10 月 31 日)午前 9 時～午後 7 時 (11 月 1 日～3 月 31 日)午前 9 時～午後 5 時																												
休館日	年末年始、館内整理日（随時）																												
使用料（利用料金）	利用料金制（□有 ■無） [入館料]（単位：円） ○一般 300 円（2 館共通券 500 円，3 館共通券 720 円，4 館共通券 840 円） ○学生・生徒・児童 150 円（2 館共通券 250 円，3 館共通券 360 円，4 館共通券 420 円） ※ 共通券は、文学館のほか旧函館区公会堂北方民族資料館，旧イギリス領事館で利用可能																												
事業実績（R 元）	○体験学習講座 北方民族文様の切り紙細工，体験アイヌ文様木彫り教室，刺繍教室 ○自主事業 体験学習講座（北方民族文様の切り紙細工体験，ムックリ製作・演奏体験） 函館市北方民族資料館バックヤードツアー 文化の日企画「函館市北方民族資料館ツアー」 ミュージアムトーク「考古学からアプローチ アイヌ文化の始まりと変遷」																												
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(人)</td> <td>22,444</td> <td>27,460</td> <td>26,251</td> <td>25,195</td> <td>20,865</td> </tr> <tr> <td>団体利用(人)</td> <td>3,074</td> <td>2,888</td> <td>2,810</td> <td>3,127</td> <td>4,277</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>25,518</td> <td>30,348</td> <td>29,061</td> <td>28,322</td> <td>25,142</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	個人利用(人)	22,444	27,460	26,251	25,195	20,865	団体利用(人)	3,074	2,888	2,810	3,127	4,277	計(人)	25,518	30,348	29,061	28,322	25,142
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
個人利用(人)	22,444	27,460	26,251	25,195	20,865																								
団体利用(人)	3,074	2,888	2,810	3,127	4,277																								
計(人)	25,518	30,348	29,061	28,322	25,142																								

Ⅲ 生涯学習【箱館奉行所】

箱館奉行所

所在地	五稜郭町 44 番 3 号	開設年月日	H22.7.29														
設置目的	復元した箱館奉行所庁舎を活用して、特別史跡五稜郭跡の歴史を広く市民等に伝えるとともに、その利用に供し、もって本市の文化の向上と教育の発展に資するため																
設置根拠	箱館奉行所条例																
運営主体	指定管理者（公募）：名美興業株式会社 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																
構造規模等	木造平屋建（一部：太鼓櫓は 5 層） 延床面積：1,283.10 m ² （特別史跡五稜郭跡内）																
開館時間	(4 月 1 日～10 月 31 日)午前 9 時～午後 6 時 (11 月 1 日～3 月 31 日)午前 9 時～午後 5 時																
休館日	年末年始、館内整理日（随時）																
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） [入館料]（単位：円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>20 人以上の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>500</td> <td>1 人につき 400</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td>250</td> <td>1 人につき 200</td> </tr> </tbody> </table> ※小学校就学前の子どもは無料 ※函館市内の 65 歳以上の人は半額、障がいのある人は無料					区分	入館料		個人	20 人以上の団体	一般	500	1 人につき 400	学生・生徒・児童	250	1 人につき 200	
区分	入館料																
	個人	20 人以上の団体															
一般	500	1 人につき 400															
学生・生徒・児童	250	1 人につき 200															
事業実績（R 元）	○主な事業 奉行に変身・記念撮影（全 7 回開催）、松前神楽、歴史講座、 開館記念事業（民謡、折り紙教室、スタッフが浴衣でお迎え、瓦版屋がチラシ配布）、 奉行所で秋を楽しむ「お茶とお花を愛でる」、奉行所で秋を楽しむ「和の講座」 「日本の四季とキモノ」～キモノショー 幕末コーヒー体験 兵糧庫特別公開（8/1～8/31） 解説付き見学会（8/4） ○自主事業 板庫（休憩所）内売店の運営																
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館者数(人)</td> <td>144,070</td> <td>179,032</td> <td>160,905</td> <td>150,086</td> <td>156,533</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	入館者数(人)	144,070	179,032	160,905	150,086	156,533
	H27	H28	H29	H30	R 元												
入館者数(人)	144,070	179,032	160,905	150,086	156,533												

函館市縄文文化交流センター

所在地	白尻町 551 番地 1	開設年月日	H22.7.29																			
設置目的	縄文文化を通じた交流の場の創出および縄文文化の最新の研究成果を通して歴史的意義・重要性を国内外へ情報発信することにより、観光客や研究者等の集客を促し、交流人口の拡大を図り、もって地域振興に寄与するため																					
設置根拠	函館市縄文文化交流センター条例																					
運営主体	指定管理者（特例）：一般財団法人 道南歴史文化振興財団 指定期間：H31.4.1～R4.3.31																					
構造規模等	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積：1,733.43 m ² 敷地面積：7,140.93 m ²																					
開館時間	(4 月 1 日～10 月 31 日)午前 9 時～午後 5 時 (11 月 1 日～3 月 31 日)午前 9 時～午後 4 時 30 分																					
休館日	月曜日、年末年始、館内整理日（随時）、特別整理期間（年 1 回、2 週間程度）																					
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [入館料]（単位：円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>20 人以上の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">1 人につき 240</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">1 人につき 120</td> </tr> <tr> <td>特別展示期間</td> <td colspan="2">1,000 円を超えない範囲内において特別展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2"> 次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒 または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※小学校就学前の子どもは無料。函館市内在住の 65 歳以上の方は半額。 ※函館市内在住の障がい者の方、その同伴の方は無料。 ※通常期間とは特別展示期間以外の期間。特別展示期間とは特定の主題に基づき、所蔵する資料または臨時に収集した資料による特別展示を行う期間。</p>					区分	入館料		個人	20 人以上の団体	一般	300	1 人につき 240	学生・生徒・児童	150	1 人につき 120	特別展示期間	1,000 円を超えない範囲内において特別展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額		摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒 または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者	
区分	入館料																					
	個人	20 人以上の団体																				
一般	300	1 人につき 240																				
学生・生徒・児童	150	1 人につき 120																				
特別展示期間	1,000 円を超えない範囲内において特別展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額																					
摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒 または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者																					
事業実績（R 元）	○体験学習・体験講座企画運営 ミニチュア土器づくり、縄文ペンダントづくり、縄文編み、組紐アクセサリーづくり等 ○定期講座・定期キッズプログラムの実施 ○企画展 目指せ！世界文化遺産登録「北海道・北東北の縄文遺跡群」盛土遺構のある集落 ○自主事業 道の駅内売店の運営、ミュージアムグッズ販売、シーニックの日花苗植栽活動、シーニック de ナイト 2020																					
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館者数(人)</td> <td style="text-align: center;">21,218</td> <td style="text-align: center;">19,688</td> <td style="text-align: center;">19,795</td> <td style="text-align: center;">18,752</td> <td style="text-align: center;">20,402</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	入館者数(人)	21,218	19,688	19,795	18,752	20,402					
	H27	H28	H29	H30	R 元																	
入館者数(人)	21,218	19,688	19,795	18,752	20,402																	

Ⅲ 生涯学習【函館市民会館】

函館市民会館

所在地	湯川町1丁目32番1号	開設年月日	S45.7.1
設置目的	市民の文化活動および集会等の用に供するため		
設置根拠	函館市民会館条例		
運営主体	指定管理者（公募）：函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツグループ 指定期間：R2.4.1～R7.3.31		
構造規模等	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建 延床面積：8,051.30㎡ 敷地面積：9,147.63㎡ [主な諸室]		
	区分	面積・収容人数(人)	
	大ホール	3,719㎡ 固定席1,370	
	小ホール	351㎡ 椅子のみ500, 机と椅子250	
	楽屋	1号・2号 45㎡ 3号・5号 22㎡ 6号 91㎡	
	大会議室	276㎡ 椅子のみ300, 机と椅子136	
	小会議室1号	72㎡ 最大30	
	小会議室2号	72㎡ 最大26	
	和室	28畳 最大40	
	展示室	397㎡	
開館時間	午前9時～午後10時		
休館日	年末年始, 器材点検日(随時)		

Ⅲ 生涯学習【函館市民会館】

使用料（利用料金）	利用料金制（■有 □無）					
	[利用料金]（単位：円）					
	区分		9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～22:00	9:00～22:00
	大ホール	平日	16,800	26,400	36,000	72,000
		土日祝	20,160	31,680	43,200	86,400
	小ホール	平日	4,800	6,240	7,800	15,600
		土日祝	5,760	7,680	9,360	18,720
	楽屋	1号・2号	600	720	840	1,680
		3号・5号	360	480	600	1,200
		6号	1,200	1,560	1,800	3,600
大会議室		3,600	4,320	5,040	10,080	
小会議室1号・2号・和室		1,080	1,320	1,680	3,360	
展示室		4,560	5,400	7,200	14,400	
<p>※ 練習などのため舞台のみを使用するときは基本使用料の5割とする。</p> <p>※ 時間区分を超えて使用したときは、超過時間1時間（1時間未満は1時間とする）について許可を受けた時間区分の次の時間区分（午後10時以降は夜間）の基本使用料の5割とする。</p> <p>※ 11月から翌年4月までは暖房料を加算。暖房料は平日の基本使用料（午前・午後・夜間）の5割とする。</p> <p>※ 以下の場合、その使用状況に応じて、下記の割増使用料を加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の説明・宣伝・展示・販売など営利を目的とする場合 基本使用料の10割 ・入場料・会費・講習料などを徴収する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1人1回の入場料の額が、 2,001円～3,000円の場合 基本使用料の15割 3,001円～4,000円の場合 基本使用料の20割 4,001円～5,000円の場合 基本使用料の25割 5,001円以上の場合 基本使用料の30割 <p>入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として割増使用料を算定する。</p>						
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R元
	ホール(人)	65,167	57,468	65,907	94,197	88,220
	リハーサル室(人)	10,863	10,471	10,227	12,155	11,904
	ギャラリー(人)	21,650	18,812	17,172	20,024	21,828
	その他(人)	8,189	7,553	65,907	94,197	17,665
	計(人)	105,869	94,304	101,766	143,599	139,617
	※ H29は休館前（H29.11～）までの実績					

函館市芸術ホール(ハーモニー五稜郭)

所在地	五稜郭町 37 番 8 号	開設年月日	H10.5.9
設置目的	市民に芸術文化に関する活動の場を提供し、もって本市の芸術文化の振興に寄与するため		
設置根拠	函館市芸術ホール条例		
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R5.3.31		
構造規模等	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 2 階地上 4 階建 延床面積：5,945.71 m ² 敷地面積：21,696.56 m ² （北洋資料館用地を含む） 駐車場 215 台 [主な諸室]		
	区分	面積・収容人数(人)	
	ホール	音楽舞台時 130 m ² （定員 708+車椅子席 4）、 多目的舞台時 321 m ² （定員 838+車椅子席 4）	
	楽屋	1号 56 m ² （定員 20） 2号 11 m ² （定員 4） 3号 14 m ² （定員 4）	
	会議室	56 m ² （定員 20）	
	ギャラリー	400 m ² （定員 128）	
	リハーサル室	182 m ² （定員 60）	
	練習室	1号 27 m ² （定員 15） 2号 20 m ² （定員 6）	
	録音調整室	10 m ² （定員 4）	
	オープンギャラリー（屋外）	舞台スペース 114 m ² ，客席部分（階段状）383 m ² （定員 500）	
	カフェテラス	185 m ² （定員 60）	
開館時間	午前 9 時～午後 10 時		
休館日	年末年始，器材点検日（随時）		

Ⅲ 生涯学習【函館市芸術ホール(ハーモニー五稜郭)】

区分		9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～22:00	9:00～22:00
ホール	平日	15,000	24,000	32,000	64,000
	土日祝	18,000	28,800	38,400	76,800
楽屋	1号	720	870	1,010	2,020
	2号	190	260	320	640
	3号	490	560	620	1,240
会議室		750	900	1,050	2,100
ギャラリー		5,070	6,000	8,000	16,000
リハーサル室	平日	2,550	3,320	4,150	8,300
	土日祝	3,070	4,090	4,980	9,960
練習室	1号	1,200	1,870	2,730	5,460
	2号	800	1,250	1,710	3,420
録音調整室		2,000	2,000	2,000	4,000

※ 練習などのためホールの舞台のみを使用するときは基本使用料の5割とする。

※ ギャラリーまたはリハーサル室を商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は利用料金は、基本利用料金の額の20割に相当する額とする。

※ 使用者が2,001円以上の入場料(名称のいかんを問わず、入場する者が入場の対価として支払う金銭をいう。以下同じ。)を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる入場する者1人1回につき徴収する入場料の額(その額が2種類以上定められているときは、最高額による。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2,001円以上3,000円以下 基本利用料金の額の25割に相当する額

(2) 3,001円以上4,000円以下 基本利用料金の額の30割に相当する額

(3) 4,001円以上5,000円以下 基本利用料金の額の35割に相当する額

(4) 5,001円以上 基本利用料金の額の40割に相当する額

※ 時間区分を超えて使用した場合は、超過1時間(1時間未満は1時間)につき許可を受けた次の時間区分の基本使用料の使用区分別使用料の5割相当とする。ただし、ホールのリハーサル等使用料については、超過1時間につき許可を受けた次の時間区分の基本使用料の5割相当額とする。

※ 暖房使用料は、平日の基本使用料(全日使用は午前・午後・夜間の合計額)の5割相当額とし、適用期間は原則として11月から4月までとする。

Ⅲ 生涯学習【函館市芸術ホール(ハーモニー五稜郭)】

事業実績 (R 元)	<p>○文化芸術を振興する事業 キッズフェスティバル, リサイタル・シリーズ, 函館市民文化祭, はこだて・冬・アート展 ほか</p> <p>○自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞型事業 　　らふらっとコンサート, ざいだん出前コンサート, スプリングコンサート ・育成学習型事業 　　函館ジュニア・ドリーム・オーケストラ育成事業, ざいだん「邦楽こども教室」 ・奨励型事業 　　函館新人演奏会～音楽の新しい風～ 																																															
利用者数の推移	<table border="1" data-bbox="507 678 1425 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール(人)</td> <td>65,167</td> <td>57,468</td> <td>65,907</td> <td>94,197</td> <td>88,220</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室(人)</td> <td>10,863</td> <td>10,471</td> <td>10,227</td> <td>12,155</td> <td>11,904</td> </tr> <tr> <td>ギャラリー(人)</td> <td>21,650</td> <td>18,812</td> <td>17,172</td> <td>20,024</td> <td>21,828</td> </tr> <tr> <td>その他(人)</td> <td>8,189</td> <td>7,553</td> <td>65,907</td> <td>94,197</td> <td>17,665</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>105,869</td> <td>94,304</td> <td>101,766</td> <td>143,599</td> <td>139,617</td> </tr> <tr> <td>駐車台数(台)</td> <td>243,391</td> <td>245,835</td> <td>242,964</td> <td>248,022</td> <td>238,482</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	R 元	ホール(人)	65,167	57,468	65,907	94,197	88,220	リハーサル室(人)	10,863	10,471	10,227	12,155	11,904	ギャラリー(人)	21,650	18,812	17,172	20,024	21,828	その他(人)	8,189	7,553	65,907	94,197	17,665	計(人)	105,869	94,304	101,766	143,599	139,617	駐車台数(台)	243,391	245,835	242,964	248,022	238,482
	H27	H28	H29	H30	R 元																																											
ホール(人)	65,167	57,468	65,907	94,197	88,220																																											
リハーサル室(人)	10,863	10,471	10,227	12,155	11,904																																											
ギャラリー(人)	21,650	18,812	17,172	20,024	21,828																																											
その他(人)	8,189	7,553	65,907	94,197	17,665																																											
計(人)	105,869	94,304	101,766	143,599	139,617																																											
駐車台数(台)	243,391	245,835	242,964	248,022	238,482																																											

Ⅲ 生涯学習【千代台公園陸上競技場】

千代台公園陸上競技場

所在地	千代台町 22 番 24 号	開設年月日	H22.7.29																								
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																										
設置根拠	函館市都市公園条例																										
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R5.3.31																										
構造規模等	<p>施設面積 31,200 m² ※平成 10 年度全面改修 平成 11 年 6 月供用開始</p> <p>トラック・フィールド 面積 20,400 m² トラック 400m×9 レーン</p> <p>インフィールド（芝生）106m×69m</p> <p>スタンド 収容人員 約 15,000 人</p> <p>メインスタンド 鉄筋コンクリート造 3 階建 (5,250 人)</p> <p>サイドスタンド A 盛土芝生スタンド (2,280 人)</p> <p>サイドスタンド B 鉄筋コンクリート造 2 階建 (1,170 人)</p> <p>バックスタンド 盛土芝生スタンド (6,590 人)</p> <p>主要諸室</p> <p>メインスタンド 管理事務室，本部室，記録室，放送室，審判室，医務室，役員室，更衣室，シャワー室，トイレ，指令室，通告室，器具庫 写真判定カメラ室</p> <p>サイドスタンド 雨天走路</p>																										
供用期間等	<p>4 月 1 日～11 月第 2 日曜日</p> <p>（ただし，インフィールドの芝生は，5 月 1 日～10 月 31 日）</p> <p>供用時間 午前 6 時～午後 7 時（4 月 1 日～8 月 31 日） 午前 6 時～午後 6 時 30 分（9 月 1 日～11 月第 2 日曜日）</p>																										
休館日	器材点検日（毎月不定期），11 月第 2 日曜日の翌日～3 月 31 日（冬季休場）																										
使用料（利用料金）	<p>利用料金制（<input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無）</p> <p>[入場料]（単位：円）</p> <p>○専用利用</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1 日（日の出から日没）</td> <td>半日（日の出～正午，正午～日没）</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>20,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>入場料の最高額の 150 人分に相当する額</td> <td>入場料の最高額の 90 人分に相当する額</td> </tr> </table> <p>※主催者が本市の在住者でない場合の利用料金の額は，5 割増しの額</p> <p>○個人利用</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1 日</td> <td>回数券 (1 日券 11 枚綴り)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>学生・高校生</td> <td>100</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>本市以外に在住の小学生・中学生</td> <td>50</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>本市在住の高齢者（65 歳以上）</td> <td>100</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 本市在住の小・中学生または市内の小・中学校に通学する小・中学生は無料（幼児は市内に限らず無料）</p>				1 日（日の出から日没）	半日（日の出～正午，正午～日没）	入場料を徴収しない場合	20,000	12,000	入場料を徴収する場合	入場料の最高額の 150 人分に相当する額	入場料の最高額の 90 人分に相当する額		1 日	回数券 (1 日券 11 枚綴り)	一般	200	2,000	学生・高校生	100	1,000	本市以外に在住の小学生・中学生	50	500	本市在住の高齢者（65 歳以上）	100	
	1 日（日の出から日没）	半日（日の出～正午，正午～日没）																									
入場料を徴収しない場合	20,000	12,000																									
入場料を徴収する場合	入場料の最高額の 150 人分に相当する額	入場料の最高額の 90 人分に相当する額																									
	1 日	回数券 (1 日券 11 枚綴り)																									
一般	200	2,000																									
学生・高校生	100	1,000																									
本市以外に在住の小学生・中学生	50	500																									
本市在住の高齢者（65 歳以上）	100																										

Ⅲ 生涯学習【千代台公園陸上競技場】

	※ 市の区域内に住所を有する障害者は無料					
事業実績（R元）	○ スポーツを振興する事業の実施 グリーンパークみんなであそぼ！					
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R元
	利用者数(人)	121,756	104,494	111,728	128,186	119,323

Ⅲ 生涯学習【千代台公園野球場(オーシャンスタジアム)】

千代台公園野球場(オーシャンスタジアム)

所在地	千代台町 22 番 26 号	開設年月日	S26.7.4																																		
設置目的	市民の休息, 散歩, 遊戯, 運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																																				
設置根拠	函館市都市公園条例																																				
運営主体	指定管理者(公募): 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間: H30.4.1~R5.3.31																																				
構造規模等	施設面積 23,400 m ² グラウンド 13,650 m ² ・両翼 99.1m, 中堅 122m, 内野(クレイ), 外野(芝生), スタンド ・収容人員 約 20,000 人 内野メインスタンド 鉄筋コンクリート造 3 階建 内野スタンド 盛土階段スタンド 外野スタンド 盛土芝生スタンド 主要諸室 事務室, 本部席, 審判席, 放送席, 役員席, 医務室, 公式記録員席, 会議室, ロッカールーム, シャワー室, トイレ, ブルペン, 運営準備室 ※平成 4~5 年度 全面改修 平成 6 年 5 月 供用開始 ※令和元年度改修 スコアボードのフルカラー LED 化、メインスタンドの防水・観客席交換、メインスタンドトイレの洋式化、内野グラウンド表層土入れ替えやラバーフェンス改修 ほか 令和 2 年 5 月 供用開始																																				
供用期間等	5 月 1 日~10 月 31 日																																				
休館日	器材点検日(毎月不定期), 11 月~4 月(冬季休場)																																				
使用料(利用料金)	利用料金制(□有 ■無) [利用料金](単位:円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>入場料を徴収しない場合</th> <th>入場料を徴収する場合</th> <th>練習の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">職業</td> <td>一日</td> <td>40,000</td> <td>入場料の総収入の 100 分の 15 に相当する額</td> <td>1 時間:4,400 円</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>24,000</td> <td>入場料の総収入の 100 分の 9 に相当する額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>一日</td> <td>20,000</td> <td>入場料の最高額の 110 人分に相当する額</td> <td>1 時間:2,200 円</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>12,000</td> <td>入場料の最高額の 70 人分に相当する額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>一日</td> <td>10,000</td> <td>入場料の最高額の 80 人分に相当する額</td> <td>1 時間:1,100 円</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>6,000</td> <td>入場料の最高額の 50 人分に相当する額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※主催者が本市の在住者でない場合の利用料金の額は, 5 割増しの額					区分	単位	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	練習の場合	職業	一日	40,000	入場料の総収入の 100 分の 15 に相当する額	1 時間:4,400 円	半日	24,000	入場料の総収入の 100 分の 9 に相当する額		一般	一日	20,000	入場料の最高額の 110 人分に相当する額	1 時間:2,200 円	半日	12,000	入場料の最高額の 70 人分に相当する額		学生	一日	10,000	入場料の最高額の 80 人分に相当する額	1 時間:1,100 円	半日	6,000	入場料の最高額の 50 人分に相当する額	
区分	単位	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	練習の場合																																	
職業	一日	40,000	入場料の総収入の 100 分の 15 に相当する額	1 時間:4,400 円																																	
	半日	24,000	入場料の総収入の 100 分の 9 に相当する額																																		
一般	一日	20,000	入場料の最高額の 110 人分に相当する額	1 時間:2,200 円																																	
	半日	12,000	入場料の最高額の 70 人分に相当する額																																		
学生	一日	10,000	入場料の最高額の 80 人分に相当する額	1 時間:1,100 円																																	
	半日	6,000	入場料の最高額の 50 人分に相当する額																																		
事業実績(R 元)	○ スポーツを振興する事業の実施 オーシャンスタジアム杯少年野球大会																																				
利用者数の推移	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>36,233</td> <td>42,537</td> <td>47,412</td> <td>30,719</td> <td>34,189</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	36,233	42,537	47,412	30,719	34,189																				
	H27	H28	H29	H30	R 元																																
利用者数(人)	36,233	42,537	47,412	30,719	34,189																																

Ⅲ 生涯学習【新川公園野球場】

新川公園野球場

所在地	上新川町 18 番	開設年月日	S23														
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																
設置根拠	函館市都市公園条例																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 8,158 m ² （プレー面積 6,700m ² ） スタンド収容人数 100 人																
供用期間等	5 月 1 日～ 1 1 月第 2 日曜日 午前 5 時～午後 7 時																
使用料	使用料 1 時間 120 円，1 日 1,200 円																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>11,483</td> <td>12,284</td> <td>12,435</td> <td>12,673</td> <td>12,580</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	11,483	12,284	12,435	12,673	12,580
	H27	H28	H29	H30	R 元												
利用者数(人)	11,483	12,284	12,435	12,673	12,580												

根崎公園野球場

所在地	高松町 29 番	開設年月日	S49.9.1														
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																
設置根拠	函館市都市公園条例																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 12,100 m ² （プレー面積 11,000m ² ） スタンド収容人数 450 人，ダックアウト（2 か所）各 15m ²																
供用期間等	5 月 1 日～ 1 1 月第 2 日曜日 午前 5 時～午後 7 時																
使用料	使用料 1 時間 120 円，1 日 1,200 円																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>13,455</td> <td>14,086</td> <td>14,028</td> <td>12,998</td> <td>13,988</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	13,455	14,086	14,028	12,998	13,988
	H27	H28	H29	H30	R 元												
利用者数(人)	13,455	14,086	14,028	12,998	13,988												

Ⅲ 生涯学習【西桔梗野球場】

西桔梗野球場

所在地	西桔梗町 252 番 27 号	開設年月日	H19.5.1																												
設置目的	スポーツの振興をはかり、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																														
設置根拠	函館市西桔梗野球場条例																														
運営主体	指定管理者（公募）：函館軟式野球連盟 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																														
構造規模等	施設面積 24,031.62 m ² グラウンド 10,600 m ² ・両翼 99m, 中堅 115m, スタンド ・収容人員 約 270 人 照明設備 ・主要諸室 事務室, ロビー, 更衣室 トイレ, 物品庫, 駐車場 約 90 台																														
供用期間等	5 月 1 日～11 月第 2 日曜日まで 供用時間 5 時～22 時																														
休館日	器材点検日（毎月不定期）, 11 月第 2 日曜日の翌日～4 月 30 日（冬季休場）																														
使用料（利用料金）	利用料金制（□有 ■無） [使用料]（単位：円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>1 時間</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">学生・生徒・児童</td> <td>1 時間</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">移動式放送設備一式</td> <td>1 時間</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照明設備</td> <td>30 分</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 昼間とは、5 月 1 日から 8 月 31 日までの間にあっては午前 5 時から午後 7 時までを、9 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあっては午前 5 時から午後 6 時までを、10 月 1 日から 11 月の第 2 日曜日までの間にあっては午前 5 時から午後 5 時までをいう。</p> <p>※ 市の区域内に住所を有しない者が使用する場合は、この表の規定による使用料の額の 5 割増しの額とする。</p>					区分		使用料		単位	金額	野球場	一般	1 時間	800	昼間	7,000		学生・生徒・児童	1 時間	400	昼間	3,500	移動式放送設備一式		1 時間	360	照明設備		30 分	1,200
区分		使用料																													
		単位	金額																												
野球場	一般	1 時間	800																												
		昼間	7,000																												
	学生・生徒・児童	1 時間	400																												
		昼間	3,500																												
移動式放送設備一式		1 時間	360																												
照明設備		30 分	1,200																												
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>11,782</td> <td>12,130</td> <td>9,347</td> <td>10,920</td> <td>10,223</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	11,782	12,130	9,347	10,920	10,223														
	H27	H28	H29	H30	R 元																										
利用者数(人)	11,782	12,130	9,347	10,920	10,223																										

根崎公園少年運動広場

所在地	高松町 581 番	開設年月日	S57.10.25														
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																
設置根拠	函館市都市公園条例																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 6,090 m ² (プレー面積 4,950m ²)																
供用期間等	5月1日～11月第2日曜日 日の出から日没まで																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>4,440</td> <td>4,280</td> <td>4,550</td> <td>5,600</td> <td>4,650</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	4,440	4,280	4,550	5,600	4,650
	H27	H28	H29	H30	R元												
利用者数(人)	4,440	4,280	4,550	5,600	4,650												

函館市戸井運動広場

所在地	小安町 525 番地 1	開設年月日	S61.4.1																				
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																						
設置根拠	函館市地域体育施設条例																						
運営主体	直営																						
構造規模等	施設面積 27,168 m ² 多目的グラウンド1面，テニスコート2面，ゲートボールコート2面， ランニングロード 500m																						
供用期間等	4月1日～11月30日 午前9時～午後5時30分																						
休館日	月曜日，国民の祝日の翌日																						
使用料	<p>[使用料] (単位：円)</p> <p>○市の区域内に住所を有しない者が使用するとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">1面1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">グラウンド</td> <td>一般</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>一般</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゲートボールコート</td> <td>一般</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table>					区分	1面1時間につき		グラウンド	一般	3,150	小学生・中学生	1,570	テニスコート	一般	1,570	小学生・中学生	780	ゲートボールコート	一般	1,570	小学生・中学生	780
区分	1面1時間につき																						
グラウンド	一般	3,150																					
	小学生・中学生	1,570																					
テニスコート	一般	1,570																					
	小学生・中学生	780																					
ゲートボールコート	一般	1,570																					
	小学生・中学生	780																					
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>614</td> <td>1,884</td> <td>1,742</td> <td>758</td> <td>1,227</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	614	1,884	1,742	758	1,227						
	H27	H28	H29	H30	R元																		
利用者数(人)	614	1,884	1,742	758	1,227																		

函館市恵山運動広場

所在地	川上町 511 番地	開設年月日	S54.6.9			
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため					
設置根拠	函館市地域体育施設条例					
運営主体	直営					
構造規模等	敷地面積 9,207.50m ² 野球グラウンド 1 面, 器具室, 屋外トイレ					
供用期間等	日の出から日没まで					
休場日	年末年始					
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R 元
	利用者数(人)	298	423	427	132	31

Ⅲ 生涯学習【函館市南茅部運動広場】

函館市南茅部運動広場

所在地	川汲町1657番地ほか	開設年月日	H元.4.1																										
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																												
設置根拠	函館市地域体育施設条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：南茅部地域教育施設等管理共同企業体 指定期間：H28.4.1～R3.3.31																												
構造規模等	施設面積 35,889.91 m ² 野球場〔内野（クレー）、外野（芝生）〕面積 14,000 m ² 両翼90m、中堅110m グラウンド（クレー）面積 11,200 m ² トラック（300m×6）、サッカー1面、ソフトボール2面 野球場ダグアウト・本部席（鉄筋コンクリート平屋建）、管理室（木造平屋建）、器具庫（木造平屋建）、休息所（木造平屋建）、トイレ（ブロック平屋建）2棟																												
供用期間等	4月第4土曜日～10月第4日曜日 供用時間 午前5時から日没まで																												
休館日	器材点検日（毎月不定期）、11月～4月（冬季休場）																												
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [使用料]（単位：円） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>午前 （日の出から正午まで）</th> <th>午後 （正午から日没まで）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td>一般</td> <td>12,360</td> <td>12,360</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td>6,180</td> <td>6,180</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">グラウンド</td> <td>一般</td> <td>8,650</td> <td>8,650</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td>4,320</td> <td>4,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市の区域内に住所を有しない方が使用するとき、または催物等で使用するとき ※ 使用者が入場料を徴収する場合において、当該徴収した入場料等の合計額の1割に相当する額がこの表の規定による使用料の額を超えるときは、当該1割に相当する額</p>					区分		午前 （日の出から正午まで）	午後 （正午から日没まで）	野球場	一般	12,360	12,360	学生・生徒・児童	6,180	6,180	グラウンド	一般	8,650	8,650	学生・生徒・児童	4,320	4,320						
区分		午前 （日の出から正午まで）	午後 （正午から日没まで）																										
野球場	一般	12,360	12,360																										
	学生・生徒・児童	6,180	6,180																										
グラウンド	一般	8,650	8,650																										
	学生・生徒・児童	4,320	4,320																										
利用者数の推移	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場（人）</td> <td>3,325</td> <td>2,623</td> <td>3,193</td> <td>1,916</td> <td>2,599</td> </tr> <tr> <td>グラウンド（人）</td> <td>1,694</td> <td>2,659</td> <td>2,948</td> <td>1,962</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>計（人）</td> <td>5,019</td> <td>5,282</td> <td>6,141</td> <td>3,878</td> <td>5,099</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	野球場（人）	3,325	2,623	3,193	1,916	2,599	グラウンド（人）	1,694	2,659	2,948	1,962	2,500	計（人）	5,019	5,282	6,141	3,878	5,099
	H27	H28	H29	H30	R元																								
野球場（人）	3,325	2,623	3,193	1,916	2,599																								
グラウンド（人）	1,694	2,659	2,948	1,962	2,500																								
計（人）	5,019	5,282	6,141	3,878	5,099																								

Ⅲ 生涯学習【函館フットボールパーク】

函館フットボールパーク

所在地	日吉町4丁目7番1号, 19番1号	開設年月日	H27.4.1
設置目的	市民にスポーツに親しむ場を提供するとともに、スポーツの大会、合宿等の開催を通じて人や地域の交流を促進し、もって市民の心身の健全な発達および競技水準の向上に寄与するため		
設置根拠	函館フットボールパーク条例		
運営主体	指定管理者（公募）：函館地区サッカー協会 指定期間：R2.4.1～R7.3.31		
構造規模等	敷地面積 99,543.00 m ² ○グラウンド、コート 天然芝サッカーグラウンド2面 105m×68m テニスコート（クレー）5面 人工芝多目的グラウンド2面 105m×68m（ラグビー120m×68m） フットサルコート（人工芝）3面 38m×18m ○クラブハウス等 第1クラブハウス(鉄骨造2階建)335.36m ² 大多目的室、シャワー、トイレ、倉庫 第2クラブハウス(木造2階建)453m ² ロッカールーム、中多目的室、小多目的室、シャワー、トイレ、更衣室 ○駐車場 276台(第1クラブハウス南側44台、テニスコート南・西側30台、第2クラブハウス北側151台、人工芝多目的グラウンドC東側51台) ○その他 夜間照明、ランニングコース、多目的広場		
供用期間等	供用期間 ○天然芝グラウンド 5月1日～10月31日 ○人工芝多目的グラウンド、フットサルコート、第2クラブハウス 3月1日～12月28日 ○テニスコート、第1クラブハウス 5月1日～11月30日 供用時間 ○天然芝サッカーグラウンド、人工芝多目的グラウンド（照明設備が併設されているものを除く。）、テニスコート、第1クラブハウス 午前8時～日没 ○人工芝多目的グラウンド（照明設備が併設されているものに限る。）、フットサルコート、第2クラブハウス 午前8時～午後9時		

Ⅲ 生涯学習【函館フットボールパーク】

区分	利用料金			
	単位	金額		
		平日	休日等	
天然芝サッカーグラウンド	一般	1面1時間までごとに	2,000	3,000
		半面1時間までごとに	1,000	1,500
	児童等	1面1時間までごとに	1,000	1,500
		半面1時間までごとに	500	750
人工芝多目的グラウンド	一般	1面1時間までごとに	2,700	4,000
		半面1時間までごとに	1,350	2,000
	児童等	1面1時間までごとに	1,350	2,000
		半面1時間までごとに	680	1000
フットサルコート	一般	1面1時間までごとに	700	1000
	児童等	1面1時間までごとに	350	500
テニスコート	一般	1面1時間までごとに	150	220
	児童等	1面1時間までごとに	80	110
第1クラブハウス	大多目的室	1室1時間までごとに	200	200
	シャワー室	1人1回につき	100	100
第2クラブハウス	ロッカールーム（専用使用）	1室1時間までごとに	300	300
	ロッカールーム（専用使用以外）	1室1時間までごとに	無料	無料
	中多目的室	1室1時間までごとに	200	200
	小多目的室	1室1時間までごとに	100	100
	シャワー室	1人1回につき	100	100

※ 休日等は、日曜日、土曜日、祝日、7月25日～8月20日
 ※ 児童等とは、児童および生徒をいう。

利用者数の推移

	H27	H28	H29	H30	R元
球技場（人）	47,988	93,056	82,957	87,657	88,033
庭球場（人）	3,816	3,588	1,046	0	88
計（人）	51,804	96,644	84,003	87,657	88,121

※H30：庭球場については、改修工事に伴い供用を中止していたため実績なし

Ⅲ 生涯学習【根崎公園ラグビー場】

根崎公園ラグビー場

所在地	湯川町3丁目6番	開設年月日	S44.9.1			
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため					
設置根拠	函館市都市公園条例					
運営主体	直営					
構造規模等	敷地面積 20,400 m ² プレー面積 13,500m ² (芝) スタンド(3,000人収容) 更衣室, 物品庫, ゴールポスト					
供用期間等	供用期間 4月第2日曜日~11月第2日曜日 日の出~日没					
使用料	[使用料] (単位:円) 一般 1日4,500円 半日2,700円 学生生徒 1日1,800円 半日1,050円					
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R元
	利用者数(人)	8,480	10,000	9,680	8,960	11,115

Ⅲ 生涯学習【千代台公園庭球場】

千代台公園庭球場

所在地	千代台町 27 番 2 号	開設年月日	S43.4.1																																			
設置目的	市民の休息、散歩、遊戯、運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																																					
設置根拠	函館市都市公園条例																																					
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R5.3.31																																					
構造規模等	施設面積 12,900 m ² ○テニスコート 砂入人工芝コート 10 面(プレー面積 7,600m ²)，移動式ベンチ 40 基，審判台 10 基 ○夜間照明 メタルハライドランプ(1000W×80 個) 4 灯用 12 基，8 灯用 4 基 (いずれも電撃殺虫器付) 平均照度 800 ルクス ○放送設備 スピーカー8 基，CD ダブルカセットデッキ，マイクセット一式 ○観覧席 盛土コンクリート階段スタンド(ベンチ式席)，収容人員 約 800 人 ○クラブハウス 鉄骨造 2 階建，1 階 148.55m ² ，2 階 140.77m ² ，延べ 289.32m ² 主要諸室 ロッカー室(男女各 1)，男子トイレ(大 1 小 2)，女子トイレ(4)， シャワー室(男 3 基女 1 基)，大会運営室(サービスカウンター付)																																					
供用期間等	4 月 1 日～11 月の第 2 日曜日 供用時間 6:00～22:00																																					
休館日	器材点検日(随時)																																					
使用料(利用料金)	利用料金制(■有 □無) [利用料金](単位：円)																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">人工芝のコート</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>6:00～17:00 1 面 1 時間につき</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>17:00～22:00 1 面 1 時間につき</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生 生徒 児童</td> <td>6:00～17:00 1 面 1 時間につき</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>17:00～22:00 1 面 1 時間につき</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">クラブハウス</td> <td rowspan="3">大会運営室</td> <td>6:00～正午</td> <td>1,000 円 (500 円)</td> </tr> <tr> <td>正午～17:00</td> <td>1,000 円 (500 円)</td> </tr> <tr> <td>17:00～22:00</td> <td>1,000 円 (500 円)</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>1 人 1 回につき</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放送施設 1 式</td> <td>7:00～正午</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>正午～17:00</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table>					区分		利用料金		単位	金額	人工芝のコート	一般	6:00～17:00 1 面 1 時間につき	600	17:00～22:00 1 面 1 時間につき	900	学生 生徒 児童	6:00～17:00 1 面 1 時間につき	300	17:00～22:00 1 面 1 時間につき	450	クラブハウス	大会運営室	6:00～正午	1,000 円 (500 円)	正午～17:00	1,000 円 (500 円)	17:00～22:00	1,000 円 (500 円)	シャワー室	1 人 1 回につき	100	放送施設 1 式	7:00～正午	2,500	正午～17:00	2,500
区分		利用料金																																				
		単位	金額																																			
人工芝のコート	一般	6:00～17:00 1 面 1 時間につき	600																																			
		17:00～22:00 1 面 1 時間につき	900																																			
	学生 生徒 児童	6:00～17:00 1 面 1 時間につき	300																																			
		17:00～22:00 1 面 1 時間につき	450																																			
	クラブハウス	大会運営室	6:00～正午	1,000 円 (500 円)																																		
			正午～17:00	1,000 円 (500 円)																																		
17:00～22:00			1,000 円 (500 円)																																			
シャワー室		1 人 1 回につき	100																																			
放送施設 1 式		7:00～正午	2,500																																			
	正午～17:00	2,500																																				
	※ 1 回とは、入室から退室までをいう。 ※ 区分が 2 以上にまたがるときの利用料金の額は、その額が高額である区分の欄の利用料金の額とする。 ※ 大会運営室の使用で暖房を使用した場合の利用料金の額は、括弧内の額をその上段の額に加算した額とする。																																					
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>63,330</td> <td>58,131</td> <td>56,478</td> <td>57,772</td> <td>57,936</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	63,330	58,131	56,478	57,772	57,936																					
	H27	H28	H29	H30	R 元																																	
利用者数(人)	63,330	58,131	56,478	57,772	57,936																																	

Ⅲ 生涯学習【函館市青柳市民庭球場】

函館市青柳市民庭球場

所在地	青柳町9番	開設年月日	S15.8.1														
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																
設置根拠	函館市民庭球場条例																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 2,669.96 m ² クレーコート 2面, 更衣室, トイレ																
供用期間等	5月1日～11月第2日曜日 午前9時から日没まで																
使用料	[使用料] (単位:円) 一般1時間 150円 学生1時間 80円																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>6,071</td> <td>6,836</td> <td>7,061</td> <td>4,690</td> <td>7,224</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	6,071	6,836	7,061	4,690	7,224
	H27	H28	H29	H30	R元												
利用者数(人)	6,071	6,836	7,061	4,690	7,224												

NHK広場庭球場

所在地	富岡町3丁目21番	開設年月日	S49.8.20														
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 2,400 m ² アスファルトコート 2面																
供用期間等	5月1日～11月第2日曜日 午前7時～午後6時																
使用料	[使用料] 無料																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>1,027</td> <td>780</td> <td>916</td> <td>617</td> <td>753</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	1,027	780	916	617	753
	H27	H28	H29	H30	R元												
利用者数(人)	1,027	780	916	617	753												

Ⅲ 生涯学習【函館市南茅部市民庭球場】

函館市南茅部市民庭球場

所在地	白尻町 327 番地 3	開設年月日	H2.10.1			
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため					
設置根拠	函館市民庭球場条例					
運営主体	指定管理者（公募）：南茅部地域教育施設等管理共同企業体 指定期間：H28.4.1～R3.3.31					
構造規模等	テニスコート（プレー面積 1,672 m ² ） 全天候型（ゴムチップウレタン塗装）2 面					
供用期間等	4 月第 4 土曜日 から 1 1 月第 3 日曜日 まで 午前 9 時から日没まで					
休館日	年末年始					
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [使用料] 市の区域内に住所を有しない方が使用するとき 1 面 1 時間につき 1,030 円					
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R 元
	利用者数(人)	59	58	39	21	29

Ⅲ 生涯学習【函館アリーナ】

函館アリーナ

所在地	湯川町1丁目3番2号	開設年月日	H27.8.1		
設置目的	市民にスポーツおよび文化活動の場を提供するとともに、各種の大会、コンベンションその他の催事を通じて人や地域の交流を促進し、もつて市民の健康で豊かな生活の実現ならびにスポーツおよび文化の振興に寄与するため				
設置根拠	函館アリーナ条例				
運営主体	指定管理者（公募）：函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツグループ 指定期間：R2.4.1～R7.3.31				
構造規模等	敷地面積 23,665.35㎡ 延床面積 15,557.90㎡ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建 駐車場：第一・第二駐車場あわせて計284台（身障者用スペース含）				
	部屋	面積 (㎡)	固定観客席数 (席)	収容人数 (人)	
	メインアリーナ (縦44m×横65m×天井高12.5m)	2,860	2,120	5,000	
	サブアリーナ (縦25m×横40m×天井高12.5m)	1,000	208	1,044	
	武道館 (縦25m×横37m×天井高4m)	925	60	936	
	多目的会議室（東）	177		156	
	多目的会議室（西）	166		152	
	スタジオ（東）	191		160	
	スタジオ（西）	179		156	
	【コート等の設置可能面数】				
	競技種目	メインアリーナ	サブアリーナ	武道館	合計
	バスケットボール	3	1		4
	バレーボール	3	1		4
	バドミントン	12	4		16
	卓球	40	10		50
	ソフトテニス	3	1		4
	バウンドテニス	20	6		26
	フットサル	2			2
	ハンドボール	2			2
	柔道	8		3	11
	剣道	8		3	11
	空手	8		3	11
	体操※	10			10
	※ ゆか、鉄棒など設置可能競技数				
供用期間等	午前9時～午後10時、駐車場24時間供用				
休館日	年末年始（12/31～1/3）、器材点検日（随時）				

Ⅲ 生涯学習【函館アリーナ】

区分		時間区分						
		午前 (9:00～ 正午)	午後 (13:00 ～16:30)	夜間 (17:30 ～22:00)				
メインアリーナ	アマチュアのスポーツに使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	3面	14,000	16,000	20,000		
			2面	9,400	10,600	13,400		
			1面	4,700	5,300	6,700		
		入場料等を徴収する場合	3面	40,000	50,000	60,000		
			2面	28,000	32,000	40,000		
			1面	14,000	16,000	20,000		
	アマチュアのスポーツ以外に使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	3面	40,000	50,000	60,000	
				2面	28,000	32,000	40,000	
				1面	14,000	16,000	20,000	
			営利を目的とする場合	3面	120,000	150,000	180,000	
				2面	80,000	100,000	120,000	
				1面	40,000	50,000	60,000	
		入場料等を徴収する場合	営利を目的としない場合	3面	120,000	150,000	180,000	
				2面	80,000	100,000	120,000	
				1面	40,000	50,000	60,000	
			営利を目的とする場合	3面	360,000	450,000	540,000	
				2面	240,000	300,000	360,000	
				1面	120,000	150,000	180,000	
	サブアリーナ	アマチュアのスポーツに使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	1面	4,700	5,300	6,700	
				1面	14,000	16,000	20,000	
			入場料等を徴収する場合	1面	14,000	16,000	20,000	
				1面	40,000	50,000	60,000	
		アマチュアのスポーツ以外に使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	1面	14,000	16,000	20,000
					1面	40,000	50,000	60,000
営利を目的とする場合				1面	40,000	50,000	60,000	
				1面	120,000	150,000	180,000	
入場料等を徴収する場合			営利を目的としない場合	1面	40,000	50,000	60,000	
				1面	120,000	150,000	180,000	
			営利を目的とする場合	1面	120,000	150,000	180,000	
				1面	120,000	150,000	180,000	
武道館	アマチュアのスポーツに使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	3面	4,700	5,300	6,700		
			2面	3,200	3,600	4,600		
			1面	1,600	1,800	2,300		
			入場料等を徴収する場合	3面	14,000	16,000	20,000	
				2面	9,400	10,600	13,400	
				1面	4,700	5,300	6,700	
		アマチュアのスポーツ以外に使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	3面	14,000	16,000	20,000
					2面	9,400	10,600	13,400
					1面	4,700	5,300	6,700
				営利を目的とする場合	3面	40,000	50,000	60,000
					2面	28,000	32,000	40,000
					1面	14,000	16,000	20,000
	入場料等を徴収する場合		営利を目的としない場合	3面	40,000	50,000	60,000	
				2面	28,000	32,000	40,000	
				1面	14,000	16,000	20,000	
			営利を目的とする場合	3面	120,000	150,000	180,000	
				2面	80,000	100,000	120,000	
				1面	40,000	50,000	60,000	
	多目的会議室				3,000	3,600	4,500	
	スタジオ				3,000	3,600	4,500	
	控室				1,200	1,400	1,800	

Ⅲ 生涯学習【函館アリーナ】

備考

- 1 2以上の時間区分にわたって使用する場合の利用料金は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による利用料金の額（以下「専用使用基本利用料金の額」という。）を合算した額とする。
- 2 日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における利用料金は、専用使用基本利用料金の額に当該額の5分の1に相当する額を加算した額とする。
- 3 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の専用使用基本利用料金の額（午後10時以後にわたる超過時間については、夜間の専用使用基本利用料金の額。以下この項において同じ。）の2分の1に相当する額を利用料金として支払わなければならない。ただし、前項の規定の適用がある場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の専用使用基本利用料金の額の2分の1に相当する額を専用使用基本利用料金の額とみなして同項の規定により算定した額を利用料金として支払わなければならない。
- 4 メインアリーナ、サブアリーナ、多目的会議室、スタジオまたは控室をそれぞれ全体の面積の2分の1に相当する面積で使用する場合の利用料金は、これらの施設を使用する場合（メインアリーナにあつては、3面を使用する場合とする。）のそれぞれの専用使用基本利用料金の額の2分の1に相当する額とする。
- 5 興行の目的で使用する場合の利用料金は、専用使用基本利用料金の額および前各項の規定による利用料金の額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 6 指定管理者は、この表に規定する区分または時間区分について、当該区分または時間区分により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、当該区分または時間区分と異なる区分を設けることができる。

2 個人使用利用料金

- (1) メインアリーナ・サブアリーナ・武道館・多目的会議室・スタジオ・ランニングコース

区分	時間区分		
	午前 (9:00～ 正午)	午後 (13:00 ～16:30)	夜間 (17:30 ～22:00)
一般	400	400	400
生徒（高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（以下「高校生」という。）に限る。）	300	300	300
児童生徒（高校生を除く。）	200	200	200

備考

- 1 2以上の時間区分にわたって使用する場合の利用料金は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による利用料金の額を合算した額とする。
- 2 次に掲げる者の利用料金は、無料とする。
 - (1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。以下同じ。）
 - (2) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生を除く。以下この号において同じ。）もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの
 - (3) 第1号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの
- 3 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）が使用する場合の利用料金は、一般の区分の者が使用する場合の金額として上表に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。
- 4 指定管理者は、この表に規定する区分または時間区分について、当該区分または時間区分により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、当該区分または時間区分と異なる区分を設けることができる。

Ⅲ 生涯学習【函館アリーナ】

	(2) トレーニングルーム					
	区分	単位	金額			
	一般	2時間につき	400			
	生徒（高校生に限る。）	2時間につき	300			
	<p>備考</p> <p>1 許可を受けた時間を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、上表の規定による利用料金の額の2分の1に相当する額を利用料金として支払わなければならない。</p> <p>2 次に掲げる者の利用料金は、無料とする。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する障害者</p> <p>(2) 前号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの</p> <p>3 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）が使用する場合の利用料金は、一般の区分の者が使用する場合の金額として上表に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>4 2時間につきとは、使用の開始から引き続いた使用が終了するまでの2時間を限度とした1回の使用の単位をいう。</p> <p>5 指定管理者は、この表に規定する区分または単位について、当該区分または単位により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、当該区分または単位と異なる区分または単位を設けることができる。</p>					
事業実績（R元）	<p>○スポーツの振興に資する事業</p> <p>各種スポーツ教室（ボディパンプ、ボディジャム、ボディバランスほか）</p> <p>プロスポーツ公式戦（Fリーグ公式戦、Bリーグ公式戦（パブリックビューイング）、大相撲函館場所）</p>					
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R元
	個人利用（人）	58,199	89,706	85,483	86,078	80,113
	専用利用（人）	185,652	335,183	257,290	282,258	206,649
	計（人）	243,851	424,889	342,773	368,336	286,762

Ⅲ 生涯学習【函館市恵山総合体育館】

函館市恵山総合体育館

所在地	川上町 506 番地	開設年月日	S49.4.1																	
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																			
設置根拠	函館市地域体育施設条例																			
運営主体	直営（会計年度任用職員配置）																			
構造規模等	鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積：1,576.33 m ² 敷地面積：12,084.92 m ² 体育館(936 m ²), 更衣室(男女別), 談話ホール, 幼児コーナー, 事務室等																			
供用期間等	午前9時30分～午後4時30分(日・木・土・休日) 午前9時30分～午後8時30分(火・水・金)																			
休館日	月曜日・休日の翌日, 年末年始																			
使用料	<p>[使用料]（単位：円）</p> <p>催物等専用使用するとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">時間区分</th> </tr> <tr> <th>午前 (9:30～11:30)</th> <th>午後 (13:00～16:30)</th> <th>夜間 (18:00～20:30)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>6,180</td> <td>10,810</td> <td>7,720</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>8,240</td> <td>14,420</td> <td>10,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 夏季とは4月1日から10月31日までの間を, 冬季とは11月1日から3月31日までの間をいう。 ※ 商品の宣伝, 展示, 販売等営利目的で, または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は, この表の規定による使用料の20割に相当する額とする。</p>					区分	時間区分			午前 (9:30～11:30)	午後 (13:00～16:30)	夜間 (18:00～20:30)	夏季	6,180	10,810	7,720	冬季	8,240	14,420	10,300
区分	時間区分																			
	午前 (9:30～11:30)	午後 (13:00～16:30)	夜間 (18:00～20:30)																	
夏季	6,180	10,810	7,720																	
冬季	8,240	14,420	10,300																	
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>4,620</td> <td>4,661</td> <td>3,656</td> <td>5,045</td> <td>4,146</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	4,620	4,661	3,656	5,045	4,146			
	H27	H28	H29	H30	R 元															
利用者数(人)	4,620	4,661	3,656	5,045	4,146															

Ⅲ 生涯学習【函館市南茅部スポーツセンター】

函館市南茅部スポーツセンター

所在地	白尻町604番地1	開設年月日	S59.7.1																											
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																													
設置根拠	函館市地域体育施設条例																													
運営主体	指定管理者（公募）：南茅部地域教育施設等管理共同企業体 指定期間：H28.4.1～R3.3.31																													
構造規模等	鉄筋コンクリート造一部2階建 延床面積：2,291.90㎡ 敷地面積：14,781.50㎡ アリーナ 949.39㎡ 研修室兼柔剣道室 242.20㎡ 研修室兼トレーニング室 74.55㎡ 控室 36.77㎡																													
供用期間等	午前9時から午後9時（日曜日は午前9時から午後5時）まで																													
休館日	年末年始																													
使用料（利用料金）	<p>利用料金制（□有 ■無） [使用料]（単位：円） 市の区域内に住所を有しない方が使用するとき、または催物等専用使用するとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 (9:00～正午)</th> <th>午後 (正午～17:00)</th> <th>夜間 (18:00～21:00)</th> <th>全日 (9:00～21:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>8,240</td> <td>12,360</td> <td>16,480</td> <td>37,080</td> </tr> <tr> <td>研修室兼 柔剣道室</td> <td>2,570</td> <td>3,810</td> <td>5,150</td> <td>11,530</td> </tr> <tr> <td>研修室兼 トレーニング室</td> <td>610</td> <td>920</td> <td>1,230</td> <td>2,760</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>410</td> <td>610</td> <td>820</td> <td>1,840</td> </tr> </tbody> </table> <p>※賞品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、この表の規定による使用料の額の30割に相当する額。 ※暖房を使用した場合は、基本使用料の額の2割に相当する額を徴収。</p>					区分	午前 (9:00～正午)	午後 (正午～17:00)	夜間 (18:00～21:00)	全日 (9:00～21:00)	アリーナ	8,240	12,360	16,480	37,080	研修室兼 柔剣道室	2,570	3,810	5,150	11,530	研修室兼 トレーニング室	610	920	1,230	2,760	控室	410	610	820	1,840
区分	午前 (9:00～正午)	午後 (正午～17:00)	夜間 (18:00～21:00)	全日 (9:00～21:00)																										
アリーナ	8,240	12,360	16,480	37,080																										
研修室兼 柔剣道室	2,570	3,810	5,150	11,530																										
研修室兼 トレーニング室	610	920	1,230	2,760																										
控室	410	610	820	1,840																										
事業実績（R元）	○スポーツの振興に資する事業 南茅部スポーツクリニック、南茅部キッズフェスティバル、健康トレーニング教室																													
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(人)</td> <td>2,276</td> <td>1,659</td> <td>1,375</td> <td>1,529</td> <td>1,131</td> </tr> <tr> <td>団体利用(人)</td> <td>13,978</td> <td>11,105</td> <td>9,209</td> <td>10,331</td> <td>9,087</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>16,254</td> <td>12,764</td> <td>10,584</td> <td>11,860</td> <td>10,218</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	個人利用(人)	2,276	1,659	1,375	1,529	1,131	団体利用(人)	13,978	11,105	9,209	10,331	9,087	計(人)	16,254	12,764	10,584	11,860	10,218	
	H27	H28	H29	H30	R元																									
個人利用(人)	2,276	1,659	1,375	1,529	1,131																									
団体利用(人)	13,978	11,105	9,209	10,331	9,087																									
計(人)	16,254	12,764	10,584	11,860	10,218																									

Ⅲ 生涯学習【函館市民プール】

函館市民プール

所在地	千代台町 22 番 25 号	開設年月日	S46.7.20																														
設置目的	市民の心身の健全な発達とスポーツ活動の普及、振興を図るため																																
設置根拠	函館市民プール条例																																
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R5.3.31																																
構造規模等	敷地面積 8,886.54 m ² 延床面積 6,701.01m ² 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建一部地階 管理棟、事務室、会議室、クラブ室 ロビー、シャワー室、更衣室等 25m プール棟 25×16m×7 コース 50m プール棟 50×21m×8 コース 15m プール 15m×6m 幼児プール 変形 67 m ² 採暖室、シャワー室、監視員室、放送室、医務室、ロビー、会議室、 観客席 固定席 600 席																																
供用期間等	午前 10 時～午後 9 時																																
休館日	器材点検日（毎月不定期）、年末年始																																
使用料（利用料金）	<p>利用料金制（<input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無）</p> <p>[利用料金]（単位：円）</p> <p>1 個人利用・団体利用の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本料金 (1 人 1 回 2 時間以 内)</th> <th>超過料金 (1 人 1 回 1 時間ま でごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">個人利用</td> <td>一般</td> <td>420</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>生徒(高等学校,特 別支援学校の高等 部および専修学校 に在学する者(以 下「高校生」とい う。)に限る。)</td> <td>240</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>児童生徒(高校生 を除く。)</td> <td>120</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">団体利用(50 人 以上で責任者の ある 団体)</td> <td>一般</td> <td>340</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>生徒(高校生に限 る。)</td> <td>200</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>児童生徒(高校生 を除く。)</td> <td>80</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>30</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ※ 次に掲げる者（第 1 号から第 3 号までに掲げる者にあつては、個人利用をする場合に限り。） の基本料金および超過料金は、無料とする。 (1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている</p>			区分		基本料金 (1 人 1 回 2 時間以 内)	超過料金 (1 人 1 回 1 時間ま でごとに)	個人利用	一般	420	220	生徒(高等学校,特 別支援学校の高等 部および専修学校 に在学する者(以 下「高校生」とい う。)に限る。)	240	120	児童生徒(高校生 を除く。)	120	60	幼児	50	30	団体利用(50 人 以上で責任者の ある 団体)	一般	340	170	生徒(高校生に限 る。)	200	100	児童生徒(高校生 を除く。)	80	40	幼児	30	20
区分		基本料金 (1 人 1 回 2 時間以 内)	超過料金 (1 人 1 回 1 時間ま でごとに)																														
個人利用	一般	420	220																														
	生徒(高等学校,特 別支援学校の高等 部および専修学校 に在学する者(以 下「高校生」とい う。)に限る。)	240	120																														
	児童生徒(高校生 を除く。)	120	60																														
	幼児	50	30																														
団体利用(50 人 以上で責任者の ある 団体)	一般	340	170																														
	生徒(高校生に限 る。)	200	100																														
	児童生徒(高校生 を除く。)	80	40																														
	幼児	30	20																														

Ⅲ 生涯学習【函館市民プール】

	<p>者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。)</p> <p>(2) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生を除く。以下この号において同じ。）もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの</p> <p>(3) (1)に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの</p> <p>(4) 市の区域内に居住する幼児</p> <p>※ 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）の個人利用の場合の基本料金および超過料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、以下に定める額とする。</p> <p>(1) 基本料金 一般の区分の者の個人利用の場合の上表の規定による基本料金の額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 超過料金 一般の区分の者の個人利用の場合の上表の規定による超過料金の額の2分の1に相当する額</p> <p>2 専用利用の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">1時間までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50mプール</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>25mプール</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> </tr> <tr> <td>幼児プール</td> <td style="text-align: right;">1箇所につき 2,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 回数券による個人利用の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: right;">4,200</td> </tr> <tr> <td>生徒（高校生に限る。）</td> <td style="text-align: right;">2,400</td> </tr> <tr> <td>児童生徒（高校生を除く。）</td> <td style="text-align: right;">1,200</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>※ 回数券は、1枚につき1回2時間以内の利用をすることのできる利用券11枚をつづつたものとする。</p> <p>※ 回数券の利用に係る超過料金は、1の表（備考以外の部分に限る。）の個人利用に係る超過料金の規定により算定した額とする。</p>					区分	1時間までごとに	50mプール	30,000	25mプール	12,000	幼児プール	1箇所につき 2,400円	区分	金額	一般	4,200	生徒（高校生に限る。）	2,400	児童生徒（高校生を除く。）	1,200	幼児	500																		
区分	1時間までごとに																																								
50mプール	30,000																																								
25mプール	12,000																																								
幼児プール	1箇所につき 2,400円																																								
区分	金額																																								
一般	4,200																																								
生徒（高校生に限る。）	2,400																																								
児童生徒（高校生を除く。）	1,200																																								
幼児	500																																								
事業実績（R元）	<p>○スポーツの振興に資する事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ワンポイントレッスン，市民プール活性事業泳力向上プロジェクト</p>																																								
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">H27</th> <th style="width: 15%;">H28</th> <th style="width: 15%;">H29</th> <th style="width: 15%;">H30</th> <th style="width: 15%;">R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用（人）</td> <td>30,030</td> <td>32,711</td> <td>28,677</td> <td>29,421</td> <td>24,771</td> </tr> <tr> <td>回数券利用（人）</td> <td>8,103</td> <td>9,181</td> <td>7,972</td> <td>7,551</td> <td>10,540</td> </tr> <tr> <td>団体利用（人）</td> <td>11,965</td> <td>10,676</td> <td>9,518</td> <td>9,976</td> <td>8,580</td> </tr> <tr> <td>その他（人）</td> <td>77,173</td> <td>76,871</td> <td>68,035</td> <td>68,196</td> <td>68,544</td> </tr> <tr> <td>計（人）</td> <td>127,271</td> <td>129,439</td> <td>114,202</td> <td>115,144</td> <td>112,435</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	個人利用（人）	30,030	32,711	28,677	29,421	24,771	回数券利用（人）	8,103	9,181	7,972	7,551	10,540	団体利用（人）	11,965	10,676	9,518	9,976	8,580	その他（人）	77,173	76,871	68,035	68,196	68,544	計（人）	127,271	129,439	114,202	115,144	112,435
	H27	H28	H29	H30	R元																																				
個人利用（人）	30,030	32,711	28,677	29,421	24,771																																				
回数券利用（人）	8,103	9,181	7,972	7,551	10,540																																				
団体利用（人）	11,965	10,676	9,518	9,976	8,580																																				
その他（人）	77,173	76,871	68,035	68,196	68,544																																				
計（人）	127,271	129,439	114,202	115,144	112,435																																				

Ⅲ 生涯学習【函館市南茅部プール】

函館市南茅部プール

所在地	尾札部町1608番地1	開設年月日	H10.4.1																			
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																					
設置根拠	函館市地域体育施設条例																					
運営主体	指定管理者（公募）：南茅部地域教育施設等管理共同企業体 指定期間：H28.4.1～R3.3.31																					
構造規模等	プール：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,667.08m ² , プール室 842.85m ² 一般用 25m×6コース, 低学年用, ジャグジープール ミーティング室 41.45 m ² トレーニング室 49.48 m ² 倉庫：鉄骨平屋建 22.84m ²																					
供用期間等	4月1日～10月31日 午後1時から午後6時（水・金曜は午後1時から午後8時）まで																					
休館日	月曜日, 火曜日																					
使用料（利用料金）	<p>利用料金制（<input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無）</p> <p>〔使用料〕（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>1回券</th> <th>回数券 (11回券)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>150</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>100</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、市の区域内の学校に在学する児童もしくは生徒(高等学校, 特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。)または市の区域外の学校に在学する児童もしくは生徒で市の区域内に居住するものが個人で利用する場合は、使用料を徴収しない。</p>					区分	金額		1回券	回数券 (11回券)	一般	300	3,000	高校生	200	2,000	中学生	150	1,500	小学生	100	1,000
区分	金額																					
	1回券	回数券 (11回券)																				
一般	300	3,000																				
高校生	200	2,000																				
中学生	150	1,500																				
小学生	100	1,000																				
事業実績（R元）	○スポーツの振興に資する事業 プール体験学習、南茅部プールまつり、南茅部水泳記録会、着衣水泳教室、スタジオレッスン																					
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>9,347</td> <td>8,281</td> <td>10,088</td> <td>10,178</td> <td>12,078</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	9,347	8,281	10,088	10,178	12,078					
	H27	H28	H29	H30	R元																	
利用者数(人)	9,347	8,281	10,088	10,178	12,078																	

Ⅲ 生涯学習【千代台公園弓道場】

千代台公園弓道場

所在地	千代台町 27 番 8 号	開設年月日	S32.8.28														
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																
設置根拠	函館市都市公園条例																
運営主体	指定管理者（公募）：函館市弓道連盟 指定期間：H29.4.1～R4.3.31																
構造規模等	千代台公園内 施設面積 512m ² 建築面積 射場・待機場他 169m ² ，的場 30m ² （木造平屋建） 的数 5ヶ，射程距離 28m ※ 平成 11 年に火災損傷，平成 12 年に復旧工事（一部改修）																
供用期間等	通年（1 月 4 日～12 月 28 日）供用時間 午前 9 時～午後 9 時																
休館日	毎週水曜日，年末年始																
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） [利用料金]（単位：円） 専用使用:1 日 3,000 円 個人使用:一般 1 回 150 円，学生生徒児童 1 回 100 円																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>9,507</td> <td>9,482</td> <td>9,371</td> <td>9,131</td> <td>7,499</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	9,507	9,482	9,371	9,131	7,499
	H27	H28	H29	H30	R 元												
利用者数(人)	9,507	9,482	9,371	9,131	7,499												

根崎公園アーチェリー場

所在地	湯川町 3 丁目 6 番	開設年月日	S44.9.1														
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																
設置根拠	函館市都市公園条例																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 4,140 m ² 射場 2,700m ² ，的数 14ヶ 射程距離 90m，スタンド(1,000 人収容)、更衣室、物品庫																
供用期間等	4 月第 2 日曜日～11 月第 2 日曜日 日の出～日没																
使用料	[使用料]（単位：円） 使用料 一般 150 円，学生生徒 110 円																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>1,173</td> <td>1,173</td> <td>1,076</td> <td>1,227</td> <td>1,058</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	1,173	1,173	1,076	1,227	1,058
	H27	H28	H29	H30	R 元												
利用者数(人)	1,173	1,173	1,076	1,227	1,058												

Ⅲ 生涯学習【函館市入舟町前浜海水浴場】

函館市入舟町前浜海水浴場

所在地	入舟町22番	開設年月日	S55														
設置目的	市民の心身の健康な発達とスポーツ・レクリエーション活動の普及，促進を図る																
運営主体	直営																
構造規模等	60×50m，水深0~3m 付帯施設 トイレ（男女各2）、更衣室（男女各1）、監視所、駐車場約20台																
供用期間等	例年7月下旬～8月中旬 例年 午前10時～午後4時																
使用料	無料																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>2,652</td> <td>6,415</td> <td>2,279</td> <td>3,053</td> <td>3,750</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	2,652	6,415	2,279	3,053	3,750
	H27	H28	H29	H30	R元												
利用者数(人)	2,652	6,415	2,279	3,053	3,750												

函館市白尻スキー場

所在地	白尻町593番地1	開設年月日	H2.1.10														
設置目的	スポーツの振興を図り，もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																
設置根拠	函館市白尻スキー場条例																
運営主体	指定管理者（公募）：南茅部地域教育施設等管理共同企業体 指定期間：H28.4.1～R3.3.31																
構造規模等	施設面積 25,000 m ² 第1ゲレンデ 面積 13,000m ² 第1リフト(ロープ塔)170m 第2ゲレンデ 面積 12,000m ² 第2リフト(ロープ塔)206m 斜度 最高約30度、最低9度 ロッジ(木造平屋建 92.74m ²)，監視小屋(木造平屋建)，ナイター照明6柱																
供用期間等	12月第4土曜日から3月第3日曜日まで 9:00 から 21:00 まで ※ロープ塔の運行時間は13:00（日祝日は9:00）から21:00まで ※16:00から18:00までと日祝日の正午から13:00まではゲレンデ整備のためロープ塔を休止。																
使用料（利用料金）	無料																
事業実績（R元）	○ スポーツを振興する事業の実施 親と子の冬フェスティバルの提案(積雪不足のため中止)																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>1,479</td> <td>1,770</td> <td>1,476</td> <td>969</td> <td>264</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	1,479	1,770	1,476	969	264
	H27	H28	H29	H30	R元												
利用者数(人)	1,479	1,770	1,476	969	264												

函館市民スケート場

所在地	金堀町10番8号	開設年月日	H3.1.13																																
設置・運営主体	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団																																		
構造規模等	氷面積 5,024.4 m ² 仮設式アイスパネル屋外組立解体式 スピードスケートリンク 1周250m サブスケートリンク 29m×60m 休憩所（屋内・外）、貸スケートコーナー等																																		
供用期間等	12月中旬～2月中旬 土日祝、冬休み期間：午前10時～午後7時 その他の日：正午～午後7時 時間外開場（専用使用の場合に限る）：午後7時～午後10時																																		
休場日	12月31日、1月1日																																		
使用料（利用料金）	使用料（円） 個人 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>券の種類</th> <th>1回券</th> <th colspan="2">回数券（11枚綴り）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td colspan="2">3,600</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>200</td> <td>2,000</td> <td colspan="2">4,800</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>300</td> <td>3,000</td> <td colspan="2">7,200</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>600</td> <td>6,000</td> <td colspan="2">14,400</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>300</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> 団体 学校行事及び児童・生徒の健全育成団体の使用：各個人使用料金の3割引 20人以上：各個人使用料金の2割引 ファミリー共通券 ※1,650円相当 1,500円（貸靴にも利用可） ※ 個人使用および団体使用において市内に在住又は在学の小中学生の使用料は無料					区分	券の種類	1回券	回数券（11枚綴り）		小学生	150	1,500	3,600		中学生	200	2,000	4,800		高校生	300	3,000	7,200		一般	600	6,000	14,400		高齢者（65歳以上）	300			
区分	券の種類	1回券	回数券（11枚綴り）																																
小学生	150	1,500	3,600																																
中学生	200	2,000	4,800																																
高校生	300	3,000	7,200																																
一般	600	6,000	14,400																																
高齢者（65歳以上）	300																																		
事業実績（R元）	○ スポーツを振興する事業の実施 フィギュアスケート教室、スケート場初すべりお年玉プレゼント、 スケート場イベントデー																																		
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>32,038</td> <td>32,038</td> <td>26,536</td> <td>27,583</td> <td>24,687</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	32,038	32,038	26,536	27,583	24,687																		
	H27	H28	H29	H30	R元																														
利用者数(人)	32,038	32,038	26,536	27,583	24,687																														

IV 資料

1 函館市教育の沿革概要

和暦 (年度)	西暦 (年度)	主な出来事
嘉永元年	1848	○佐々木作右衛門が鍛冶町に私塾「藤村堂」開設
嘉永3年	1850	○森菊三郎が内澗町に「猿山塾」を開設、読み方、書き方を教授
嘉永4年	1851	○本道最初の心学道場「誠終舎」開設
安政元年	1854	○ペリー来航、日米和親条約の締結で箱館開港
慶応2年	1866	○富原九一郎が大黒町に「富原私塾」を開設、読み方、書き方、算術を教授
明治2年	1869	○蝦夷地を北海道、箱館を函館と改称し、開拓使を設置
明治3年	1870	○柳田藤吉が「郷学校」（のちに郷塾と改称）を会所町に設け、漢・英を教授
明治4年	1870	○官立函館学校（本道最初の官立学校）創設、漢・英二学を教授（官員の子弟のみ）
明治5年	1872	○学制公布 ○函館病院附属医学所で教授開始 ○官立函館学校へ一般人の入学許可 ○私立戸井教育所開設
明治6年	1873	○官立函館学校を「露学校」と改称（翌年、官立松陰学校に、のち元町学校） ○露国宣教師、元町に正教学校を開校 ○本道最初の中学校である官立変則中学校（3か年制）を富岡町に設立
明治7年	1874	○変則中学校を富岡学校と改称、14歳以上19歳以下の者が入学 ○米国メソジスト監督教会員が元町で「日々（にちにち）学校」を開始（現遺愛学院の前身）
明治8年	1875	○函館最初の官立小学校である会所学校が開校（6歳以上13歳以下の児童）
明治9年	1876	○官立小学教科伝習所を会所学校に開設（本道における師範学校の前身） ○公立松陰学校開校（最初の公立小学校）
明治10年	1877	○公立内澗学校開校 ○私学愛陶舎、鶴岡学校設立 ○私立夜学の弁天学校、金蘭学校、行余学校、松濤学校（女子夜学校の最初）など開校（ともに小学校ではなく、日用簡易の学科教授）
明治11年	1878	○公立住吉学校（現青柳小学校の前身）、公立宝学校、公立常盤学校、公立亀田学校が開校 ○日本聖保禄会員が元町で教育の事業開始（現白百合学園高等学校の前身）
明治12年	1879	○函館における最初の女子小学校である第一公立女学校が開校 ○函館における最初の夜間小学校である私立淳風学校が開校 ○私立函館商船学校、公立上湯川学校が開校 ○函館公園内に開拓使仮博物館が落成（前年着工の函館公園完成） ○小学教科伝習所附属小学校開校（会所学校廃止）
明治13年	1880	○私立臥牛学校開校 ○公立石崎学校、公立湯川学校、公立宇賀学校が開校 ○官立小学教科伝習所を官立函館師範学校と改称 ○小学教科伝習所附属小学校を函館師範学校附属小学校と改称 ○図書館の先駆、思斉会が発足（翌年、書籍館となり一般公開） ○戸井教育所を廃止、公立戸井学校、公立白浜学校、公立瀬田来学校を開校 ○楳法華簡易学校開業 ○公立尻岸内学校、根田内校、古武井教育所開校
明治14年	1881	○私立若山学校、沢学校、藤村学校など開校 ○官立函館師範学校内に一般青少年対象の私立函館夜学校を開設 ○函館教育協会（のちの函館教育会）発足
明治15年	1882	○私立福田学校、一貴学校が開校 ○私立遺愛女学校開校（現遺愛女子高等学校、現校舎は明治41年落成） ○公立弥生学校開校 ○私立東川学校開校（同年、公立に編入して公立東川学校となる） ○開拓使を廃止、三県（函館、札幌、根室）を設置 ○函館県に教育令実施 ○公立函館女学校開校（翌年、公立女子小学校と改称） ○私立高砂学校開校（翌年、私立高砂小学校と改称、明治17年公立に編入） ○この年、函館の人口36,419人、学齢児童5,049人、就学児童2,014人、未就学児童2,945人

IV 資料

		○公立小安学校開校（戸井）
明治 16 年	1883	○函館師範学校附属小学校内に幼稚園を設置、満 3 歳からの幼児 20 名を収容（函館における最初の幼稚園） ○函館県小学校校則、函館県小学校教則実施 ○函館商船学校が県立に移籍（のち官立となり、東京商船学校函館分校となる） ○公立幸小学校開校、公立東川学校を公立東川小学校に改称 ○私立商業学校が開校
明治 17 年	1884	○私立商業学校内に私立末広小学校開設 ○元町ハリストス教会内に私立正教女学校裁縫場開設（のちの正教女学校の創始） ○函館師範学校に教員講習場を設け、県内郡区の教員を対象に講習会開催 ○函館公園内に博物場第二号館開設 ○白浜学校、小安学校を合併し、小安学校とした。（戸井）
明治 18 年	1885	○函館師範学校内に県立函館女学校創立 ○私立皇漢英学講習所、私立五島学舎、私立函館学校開校、嘯山私塾開設 ○戸井小学校新築
明治 19 年	1886	○私立聖保禄女学校（現白百合高等学校）が開校 ○私立豊川小学校、浜野小学校、堀川小学校、巴小学校が開校 ○県が廃止され、札幌に北海道庁を設置 ○札幌・函館の師範学校を廃止、改めて札幌に北海道師範学校を設置 ○函館に当分、北海道師範学校分校を設置 ○日浦簡易小学校開校
明治 20 年	1887	○公立住吉、東川、高砂、幸の 4 小学校を私立小学校とする ○庁立函館商業学校開校 ○私立函館学校内に私立函館幼稚園開設 ○北海道師範学校函館分校廃校（師範学校の校名を北海道尋常師範学校と改称）
明治 21 年	1888	○公立函館書籍館開館 ○私立六和女学校開校（現大谷高等学校の前身） ○楳法華簡易小学校校舎改築
明治 22 年	1889	○公立函館女学校開校（高等小学校に類する女学校、修業年限 4 年、ほかに別科として 16 歳以上の女子が入学） ○私立函館学校廃校（高等科の女生徒を公立函館女学校に移籍） ○高竜寺吉祥協会本部に私立吉祥女学校が開校 ○聖公会牧師ウォルター・アンデレスが元町に私立靖和女学校を開校 ○古武井教育所を根田内（恵山）小学校に合併
明治 23 年	1890	○元町正教女学校に西洋裁縫科設置 ○私立恵似小学校開校（真宗大谷派北海道慈恵会設立）
明治 24 年	1891	○官立函館商船学校新築落成、東京商船学校函館分校と改称
明治 25 年	1892	○亀尾小学校開校 ○英人ネトルシップ、元町に「旧土人学校」を開設 ○私立遺愛女学校付設小学校・幼稚園開校 ○戸井小学校鎌歌分校設置
明治 26 年	1893	○公立函館女学校を公立函館女子高等小学校と改称
明治 28 年	1895	○米人シャーロット・ドレバー、函館訓盲会を設立（現函館盲・聾学校の前身） ○庁立函館商業学を廃止し、庁立函館尋常中学校（現函館中部高等学校の前身）を開校、商業専修科併設 ○楳法華簡易小学校を楳法華尋常小学校と改称
明治 29 年	1896	○私立東川尋常高等小学校に屋内運動場完成
明治 30 年	1897	○公立幸尋常高等小学校・公立宝尋常高等小学校が開校（幸・宝小学校の改称）
明治 31 年	1898	○住吉・東川・高砂尋常小学校が公立移管
明治 32 年	1899	○函館尋常中学校商業専修科を廃止、元町に庁立函館商業学校を新設・開校
明治 33 年	1900	○函館区に初めて 7 名の学務委員設置（公民 2、区会議員 3、教員 2） ○戸井小学校鎌歌分校が独立し、鎌歌小学校となる。
明治 34 年	1901	○東京商船学校函館分校廃止、庁立函館商船学校が開校（のち七重浜に移転） ○庁立函館尋常中学校を庁立函館中学校と改称（明治 39 年現時任町に移転） ○戸井、瀬田来両尋常小学校を合併し、日新尋常小学校と改称
明治 35 年	1902	○私立六和女学校を私立函館大谷女学校と改称
明治 36 年	1903	○函館区中部方面の学齢児童増加、宝、東川、住吉、高砂、亀田の各小学校で二部授業開始 ○若松尋常高等小学校開校 ○古武井教育所を根田内（恵山）小学校から分離し、古武井小学校を開校

IV 資料

明治 38 年	1905	○庁立函館高等女学校開校（現函館西高等学校の前身） ○宝小学校に宝補習夜学校を付設
明治 39 年	1906	○私立函館実践女学校が東川町西別院内に開校
明治 40 年	1907	○小学校令改正，義務教育 6 か年制開始
明治 41 年	1908	○市立函館幼稚園が栄町に設立（昭和 7 年愛国婦人会函館幼稚園，昭和 18 年函館幼稚園として市立に移管）
明治 42 年	1909	○弥生小学校で区内の教員や児童の図画成績展覧会開催（函館初の展覧会） ○函館教育会が谷地頭に公設運動場を設置（渡辺熊四郎の寄付） ○私立函館図書館が函館公園内に設置・開館
明治 43 年	1910	○公会堂落成・開堂（相馬哲平氏の寄付）
明治 44 年	1911	○公立函館工業補習学校が青柳町に開校（大正 9 年新川町に新校舎に移転）
明治 45 年	1912	○新川尋常小学校開校 ○公立第二東川尋常小学校が開校 ○私立遺愛幼稚園が開園 ○五稜郭跡，函館区に貸与（翌年 6 月，公園として一般公開）
大正 3 年	1914	○北海道函館師範学校開校（現北海道教育大学函館校の前身）
大正 5 年	1916	○函館図書館五階建書庫落成（相馬哲平氏の寄付）
大正 6 年	1917	○公立千代ヶ岱尋常小学校開校 ○函館教育会主催，学童水泳会（七重浜，水泳学校の最初） ○小熊育英資金創始（小熊幸一郎氏の寄付） ○公立第一尋常夜学校（第二東川小学校内），公立第二尋常夜学校（新川小学校内）開校 ○函館慈恵院附属大森小学校開校
大正 7 年	1918	○最初の区視学，任命
大正 8 年	1919	○楳法華尋常小学校 校舎新築落成
大正 9 年	1920	○公立松風尋常高等小学校落成，授業開始（翌 10 年開校式） ○楳法華尋常小学校高等科を併置，楳法華尋常高等小学校と改称
大正 10 年	1921	○千代ヶ岱尋常小学校を千代ヶ岱尋常高等小学校と改称 ○函館教育会主催第一回児童安全デー開催（児童の交通安全を強調） ○函館教育会主催第一回林間学校開設（最初の林間学校・大正 15 年から市が主催） ○区立函館工業学校開校（翌年庁立，現函館工業高等学校の前身） ○公立巴尋常小学校開校
大正 11 年	1922	○函館支庁を渡島支庁と改称 ○函館区が函館市となり，区立小学校は市立小学校と改称（当時，市内の市立尋常高等小学校は，弥生，函館女子，住吉，宝，東川，松風，若松，千代ヶ岱，亀田の 9 校，市立尋常小学校は，幸，常盤，第二東川，高砂，巴，新川の 6 校，私立小学校は，鶴岡尋常小学校，函館慈恵院附属大森小学校の 2 校） ○五稜郭跡が国の史跡に指定
大正 12 年	1923	○函館中学校に夜間中学校が開校 ○函館教育会が小学生の読物「函館の小学生」を刊行（昭和 18 年廃刊） ○私立函館大谷女学校が私立函館大谷高等女学校と改称
大正 13 年	1924	○谷地頭尋常高等小学校，弥生女子尋常高等小学校が開校 ○私立函館大妻技芸学校開校（蓬萊町に開校，翌年松風町，昭和 4 年高砂町に移転・現函館大妻高等学校の前身）
大正 14 年	1925	○私立遺愛第二幼稚園開園 ○函館市学校衛生婦会発足 ○尻岸内小学校，根田内（恵山）小学校に高等科を設置
大正 15 年	1926	○函館市主催第一回林間学校，五稜郭公園内で開催 ○市教育課内に学校衛生主事を設置
昭和 2 年	1927	○万年橋尋常小学校開校 ○函館教育会主催，ペスタロッヂ百年祭記念座談会開催（五島軒） ○私立函館図書館が市立移管（新築して翌年 7 月開館） ○大森尋常高等小学校開校
昭和 3 年	1928	○柏野尋常小学校開校 ○市立函館商工実修学校（商業部，工業部，女子商業部）開校
昭和 4 年	1929	○弥生女子尋常高等小学校ほか 7 校（谷地頭，住吉，東川，第二東川，松風，千代ヶ岱，巴）の高等科を廃止，市内高等科の女兒全員を新設の函館女子高等学校（開校式は翌年 3 月）に収容し，授業開始 ○国史跡五稜郭 堀外周長斜坂部が追加指定
昭和 5 年	1930	○谷地頭，住吉，汐見，新川の 4 小学校に虚弱児童の養護学級設置

IV 資料

		○私立昭和技芸学校開校（現清尚学院高等学校の前身） ○私立函館大谷幼稚園開園
昭和6年	1931	○函館市体操研究会主催第一回市内小学校教員陸上競技会を函館中学校で開催
昭和7年	1932	○函館大妻技芸学校を函館大妻女子高等技芸学校と改称 ○第一回函館市小学校連合体育大会を柏野総合運動場で開催 ○函館学校歯科医師会創設 ○函館市小学校地理教育研究会が「函館市地理読本」を編集、発行 ○函館市小学校診療所を松風小学校に開設 ○欠食児童に共働宿泊所より弁当配給開始（幸、谷地頭、宝、第二東川、東川、高砂、新川、松風、若松、巴、大森、千代ヶ岱、万年橋、高砂夜学、汐見の15校）
昭和8年	1933	○中島尋常小学校開校
昭和9年	1934	○四稜郭が国の史跡に指定 ○志苔館跡が国の史跡に指定
昭和9年	1934	○函館大火により、罹災学童18,046名、死亡学童218名
昭和10年	1935	○坂本市長「函館市教育是」発表 ○函館放送局が学校放送を開始 ○官立函館高等水産学校開校（現北海道大学水産学部の前身） ○庁立函館商船学校が廃止され、新たに庁立函館水産学校が開校 ○私立竜谷幼稚園開園 ○第一回北洋漁業視察小学校教員団9名出発 ○第一回「港まつり」挙行
昭和11年	1936	○住吉尋常小学校を青柳尋常小学校、大森尋常高等小学校を高盛尋常高等小学校に改称 ○的場尋常高等小学校開校 ○私立函館第二大谷幼稚園開園
昭和12年	1937	○宝・松風・若松・新川の4小学校が尋常小学校となり、高等科廃止 ○大森尋常小学校開校 ○私立函館中等夜学校を私立函館夜間中学と改称 ○東川青年学校開校
昭和13年	1938	○弥生女子尋常小学校を弥生尋常高等小学校に合併
昭和14年	1939	○湯川町が函館市に合併（尋常高等小学校2校（湯川・亀尾）、尋常小学校3校（鱒川・蛾眉野・寅沢）が市に移管） ○昭和技芸学校を私立昭和女子高等技芸学校（旧制中学校）と改称 ○私立函館経理学校が開校（現函館大学付属有斗高等学校の前身）
昭和15年	1940	○函館市立中学校が開校（旧函館東高等学校、現市立函館高等学校の前身）
昭和16年	1941	○国民学校令、国民学校施行規則が公布され、小学校は国民学校と改称 ○八幡国民学校開校、的場青年学校開校 ○太平洋戦争爆发 ○樞法華尋常高等小学校を樞法華国民学校と改称
昭和17年	1942	○谷地頭・大森・万年橋・中島女子の各青年学校が開校 ○市教育課に体育主事設置
昭和18年	1943	○函館師範学校が北海道第二師範学校と改称 ○市立函館幼稚園開園（愛国婦人会函館幼稚園が市立移管）
昭和19年	1944	○寅沢国民学校が廃校 ○函館高等水産学校が函館水産専門学校と改称
昭和20年	1945	○市内国民学校初等科児童が集団疎開（亀尾、鱒川、銭亀沢、石崎、島川、市渡、駒ヶ岳、大沼、森、濁川、大野、清水、知内、湯里、吉岡、福島、松前等の学校、寺院その他へ分散宿泊） ○ポツダム宣言を受諾、終戦 ○谷地頭国民学校が廃止され、同校校舎に北海道第二師範学校女子部設置
昭和21年	1946	○放出物資によるミルク補食給食開始（11月～幸小学校、翌年～高盛、千代ヶ岱、常盤、東川小学校） ○樞法華小学校校舎新築
昭和22年	1947	○教育基本法、学校教育法が公布（教育制度改革、六三三制発足） ○函館市新学制実施協議会を結成 ○国民学校の名称が小学校と改称 ○新制中学校、公立13校（的場・弥生・新川・湯川・川原・時任・柳町・旭・中島・万年橋・亀尾・元町・五稜郭）国立1校（附属）私立3校（遺愛・大谷・白百合） ○函館市公民館開館（旧青年会館） ○函館市学校図書館研究会発足（全国で最初） ○小安・汐首・日新小学校に新制中学校併置（戸井）

IV 資料

		○楡法華中学校開校
昭和 22 年	1947	○尻岸内小学校, 恵山小学校, 古武井小学校, 日浦小学校に新制中学校を併置
昭和 23 年	1948	○函館教育会が解散(函館文化会が継承) ○万年橋中学校を大川中学校と改称 ○新制高等学校が発足 ○高盛中学校, 松風中学校, 青柳中学校が開校 ○教育委員会法公布 ○市立函館図書館第一分館開設 ○市立函館博物館開設(市立図書館内) ○日米文化センターが開設 ○楡法華中学校校舎新築落成
昭和 24 年	1949	○第一回函館市成人祭実施 ○レッド・バージュにより, 6名の教員に休職発令 ○亀田村字港地区が函館市に合併(港小学校が市立移管) ○弥生中学校を船見中学校と改称 ○時任・元町・五稜郭・青柳・川原の5中学校が廃校 ○私立函館藤幼稚園が開園 ○北海道第二師範学校が北海道学芸大学函館分校と改称
昭和 25 年	1950	○函館水産専門学校が北海道大学水産学部と改称 ○駒場小学校・千代田小学校が開校 ○愛宕中学校が開校 ○高盛中学校を光成中学校, 松風中学校を松川中学校, 中島中学校を中央中学校に改称 ○函館白百合幼稚園が開園(昭和39年元町より当時亀田町本通に移転) ○青柳中学校を谷地頭中学校と改称し, 北海道第二師範学校女子部跡に移転 ○港小学校に特殊学級(精神薄弱)を設置 ○柏野小学校に養護学級(3学級)を設置 ○第一回函館市教育宝くじ発売 ○函館市文化賞規則制定(文化の日, 第一回授与式挙行)
昭和 26 年	1951	○函館昭和女子高等技芸学校移転(西川町→東川町)し, 昭和竜谷技芸高等学校に改称 ○千代ヶ岱公園に市営野球場が完成 ○第一回成人学校開校 ○函館市奨学資金条例制定 ○私立函館ちとせ幼稚園が開園 ○日新中学校独立校舎竣工(戸井) ○尻岸内第一中学校開校(日浦中学校と尻岸内中学校の統合) ○尻岸内第二中学校開校(恵山中学校と古武井中学校の統合)
昭和 27 年	1952	○文部省モデルスクールの新川中学校が落成 ○谷地頭中学校に特殊学級(精神薄弱)を設置 ○函館市学校給食研究会発足, 給食用パン代補助開始 ○函館市教育委員会が発足 ○私立めぐみ幼稚園開園(昭和49年本町より桔梗町に移転, 桔梗めぐみ幼稚園と改称) ○潮光中学校独立校舎竣工(戸井) ○国史跡五稜郭跡が特別史跡に指定
昭和 28 年	1953	○函館市教育委員会公報, 創刊号を発行 ○函館市新学制実施協議会を改め, 函館市学校教育審議会発足 ○函館商科短期大学開校 ○函館大妻技芸高等学校移転(高砂町→川原町) ○公立戸井高等学校開校
昭和 29 年	1954	○第一回函館山市民ハイキング大会実施 ○尻岸内第二中学校を東光中学校に校名変更 ○尻岸内第一中学校を尻岸内中学校に校名変更
昭和 30 年	1955	○函館市視聴覚ライブラリーを設置 ○谷地頭小学校開校 ○谷地頭中学校を潮見中学校と改称 ○第一回水泳学校開催(七重浜) ○市立函館博物館五稜郭分館が開館
昭和 31 年	1956	○金堀小学校開校 ○私立国華幼稚園, 私立ひまわり幼稚園が開園
昭和 32 年	1957	○港中学校開校 ○函館市教育目標および教育課程を編成

IV 資料

		<ul style="list-style-type: none"> ○函館市学校教育の重点を設定 ○函館市教育研究所を設置 ○私立函館女子商業高等学校が開校（現函館大学附属柏稜高等学校） ○私立湯の川幼稚園，私立第二竜谷幼稚園が開園
昭和 33 年	1958	<ul style="list-style-type: none"> ○第一回市民体育祭開催（千代ヶ岱公園陸上競技場） ○港中学校に特殊学級（精神薄弱）設置 ○私立函館若葉幼稚園開園 ○古武井小学校新校舎落成
昭和 34 年	1959	<ul style="list-style-type: none"> ○青柳小学校，新川小学校，中島小学校，若松小学校に特殊学級（精神薄弱）を設置（昭和 38 年，若松小の特殊学級廃止） ○函館市青少年保護育成事務局発足 ○函館市青少年補導センター発足 ○アイヌの生活用具コレクションが国の重要有形民俗文化財に指定
昭和 35 年	1960	<ul style="list-style-type: none"> ○函館市青少年問題協議会発足 ○函館五稜郭病院内に柏野小学校・的場中学校の特殊学級「みどり学園」（病弱虚弱）を開設 ○私立ラ・サール高等学校開校 ○私立函館第三大谷幼稚園開園 ○尻岸内中学校新校舎落成
昭和 36 年	1961	<ul style="list-style-type: none"> ○深堀中学校開校 ○弥生小学校，高盛小学校，新川中学校に特殊学級（精神薄弱）を設置 ○千代ヶ岱公園内に第二種公認陸上競技場が完成 ○亀尾中学校の分教場が独立し，鱒川，蛾眉野中学校として開校 ○私立湯川明照幼稚園，市立函館元町百合幼稚園が開園 ○昭和竜谷技芸高等学校が普通科を開設し，昭和竜谷女子高等学校と改称 ○函館大妻技芸高等学校が函館大妻高等学校と改称 ○安全都市宣言
昭和 37 年	1962	<ul style="list-style-type: none"> ○五稜中学校開校 ○函館五稜郭病院内特殊学級「みどり学園」（病弱虚弱）を五稜中学校に移管 ○函館市文化財保護条例公布・施行 ○国立函館工業高等専門学校開校
昭和 38 年	1963	<ul style="list-style-type: none"> ○函館大谷女子短期大学開校 ○函館北高等学校開校 ○市立函館病院内に弥生小学校特殊学級「やよい学園」（肢体不自由）を開設 ○柏野小学校養護学級を転用して精神薄弱学級を設置 ○的場中学校に特殊学級（精神薄弱）を設置（昭和 48 年廃止）
昭和 38 年	1963	<ul style="list-style-type: none"> ○村立戸井高等学校独立校舎竣工
昭和 39 年	1964	<ul style="list-style-type: none"> ○日吉が丘小学校開校 ○完全給食（A 型）を実施（幸・常盤・弥生・谷地頭・青柳・東川・大森・新川・若松・松風・巴・八幡・万年橋・港・高盛・千代ヶ岱・中島・千代田・柏野・金堀・駒場・日吉が丘・湯川・亀尾・鱒川の 25 小学校，亀尾・鱒川の 2 中学校） ○昭和竜谷高等学校が東川町より亀田本町に移転 ○万年橋小学校に特殊学級（精神薄弱）を設置 ○「函館市ふたば学園」内に日吉が丘小学校および深堀中学校特殊学級（精神薄弱）を開設
昭和 40 年	1965	<ul style="list-style-type: none"> ○函館市立道南青年の家が落成 ○市内初の学校プールを金堀小学校に設置 ○函館大学開校 ○松風小学校に特殊学級（精神薄弱）を設置 ○学校給食センター落成（恵山地区）
昭和 41 年	1966	<ul style="list-style-type: none"> ○市立松風幼稚園開園（松風小学校に併設） ○中央中学校に特殊学級（精神薄弱）を設置 ○「市立函館整肢学院」に青柳小学校および旭中学校の特殊学級（肢体不自由）を開設（のちに青柳学園と改称） ○市立函館博物館本館開館 ○銭亀沢村が函館市に合併（銭亀小学校，石崎小学校，宇賀小学校，銭亀沢中学校が市立移管） ○私立函館短期大学附属幼稚園開園
昭和 42 年	1967	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設等を勤労青少年の社会教育活動に開放するため，初の学校開放実施（新川小学校） ○函館大谷高等学校に男子部（当時亀田本町本通）を設置 ○亀田小学校（亀田町立当時）に特殊学級（精神薄弱）を設置 ○木造大日如来坐像が国の重要文化財に指定 ○戸井村学校給食開始

IV 資料

		<ul style="list-style-type: none"> ○戸井中央公民館開館 ○第1回戸井村文化祭開催
昭和43年	1968	<ul style="list-style-type: none"> ○桐花中学校（亀田町立当時）・大川中学校に特殊学級（精神薄弱）を設置 ○戸井青少年会館開館 ○尻岸内小学校に特殊学級を開設 ○恵山小学校につつじ小公園を設置 ○尻岸内町郷土博物館開館
昭和44年	1969	<ul style="list-style-type: none"> ○函館商業高等学校が亀田町の新校舎に移転 ○函館市青年センター開館 ○梁川交通公園開設 ○昭和竜谷女子高等学校を函館昭和女子学園高等学校と改称 ○市立函館博物館郷土資料館開館
昭和45年	1970	<ul style="list-style-type: none"> ○町立北海道恵山高等学校開校（古武井小学校仮校舎） ○上湯川小学校開校 ○西小学校開校（常盤小学校と幸小学校の統合） ○函館市民会館開館 ○第一回新成人海外派遣実施
昭和46年	1971	<ul style="list-style-type: none"> ○深堀小学校開校 ○大森小学校に特殊学級（言語障がい）を設置 ○函館市民プール開館 ○太刀川家住宅店舗が国の重要文化財に指定
昭和46年	1971	<ul style="list-style-type: none"> ○戸井高等学校が全日制となる。 ○南茅部町青少年会館開館
昭和47年	1972	<ul style="list-style-type: none"> ○東小学校開校（銭亀小学校と宇賀小学校の統合） ○函館市働く婦人の家開館 ○戸井郷土館開館 ○南茅部町福祉センター（南茅部公民館）開館
昭和48年	1973	<ul style="list-style-type: none"> ○新川小学校に特殊学級（情緒障がい・肢体不自由）を設置 ○戸倉中学校開校 ○市立日吉幼稚園開園 ○亀田市が函館市と合併（亀田・鍛神・赤川・桔梗・中の沢・昭和・中央・本通の8小学校，鍛神小東山分校，桐花・亀田の2中学校が函館市立として編入，私立太陽の子幼稚園，私立大谷短期大学附属幼稚園，私立函館白百合学園幼稚園，私立ゆたか幼稚園の4園が函館市内となる） ○私立函館白百合学園中学校休校 ○東幼稚園・西地区学校プール完成（戸井） ○北海道恵山高等学校，実習用漁艇「第一えさん」竣工
昭和49年	1974	<ul style="list-style-type: none"> ○私立函館第二大谷幼稚園が花園町に移転し，花園大谷幼稚園として開園 ○函館市南北海道教育センター開所 ○函館市民体育館開館 ○旧函館区公会堂が国の重要文化財に指定 ○総合体育館および町民プール落成（恵山地区） ○北海道恵山高等学校新校舎落成
昭和50年	1975	<ul style="list-style-type: none"> ○北日吉小学校開校 ○本通中学校開校 ○「函館市ゆのかわ学園」に湯川小学校の特殊学級（精神薄弱）を開設 ○重度心身障がい児のための住宅訪問指導員制度発足 ○著保内野で中空土偶発見 ○北海道恵山高等学校，実習用漁艇「第五えさん」竣工
昭和51年	1976	<ul style="list-style-type: none"> ○北昭和小学校開校 ○高丘小学校開校 ○万年橋幼稚園開園 ○日吉が丘小学校に特殊学級（情緒障がい）を設置 ○「函館市ゆのかわ学園」に湯川中学校の特殊学級（精神薄弱）を設置 ○市立函館図書館赤川通分室開館 ○第一回函館市婦人大学講座開設 ○第一回市民美術公募展開催 ○国立函館大学誘致促進期成会発足 ○戸井高等学校道立移管
昭和52年	1977	<ul style="list-style-type: none"> ○西中学校開校（船見中学校と愛宕中学校の統合） ○市立函館図書館上湯川児童図書室開館

IV 資料

		<ul style="list-style-type: none"> ○私立第2太陽の子幼稚園開園 ○第1回はこだて放送文化セミナー開設 ○総合センター（戸井総合学習センター）開館 ○恵山小学校新校舎落成
昭和53年	1978	<ul style="list-style-type: none"> ○中部小学校が開校（新川小学校と松風小学校の統合） ○東山小学校が開校 ○函館東高等学校校舎改築に着手（計画年度昭53～58） ○市立函館図書館第1分館桔梗配本所開設
昭和53年	1978	<ul style="list-style-type: none"> ○見晴町B遺跡・中野A遺跡発掘調査実施 ○日新小学校改築工事竣工 ○楳法華小学校 校舎改築落成 ○日浦小学校新校舎落成
昭和54年	1979	<ul style="list-style-type: none"> ○旭岡小学校開校 ○北美原小学校開校 ○私立函館ひかり幼稚園開園 ○北海道五稜郭養護学校開校(青柳小学校特殊学級(肢体不自由),旭中学校特殊学級(肢体不自由),柏野小学校特殊学級(病弱虚弱),五稜中学校特殊学級(病弱虚弱)を廃止) ○市立小・中学校に米飯給食を導入（週1回） ○移動図書館車（ともしび号）運行開始 ○土偶が国の重要文化財に指定 ○北海道指定有形文化財旧函館博物館1号修復工事実施 ○権現台場遺跡発掘調査実施（昭54～55年度） ○函館市道立高等学校誘致促進期成会発足 ○私立函館あおい幼稚園が開園 ○日新中学校改築工事竣工 ○楳法華小学校 屋内体育館改築落成 ○週1回の米飯給食を開始（恵山地区） ○総合体育館付設テニスコート完成（恵山地区）
昭和55年	1980	<ul style="list-style-type: none"> ○赤川中学校開校 ○私立函館三育小学校開校 ○銭亀沢中学校校舎改築 ○重要文化財旧函館区公会堂保存修理工事着手（昭55～57年度） ○第1回函館子どもの船開設 ○第1回函館市民健康マラソン大会開催 ○特別史跡五稜郭跡二の橋修理工事着手（昭55～56年度） ○函館市指定有形文化財旧北海道庁函館支庁庁舎保存修理工事着手（昭55～56年度） ○函館大谷女子短期大学に幼児教育科を新設 ○函館市に道立高等学校の新設決定、昭和58年度開校〔北海道教育長期総合計画（後期実施計画）〕 ○函館市学校教育の重点を改訂 ○楳法華総合センター開館 ○東光中学校新校舎落成 ○週2回の米飯給食を開始（恵山地区） ○東光中学校体育館落成
昭和56年	1981	<ul style="list-style-type: none"> ○旭岡中学校開校 ○湯川中学校分教場新築工事着手（翌年市立北中学校として開校） ○私立湯川明照幼稚園廃止 ○私立ききょう幼稚園開園 ○私立高丘幼稚園開園 ○特別史跡五稜郭跡一の橋、二の橋修理工事完成 ○函館市総合文化センター基本計画策定 ○第1回函館子どもの祭典開催 ○戸井西幼稚園開園（戸井地区）
昭和57年	1982	<ul style="list-style-type: none"> ○北中学校開校 ○凌雲中学校開校（中央中学校と松川中学校の統合） ○北洋資料館開館 ○教育委員会施行30周年記念事業〔文化講演会、函館市教育委員会のあゆみ刊行(編集昭和57年度～59年度)〕 ○「子どもの生活を考える」市内7ブロックで発足 ○市立函館図書館湯川配本所開館（湯川支所内）

IV 資料

		<ul style="list-style-type: none"> ○銭亀沢中学校校舎改築 ○北海道五稜郭養護学校校舎落成 ○北海道函館養護学校校舎落成 ○楸法華中学校改築 ○古武井小学校新校舎落成 ○尻岸内小学校の体育館、音楽および理科の特別教室落成 ○北海道恵山高等学校の定時制課程の生徒募集を停止し、全日制課程、漁業経営科1学級40名をもって昭和58年4月1日に開校する許可 ○東光中学校のグラウンド整備工事完成
昭和58年	1983	<ul style="list-style-type: none"> ○南本通小学校開校 ○北海道函館稜北高等学校開校 ○義務教育施設整備目標策定（昭59～平5年度） ○すずらん留守家庭児童会開設（上湯川小学校内） ○西部地区伝統的建造物群調査実施 ○函館ハリストス正教会復活聖堂が国の重要文化財に指定 ○北海道恵山高等学校全日制課程漁業経営科第一回入学式
昭和59年	1984	<ul style="list-style-type: none"> ○桔梗中学校開校 ○函館大谷高等学校が男女共学開始 ○核兵器廃絶平和都市宣言 ○南茅部町スポーツセンター（南茅部スポーツセンター）開設
昭和60年	1985	<ul style="list-style-type: none"> ○函館市教育委員会30年誌発行 ○千代田小学校校舎改築（昭59～60年度） ○サイベ沢遺跡発掘調査完了（昭59～60年度） ○町民運動広場（戸井運動広場）完成（戸井地区） ○ふれあい高齢者大学開設（恵山地区） ○尻岸内小学校新校舎落成
昭和61年	1986	<ul style="list-style-type: none"> ○中の沢小学校校舎・屋体改築 ○湯川小学校校舎・防音改築（昭58～61年度） ○北海道立函館美術館開館 ○市民プール50mプール改築（昭59～61年度） ○ふるさとの歴史的事跡モニュメント設置調査完了（昭59～61年度） ○北海道恵山高等学校全日制課程普通科第一回入学式
昭和62年	1987	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道恵山高等学校定時制課程閉課記念式典挙行 ○北星小学校校舎・屋体新築（昭61～62年度） ○尻岸内中学校体育館に暖房設備を設置 ○尻岸内中学校新校舎落成
昭和63年	1988	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡志苔館跡環境整備事業完了（昭58～62年度） ○函館市学校教育の重点を改訂 ○北星小学校開校（巴小学校と若松小学校の統合） ○義務教育施設整備計画〔木造校舎・屋内運動場改築事業（平元～7年度）〕策定 ○駒場小学校火災焼失（1月25日）、建設着手 ○亀田中学校校舎改築（昭62～63年度）
昭和63年	1988	<ul style="list-style-type: none"> ○第42回全国レクリエーション大会兼第1回全国スポーツ・レクリエーション祭開催 ○陣川町遺跡発掘調査完了（昭62～63年度） ○重要文化財函館ハリストス正教会復活聖堂保存修理事業完了（昭61～63年度） ○函館市西部地区歴史的景観条例公布・施行 ○函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の決定および保存計画の策定 ○南茅部町民運動公園（南茅部運動広場）開設
平成元年	1989	<ul style="list-style-type: none"> ○財団法人函館市文化・スポーツ振興財団設立 ○駒場小学校改築 ○柏野小学校校舎改築（昭和63～平成元年度） ○権現台遺跡発掘調査実施 ○第44回国民体育大会「はまなす国体」水泳競技（夏季）、自転車競技（秋季）を開催 ○函館市北方民族資料・石川啄木資料館開館 ○伝統的建造物群保存地区保存事業開始 ○国際観光都市宣言 ○町民プールの温水化工事を実施（恵山地区） ○古武井小学校児童通路の緑化事業および芝生植栽工事完成
平成2年	1990	<ul style="list-style-type: none"> ○青柳小学校開校（青柳小学校と谷地頭小学校の統合） ○桔梗小学校改築（平成元～2年度）

IV 資料

		<ul style="list-style-type: none"> ○亀田小学校改築（平成元～2年度） ○「登校拒否児童生徒の適応指導の在り方に関する調査研究委託事業」文部省委託（平成2～3年度） ○「第4回ツール・ド・北海道」開催 ○特別史跡五稜郭跡保存整備基本計画策定 ○史跡四稜郭環境整備事業完了 ○箱館奉行所復元詳細調査実施 ○南茅部町民白尻スキー場（現白尻スキー場）開設 ○南茅部町民テニスコート（現南茅部市民庭球場）開設 ○ふるさとの民話集第一号完成（恵山地区） ○尻岸内中学校グラウンド整備工事完成
平成3年	1991	<ul style="list-style-type: none"> ○赤川小学校改築 ○万年橋小学校改築（平成2～3年度） ○湯川中学校改築（平成2～3年度） ○第1回函館ハーフマラソン大会開催 ○函館市青少年芸術教育奨励事業開始 ○豊原2遺跡発掘調査実施（平成3～5年度） ○小・中学校へのコンピュータ導入
平成4年	1992	<ul style="list-style-type: none"> ○潮見中学校改築（平成3～4年度） ○市制施行70周年記念事業宝くじスポーツフェア「名球会がやってくる」開催 ○中学生を対象とした適応指導教室「やすらぎ学級」を北海道教育センター内に開校 ○「スポーツ健康都市宣言」制定
平成5年	1993	<ul style="list-style-type: none"> ○宇賀の浦中学校開校（旭中学校と新川中学校の統合） ○函館市文学館開館（北方民族資料館は単独館化） ○中島小学校改築（平成4～5年度） ○八幡小学校改築（平成4～5年度） ○外国人英語指導助手導入
平成6年	1994	<ul style="list-style-type: none"> ○千代台公園野球場（オーシャンスタジアム）全面改修 ○「第8回ツール・ド・北海道」開催 ○石倉貝塚発掘調査実施（平成6～8年度） ○港小学校改築（平成5～6年度） ○港中学校改築（平成5～6年度） ○「いきいき長寿都市宣言」制定 ○社会科副読本「わたしたちのまち恵山」完成（恵山地区） ○古武井小学校の児童を対象に恵山町初のバイキング給食を開始
平成7年	1995	<ul style="list-style-type: none"> ○神山小学校開校 ○金堀小学校改築（平成6～7年度） ○深堀中学校改築（平成6～7年度） ○外国人英語指導助手増員（2名体制） ○湯川ネット式海水浴場開設
平成8年	1996	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習部設置（社会教育部を改組） ○社会教育施設整備基本計画策定 ○生涯学習推進基本構想策定 ○鱒川小中学校改築 ○石崎小学校改築 ○鍛神小学校改築（平成7～8年度） ○桐花中学校改築（平成7～8年度） ○外国人英語指導助手増員（3名体制） ○函館市青少年研修センター（ふるる函館）開所 ○スクールカウンセラー活用調査研究委託事業開始（平成8～9年度） ○大船C遺跡（現大船遺跡）発掘調査実施（平成8～13年度、17～18年度）
平成9年	1997	<ul style="list-style-type: none"> ○私立函館大学附属女子高等学校を私立函館大学附属柏稜高等学校と改称（男女共学） ○私立函館白百合学園中学校再開 ○第2次義務教育施設整備計画策定 ○函館市日吉サッカー場完成 ○港小学校プールに上屋設置 ○本通中学校屋内体育館改修（7月6日火災による） ○中の沢小学校上屋付プール完成 ○第2回北海道生涯学習フェスティバル開催 ○「-男女共同参画社会をめざす-はこだてプラン21」策定

IV 資料

		<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校屋内体育館暖房設備の整備開始 ○潮光中学校新校舎完成
平成 10 年	1998	<ul style="list-style-type: none"> ○「戦後学校教育の五十年」の発行 ○スクールカウンセラー活用調査研究委託事業継続（2名体制） ○函館市芸術ホール（ハーモニー五稜郭）完成 ○ウィークエンド・サークル活動推進事業開始 ○美原図書館夜間開館試行 ○駒場小学校上屋付プール完成 ○青柳小学校プールに上屋設置 ○「第12回ツール・ド・北海道」開催 ○長野県南佐久郡白田町と「五稜郭ゆかりのまち協定書」締結 ○戸倉中学校情緒特殊学級「ふれあい学級」開設 ○戸井幼稚園開園（戸井東幼稚園と戸井西幼稚園の統合） ○鎌歌小学校を閉校し、日新小学校に統合 ○戸井西小学校開校（汐首小学校と小安小学校の統合） ○戸井生涯学習センター開館 ○南茅部町民プール（南茅部プール）開館
平成 11 年	1999	<ul style="list-style-type: none"> ○函館市千代台公園陸上競技場全面改修 ○北美原小学校、赤川小学校に肢体不自由特殊学級開設 ○南本通小学校プールに上屋設置 ○瀬戸川1遺跡発掘調査実施（平成11～12年度） ○私立函館ラ・サール中学校開校 ○函館市千代台公園弓道場火災焼失（10月30日） ○南茅部町立古部小学校廃校 ○南茅部町立磯谷小学校廃校 ○古部体育館、古部グラウンド、磯谷体育館、磯谷グラウンド開設
平成 12 年	2000	<ul style="list-style-type: none"> ○湯川小学校に情緒障がい特殊学級開設 ○大森小学校「ことばの教室」を廃止。中部小学校・中央小学校「ことばの教室」新設（日吉が丘小学校とあわせて3校体制に） ○外国人英語指導助手増員（5名体制に） ○函館市千代台公園弓道場改修 ○郷土資料館（旧金森洋物店）改修 ○中部小学校肢体不自由特殊学級閉鎖 ○特別史跡五稜郭跡箱館奉行所復元構想策定 ○豊原4遺跡発掘調査実施（平成12～13年度） ○垣ノ島A遺跡発掘調査実施（平成12～21年度）
平成 13 年	2001	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会事務局を生涯学習部・学校教育部の2部制に（管理部を廃止） ○女性課を市民部に移管（男女共同参画課に） ○特別史跡箱館奉行所庁舎復元計画策定 ○「第15回ツール・ド・北海道」開催 ○旧遺愛女子校宣教師館が国の重要文化財に指定 ○旧岩船氏庭園（香雪園）が国の名勝に指定 ○柏野小学校、中央小学校に情緒障がい特殊学級開設 ○湯川中学校肢体不自由特殊学級開設 ○大船遺跡が国の史跡に指定
平成 14 年	2002	<ul style="list-style-type: none"> ○亀尾小学校特認校に指定 ○中部小学校、港中学校に弱視特殊学級開設 ○東小学校に知的障がい特殊学級開設 ○桐花中学校に情緒障がい特殊学級開設 ○学校完全週5日制施行 ○学校評議員制度導入 ○あさひ小学校開校（大森小学校と東川小学校の統合） ○市立函館博物館がアルセニエフ博物館（ロシア）と姉妹提携 ○志海苔古銭と大甕、函館八幡宮大神輿が市指定有形文化財に ○中央図書館プロポーザルコンペ実施 ○市立函館図書館第1分館廃止
平成 15 年	2003	<ul style="list-style-type: none"> ○市立はこだて幼稚園開園（函館幼稚園と松風幼稚園の統合） ○市立函館図書館千歳図書室開設 ○蛾眉野小中学校統合廃止（亀尾小中学校と統合） ○あさひ小学校、高丘小学校に情緒障がい特殊学級開設

IV 資料

		<ul style="list-style-type: none"> ○北昭和小学校に知的障がい特殊学級開設 ○北海道志海苔中世遺構出土銭附甕敷板が国の重要文化財に指定
平成 16 年	2004	<ul style="list-style-type: none"> ○「第 18 回ツール・ド・北海道」開催 ○えさん小学校開校（尻岸内小学校、恵山小学校、古武井小学校、日浦小学校の統合） ○戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町が函館市と合併（戸井西・日新・えさん・楸法華・木直・磨光・白尻・大船の 8 小学校、潮光・日新・尻岸内・東光・楸法華・尾札部・白尻の 7 中学校、恵山高 校、戸井幼稚園が函館市立として編入、道立戸井高校、道立南茅部高校の 2 高校が函館市内となる） ○国指定史跡大船遺跡、国指定重要文化財土偶が市に移管（南茅部） ○名勝旧岩船氏庭園（香雪園）保存修理事業実施（平成 16～21 年度） ○函館市スポーツ振興計画策定 ○市立函館図書館上湯川児童図書室閉館
平成 17 年	2005	<ul style="list-style-type: none"> ○八幡小学校に肢体不自由特殊学級開設 ○旭岡小、鍛神小、戸倉中に知的障がい特殊学級開設 ○深堀小学校に情緒障がい特殊学級開設 ○尾札部中学校に肢体不自由特殊学級開設 ○恵山中学校開校（尻岸内中学校と東光中学校の統合） ○函館恵山高等学校が旧尻岸内中学校校舎へ移転 ○市立函館図書館本館 中央図書館の移転に伴い休館 ○遺愛学院（旧遺愛女学校）本館が国の重要文化財に追加指定 ○大船遺跡発掘調査実施 ○垣ノ島遺跡発掘調査実施 ○市民体育館天井改修工事のため休館（6/30～12/17） ○函館市中央図書館開館 ○北星小、駒場小、港中、白尻小、恵山中に知的障がい特殊学級開設 ○昭和小学校改築（平成 17～19 年度）
平成 18 年	2006	<ul style="list-style-type: none"> ○函館市南茅部縄文遺跡群整備構想策定 ○函館市文化芸術振興条例施行 ○函館公園が国の登録記念物に指定 ○ブラキストンの大形磨製石斧、高松凌雲の医療器具が市の有形文化財に指定 ○放送大学函館学習室開設（函館大学内） ○特別史跡五稜郭跡箱館奉行所庁舎復元工事着手（平成 18～22 年度） ○弥生小、千代田小、港小、桔梗小、本通小、南本通小に情緒障がい特殊学級開設 ○高丘小に知的障がい特殊学級開設 ○的場中に肢体不自由特殊学級開設 ○「縄文シティサミット in はこだて」、「縄文市民サミット」開催
平成 19 年	2007	<ul style="list-style-type: none"> ○函館市西桔梗野球場開設 ○市立函館高等学校開校（函館東高等学校と函館北高等学校の統合） ○土偶が国宝に指定 ○函館市文化芸術の振興に関する基本方針策定 ○外国人英語指導助手増員（6 名体制に） ○市立函館高等学校改修 ○市立函館博物館五稜郭分館閉館 ○万年橋小、日吉が丘小、昭和小、鍛神小に情緒障がい特別支援学級開設 ○北日吉小、えさん小に知的障がい特別支援学級開設 ○東山小に肢体不自由特別支援学級開設
平成 20 年	2008	<ul style="list-style-type: none"> ○北日吉小、鱒川小、楸法華小、本通中に情緒障がい特別支援学級開設 ○桔梗小、本通中に知的障がい特別支援学級開設 ○鍛神小、北中に肢体不自由特別支援学級開設 ○市立万年橋幼稚園、市立日吉幼稚園廃止 ○南部忠平記念陸上大会開催 ○五稜郭初度設計図と五稜郭平面図が市の有形文化財に指定 ○史跡大船遺跡が世界文化遺産暫定一覧表に登載
平成 21 年	2009	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道函館恵山高等学校閉校 ○弥生小学校開校（西小学校と弥生小学校の統合） ○八幡小、高盛小、木直小、亀田中、恵山中に知的障がい特別支援学級開設 ○磨光小、潮見中、港中に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 ○日吉が丘小に肢体不自由特別支援学級開設
平成 22 年	2010	<ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術アウトリーチ事業開始 ○特別史跡五稜郭跡内に箱館奉行所開館 ○重要文化財旧函館区公会堂築 100 年記念事業の実施

IV 資料

		<ul style="list-style-type: none"> ○金堀小, 深堀小, 昭和小, 神山小, 本通小, 宇賀の浦中, 尾札部中, 白尻中に知的障がい特別支援学級開設 ○北星小, 高盛小, 東小, 西中, 恵山中に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 ○中島小に肢体不自由特別支援学級開設 ○昭和小, 港中に病弱・身体虚弱特別支援学級開設 ○楡法華中親子学校給食共同調理場供用開始 ○ツール・ド・北海道2010開催 ○第20回記念2010函館ハーフマラソン大会開催
平成23年	2011	<ul style="list-style-type: none"> ○垣ノ島遺跡が国の史跡に指定 ○はつらつママさんバレーボール in Hakodate 開催 ○赤川小, 磨光小, 白尻小, 港中, 的場中, 深堀中に知的障がい特別支援学級開設 ○金堀小, 駒場小, 神山小, 東山小, 北中に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 ○湯川中に肢体不自由特別支援学級開設 ○磨光小学校開校(磨光小学校と木直小学校の統合) ○縄文文化交流センター開館 ○楡法華総合センター改修 ○日吉が丘小学校・五稜中学校耐震化
平成24年	2012	<ul style="list-style-type: none"> ○円空作仏像観音像が市の有形文化財に指定 ○青柳小, 北星小, 万年橋小, 東山小, 北中に知的障がい特別支援学級開設 ○八幡小, 高丘小, 旭岡小, 本通小, 白尻小, 桔梗中, 亀田中に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 ○弥生小学校新校舎供用開始 ○凌雲中学校耐震化
平成25年	2013	<ul style="list-style-type: none"> ○市制施行90周年記念第29回「平和の日」函館の集い開催 ○青柳小, 中島小, 石崎小, えさん小, 宇賀の浦中, 赤川中, 潮光中, 楡法華中に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 ○本通中に肢体不自由特別支援学級開設 ○青柳小学校, 深堀小学校耐震化 ○函館市学校給食基本方針策定 ○旧市立函館図書館書庫改修
平成26年	2014	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食で「和食の日」開始 ○日吉が丘小, 北日吉小, 銭亀沢中に知的障がい特別支援学級開設 ○的場中に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 ○昭和小, 磨光小に肢体不自由特別支援学級開設 ○鱒川中に病弱・身体虚弱特別支援学級開設 ○豊原4遺跡出土の足形付土版等一括資料が市の有形文化財に指定 ○函館市公民館改修 ○南茅部総合センター開館(南茅部公民館改修) ○千代ヶ岱小・東山小・楡法華小・深堀中耐震化
平成27年	2015	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道戸井高等学校閉校 ○特別支援教育推進体制の改善 ○函館市教育支援委員会開設 ○函館アリーナ開館 ○函館フットボールパーク開設 ○北日吉小・湯川小・上湯川小・旭岡小・東小・北昭和小・昭和小・北美原小・鍛神小・本通小・白尻小・大船小・湯川中・旭岡中・銭亀沢中・赤川中・亀田中・本通中・恵山中・戸井幼稚園耐震化 ○戸井公民館・戸井郷土館・戸井埋蔵文化財展示館・戸井青少年会館閉館
平成28年	2016	<ul style="list-style-type: none"> ○特別史跡五稜郭跡で平成26年に崩落した石垣の修復完了 ○戸井西部総合センター開館 ○五稜郭中学校開校(五稜中学校・大川中学校・桐花中学校の統合) ○あさひ小, 柏野小, 上湯川小に知的障がい特別支援学級開設 ○千代ヶ岱小, 赤川中に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 ○千代田小に肢体不自由特別支援学級開設 ○北海道豊原4遺跡土坑出土品が国の重要文化財に指定 ○函館マラソン開催(初のフル・ハーフ同時開催) ○第51回全国史跡整備市町村協議会大会開催 ○函館市いじめ防止基本方針を策定(平成29年2月策定)
平成29年	2017	<ul style="list-style-type: none"> ○戸倉中学校開校(戸倉中学校と亀尾中学校の統合) ○北星小, 千代ヶ岱小, 中島小, 大船小, 潮光中に知的障がい特別支援学級開設

IV 資料

		<ul style="list-style-type: none"> ○上湯川小, 鱒川小, 南本通小, 磨光小, 銭亀沢中に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 ○白尻C遺跡出土の赤彩土器が市の有形文化財に指定 ○日米親善人形『アリソン』ほか3件が市の有形文化財に追加指定 ○伝統長唄保存会が国の重要無形文化財長唄の保持者に認定(構成員1名が函館市在住) ○ツール・ド・北海道2017開催 ○「縄文シティサミット in はこだて」開催 ○松前神楽が国の重要無形民俗文化財に指定 ○函館市民会館 耐震改修工事に伴い休館(平成29年11月～令和2年3月) ○「教職員の業務改善のための取組」の策定(平成29年12月策定) ○巴中学校校舎・屋内運動場・共同調理場新築 ○戸倉中学校屋内運動場改築 ○函館市教育振興基本計画策定 ○函館市スポーツ推進計画策定 ○美原図書館・南茅部青少年会館・亀田福祉センター閉館
平成30年	2018	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育審議会を廃止し, 教育振興審議会を設置 ○いじめ防止対策審議会を設置 ○青柳中学校開校(西中学校・潮見中学校・宇賀の浦中学校の統合) ○巴中学校開校(凌雲中学校・光成中学校・的場中学校の統合) ○巴中学校親子学校給食共同調理場供用開始 ○高盛小, 東小, 石崎小, 南本通小, 鱒川中に知的障がい特別支援学級開設 ○東小, 榎法華中, 白尻中に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 ○八幡小, 本通小に肢体不自由特別支援学級開設 ○「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産の国内推薦候補として選定(平成30年度の国内推薦は最終的には「奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島」に決定) ○保存修理工事(耐震補強含む)に伴い重要文化財旧函館区公会堂休館(平成30年10月～令和3年3月頃) ○北海道胆振東部地震(平成30年9月6日発生)により特別史跡五稜郭跡で崩落した石垣復旧工事着手(平成30年11月～令和元年度) ○亀田中および港中で提供された学校給食を原因とする食中毒が発生(平成30年12月18日発生) ○旧相馬家住宅主屋および土蔵が国の重要文化財に指定 ○湯川中学校給食調理場において火災発生(平成31年3月18日発生) ○湯川中学校給食調理場の廃止 ○市立学校に係る部活動の方針を策定(平成31年3月策定)
平成31年 令和元年	2019	<ul style="list-style-type: none"> ○大森浜小学校開校(金堀小学校・高盛小学校・千代ヶ岱小学校の統合) ○上湯川小学校開校(上湯川小学校と亀尾小学校の統合) ○鱒川小, 石崎小, 旭岡中, 北中, 尾札部中に知的障がい特別支援学級開設 ○中の沢小, 大船小に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 ○港小, 尾札部中に肢体不自由特別支援学級開設 ○東京2020オリンピック聖火リレーの北海道の出発地に函館市が選定(その後東京2020オリンピック開催延期に伴い令和3年の実施に変更) ○箱館奉行所において第74期本因坊決定戦七番勝負第3局が開催(6/4・5の2日間) ○函館公園こどものくに空中観覧車が国の登録有形文化財に指定 ○「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産の国内推薦候補として再び選定 ○ハンドボール日本代表によるオリンピックに向けた事前合宿(12/16～12/20) ○盛岡市教育委員会との友好交流に関する覚書の締結(石川啄木にゆかりのあるまちとして) ○新型コロナウイルス感染拡大に伴い, 市立学校を臨時休業(R2.2.27～3.24), 社会教育施設およびスポーツ施設の臨時休館(R2.3.3～3.19) ○新型コロナウイルス感染拡大に伴い, 学校開放事業と社会学級事業を中止(当初R2.3月末まで。その後R2年度末まで中止) ○函館市立学校施設長寿命化計画の策定(R2.3策定) ○亀田公民館・亀田青少年会館閉館

2 附属機関

(1) 函館市教育振興審議会

発足 函館市教育振興審議会条例に基づき、平成30年発足

目的 教育委員会の諮問に応じ、教育の振興に関する施策の推進について調査審議する。

委員 学識経験者、教育職員、保護者、公募、その他(15人以内)

氏名	役職等
小松 一保	北海道教育大学特任教授
花田 譲	函館大学教授
松浦 一秀	函館市小学校長会事務局長
佐々木 正幸	函館市小学校長会事務局次長
佐竹 聡	函館市中学校長会会長
佐竹 卓	北海道高等学校長協会道南支部長
干山 毅	函館市PTA連合会会長
館山 大樹	函館市PTA連合会副会長
吉田 素子	函館市PTA連合会母親副委員長
井上 実香	公募
横山 昭子	函館市社会教育委員
永澤 和枝	函館市町会連合会常任理事
竹内 正幸	函館商工会議所事務局長
木村 一雄	函館市私立幼稚園協会会長
豊田 リカ	函館保育協会

任期 令和3年8月31日まで

(2) 函館市スポーツ振興審議会

発足 函館市スポーツ振興審議会条例に基づき、平成3年に発足

目的 教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

委員 学識経験のある者、関係団体の推薦する者、公募による者(10人以内)

氏名	役職等
小笠原 勇人	函館市スポーツ協会副会長
名古屋 貞俊	函館市スポーツ推進委員会会長
高井 真澄美	函館市中学校体育連盟研究副部長
伊藤 烈	北海道高等学校体育連盟函館支部事務局長
野澤 信子	函館レクリエーション協会会長
八木原 一英	函館市医師会理事
本間 税	函館青年会議所副理事長
松田 賢一	函館短期大学名誉教授
小泉 正勝	公募
藤野 広善	公募

任期 令和3年12月21日まで

(3) 函館市教育支援委員会

発足 函館市就学指導委員会条例に基づき、平成10年発足。平成27年4月より、函館市就学指導委員会から名称変更。

目的 教育委員会の諮問に応じ、教育上特別な配慮を要する児童生徒の心身の障がいの種類、程度等について調査審議する。

委員 医師、学識経験者、教育職員、児童福祉施設の職員、関係行政機関の職員(20人以内)

氏名	役職等
石倉 亜矢子	函館中央病院小児科医長
廣瀬 三恵子	函館中央病院小児科嘱託医
白府 士孝	函館短期大学専任教員
本田 真大	北海道教育大学函館校准教授
西口 昌司	函館特別支援教育研究会会長
立田 俊治	函館特別支援教育研究会副会長
吉田 敬三	函館市中学校長会
小川 俊哉	函館市中学校長会
三浦 務	函館市小学校長会副会長
櫻田 なおみ	北海道函館養護学校長
太田 千佳子	北海道教育大学附属特別支援学校副校長
辰巳 哲治	函館市中学校教頭会
堤 勝幸	函館市小学校教頭会
中島 宏幸	函館市中学校生徒指導協議会
三浦 真紀	函館地区言語障がい児教育研究会
檜原 永都子	児童発達支援センターうみのほし園長
田中 慎一	日本障害者・高齢者生活支援機構理事長
岡崎 弥生	はこだて療育・自立支援センター技師
田口 文彦	北海道函館児童相談所子ども支援課長
佐藤 加奈子	北海道函館児童相談所判定援助係長

任期 令和4年5月25日まで

(4) 函館市いじめ防止対策審議会

発足 函館市いじめ防止対策審議会条例に基づき、平成30年発足

目的 教育委員会の諮問に応じ、市立学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処のための対策等について調査審議する。

委員 教育職員、学識経験のある者、関係団体の推薦する者、公募による者等(15人以内)

氏名	役職等
佐々木 理之	函館市中学校長会
漆畑 英幸	函館市小中学校生活指導研究協議会
干山 毅	函館市PTA連合会
川合 裕紀子	函館人権擁護委員協議会
越橋 理恵	公募委員
松浦 まどか	公募委員
岡出 浩紀	北海道函館児童相談所地域支援課長
伊藤 詠子	函館弁護士会
多田 直人	函館市医師会
伊藤 繁子	函館家庭生活カウンセラークラブ
金谷 美也子	函館市こころの相談員
秋山 隆行	函館市スクールソーシャルワーカー
三上 清和	北海道教育大学函館校教職大学院特任教授
風間 和夫	函館大学教授
澁谷 昌広	北海道社会福祉士会道南地区支部

任期 令和4年3月31日まで

(5) 函館市青少年芸術教育奨励事業

企画推進委員会

発足 函館市青少年芸術教育奨励基金の設置および管理に関する条例に基づき、平成3年発足

目的 奨励事業の実施について教育長から付託された専門的事項について審議する。

委員 小・中学校長会、高等学校長協会道南支部、PTA連合会および文化団体協議会の各代表(5人)

氏名	役職等
高橋 吉隆	函館市小学校長会
笠島 美教	函館市中学校長会
谷川 敬一	北海道高等学校長協会道南支部
末永 由美	函館市PTA連合会母親副委員長
阿部 哲治	函館市文化団体協議会事務局長

任期 令和3年6月17日まで

(6) 函館市社会教育委員

発足 函館市社会教育委員設置条例に基づき、昭和24年発足

目的 教育委員会の諮問に応じ、社会教育に関する諸計画の立案に関して意見を述べるほか、社会教育について調査・研究する。

委員 学校の長、社会教育関係団体の代表者、学識経験者および公募(15人)

氏名	役職等
長谷川 巖	函館市小学校長会経営部員
古俣 みきお	函館市中学校長会監査
谷川 敬一	北海道高等学校長協会道南支部
外崎 紅馬	北海道教育大学函館校 教授
瀬戸 真理子	函館市文化団体協議会副会長
市田 悦雄	特定非営利活動法人函館市スポーツ協会副会長
池田 孝道	特定非営利活動法人 函館市青年サークル協議会理事
佐々木 香	函館市女性会議会長
小野田 府	函館市PTA連合会副会長
横山 昭子	公益社団法人函館法人会女性部会理事
吉川 徳人	日本放送協会函館放送局放送部長
佐々木 学	北海道新聞函館支社報道部長
横手 義孝	函館市町会連合会東部地区協議会
鄭 舜玉	公募
水野 勝敏	公募

任期 令和4年3月10日まで

(7) 博物館協議会

発足 市立函館博物館条例に基づき、昭和27年発足

目的 館長の諮問に応じ、博物館の運営に関し意見を述べる。

委員 学校教育・社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者および公募(11人以内)

氏名	役職等
佐々木 馨	北海道教育大学函館校名誉教授
川嶋 稔夫	公立ほこだて未来大学教授
小笠原 学	函館市小学校長会
武井 佳子	函館市文化団体協議会副会長
風間 美智子	函館市社会学級生連絡協議会会長
若山 恵美	函館市PTA連合会副会長
山内 一男	(株)建築企画山内事務所代表取締役
若山 直	(株)五島軒代表取締役社長
岡崎 広久	公募
木下 あやこ	公募
清藤 千鶴子	公募

任期 令和4年3月31日まで

(8) 函館市文化財保護審議会

発足 函館市文化財保護条例に基づき、昭和58年発足

目的 教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議する。

委員 学識経験者等(14人以内)

氏名	役職等
石王 紀仁	石王紀仁建築設計事務所代表
上平 幸好	函館短期大学名誉教授
川嶋 稔夫	公立ほこだて未来大学教授
齊藤 サダ	北栄測量設計(株)会長
中村 和之	函館工業高等専門学校教授
練谷 喜文	北海道函館稜北高等学校教諭
松崎 水穂	元上ノ国町教育委員会文化財課長
村田 敦郎	北海道教育大学函館校准教授
柳 英克	公立ほこだて未来大学教授

任期 令和3年11月11日まで

3 児童・生徒・園児・教職員数（令和2年5月1日現在）

(1) 小学校

番号	学校名	創立年月日	校長名	電話番号	所在地	学級数			児童数(人)			教職員数(人)										学校名	
						普通	特別 支援	計	普通	特別 支援	計	道費					市費						合計
												校長・ 教諭	養護 教諭	事務 職員	栄養 教諭	計	事務 職員	用務員	調理員	学校 司書	計		
1	弥生	M15.4.1	寺本 公彦	23-5285	弥生町4-16	7	2	9	186	6	192	13	1	1		15	1				1	16	弥生
2	青柳	H2.4.1	須田 晃至	23-8348	青柳町22-13	8	2	10	206	4	210	13	1	1		15	1	2			3	18	青柳
3	あさひ	H14.4.1	長瀬 雅一	22-2181	大森町6-11	6	2	8	161	8	169	14	1	1	1	17					0	17	あさひ
4	中部	S53.4.1	井岸 摂	22-2503	新川町30-26	6	2	8	132	5	137	15	1	1		17					0	17	中部
5	北星	S63.4.1	長谷川 秋美	41-3340	大縄町24-26	6	2	8	113	3	116	11	1	1		13		2			2	15	北星
6	八幡	S16.1.15	松浦 一秀	41-5245	八幡町15-30	12	3	15	368	11	379	20	1	1	1	23	1	2	3		6	29	八幡
7	万年橋	S2.1.10	高橋 吉隆	42-0861	吉川町6-22	6	2	8	128	2	130	11	1	1	1	14		2	2		4	18	万年橋
8	港	S22.11.8	前田 知彦	41-5855	港町1丁目22-1	13	4	17	420	21	441	25	1	1		27	1	2	3		6	33	港
9	中島	S7.12.30	高間 猛	52-1437	中島町30-5	6	1	7	148	7	155	12	1	1		14		2	2		4	18	中島
10	千代田	S25.1.7	鈴木 敏文	52-2518	梁川町23-4	6	1	7	81	2	83	9	1	1	1	12		2			2	14	千代田
11	柏野	S3.3.2	沢田 紀之	51-3877	松陰町5-10	11	2	13	323	11	334	16	1	1		18	1	2	3		6	24	柏野
12	大森浜	H31.4.1	紺野 克典	51-1023	金堀町3-1	16	4	20	461	25	486	30	1	1	1	33	1	2	3		6	39	大森浜
13	駒場	S25.4.1	永澤 篤	52-2364	駒場町1-6	6	2	8	189	11	200	12	1	1	1	15	1	2			3	18	駒場
14	深堀	S46.2.1	山本 良子	53-7822	深堀町14-2	10	3	13	235	22	257	20	1	1		22	1	2			3	25	深堀
15	日吉が丘	S39.4.1	小笠原 学	51-7072	日吉2丁目34-1	12	2	14	348	4	352	21	1	1		23	1	2			3	26	日吉が丘
16	北日吉	S50.4.1	小川 祥子	55-0924	日吉4丁目5-5	12	3	15	297	13	310	23	1	1		25	1	2			3	28	北日吉
17	湯川	M13.9.12	畑中 雅昭	57-1759	湯川町3丁目42-1	12	2	14	321	6	327	18	1	1	1	21	1	2			3	24	湯川
18	高丘	S51.5.1	新山 亨	57-3381	高丘町3-2	11	2	13	268	12	280	18	1	1		20	1	2			3	23	高丘
19	上湯川	S45.2.1	井田 隆幸	57-2211	上湯川町295	6	2	8	126	4	130	12	1	1		14		2			2	16	上湯川
20	旭岡	S54.4.1	西口 昌司	50-2867	西旭岡町1丁目33-1	7	2	9	165	6	171	15	1	1	1	18		2			2	20	旭岡
21	鱒川	M34.5.15	須田 秀樹	50-2911	鱒川町91	3	2	5	15	5	20	6	1	1		8		1			1	9	鱒川
22	東	S47.4.1	中島 直哉	58-2847	銭亀町339	6	2	8	78	2	80	10	1	1		12		2			2	14	東
23	石崎	M13.4.2	坂井 顕也	58-2525	石崎町438	2	2	4	7	3	10	5	1	1	1	8		1			1	9	石崎
24	桔梗	M15.11.2	佐々木 正幸	46-3607	桔梗1丁目13-2	23	4	27	712	25	737	40	1	2	1	44	1	2			3	47	桔梗
25	中の沢	S42.9.15	磯部 伸一	47-1302	桔梗5丁目25-5	12	1	13	313	1	314	17	1	1		19	1	1			2	21	中の沢
26	北昭和	S51.4.1	近江 辰仁	45-1070	昭和4丁目38-1	6	2	8	191	6	197	12	1	1		14	1	2			3	17	北昭和
27	昭和	S40.4.1	鈴木 俊浩	41-4964	昭和1丁目5-5	13	6	19	400	23	423	29	1	1	1	32	1	2			3	35	昭和
28	亀田	M34.2.1	榑 博之	41-3370	富岡町1丁目18-1	12	4	16	314	21	335	22	1	1	1	25	1	2			3	28	亀田
29	赤川	M13.7.30	大場 雅樹	46-3006	赤川町367	6	2	8	84	4	88	11	1	1		13		2			2	15	赤川
30	中央	S48.4.1	西田 直	46-4910	美原2丁目28-1	9	2	11	222	2	224	19	1	1		21	1	2			3	24	中央
31	北美原	S54.4.1	新谷 公康	46-1370	北美原1丁目9-16	19		19	647		647	27	1	2		30	1	2			3	33	北美原
32	鍛神	M13.4.23	石川 嘉明	51-4503	鍛治2丁目46-4	12	5	17	317	37	354	24	1	2	1	28	1	2			3	31	鍛神
33	神山	H7.4.1	三浦 務	32-7211	神山町233-1	11	3	14	279	18	297	22	1	1	1	25	1	2			3	28	神山
34	東山	S53.4.1	澤田 真次	53-5531	東山2丁目3-1	12	3	15	406	11	417	21	1	1	1	24	1	2			3	27	東山
35	本通	S46.4.1	長谷川 巖	54-3223	本通1丁目47-2	12	4	16	312	16	328	23	1	1		25	1	2			3	28	本通
36	南本通	S58.4.1	永井 貴之	55-1281	本通3丁目10-1	7	2	9	199	6	205	12	1	1		14	1	2			3	17	南本通
37	戸井西	H10.4.1	藤森 祐子	58-2554	小安町548-1	4		4	29		29	6	1	1		8		1			1	9	戸井西
38	日新	M13.10.18	河野 哲郎	82-2030	弁才町279-1	3		3	21		21	6	1	1		8		1			1	9	日新
39	えさん	H16.4.1	盛 健	84-2341	中浜町79	5	2	7	48	4	52	9	1	1		11		1			1	12	えさん
40	楸法華	M13.4.5	中田 裕治	86-2051	新八幡町86-1	3		3	15		15	4	1	1		6		1			1	7	楸法華
41	磨光	M13.12.25	西谷 さおり	63-2561	尾札部町1609-1	6	2	8	114	5	119	12	1	1		14		1			1	15	磨光
42	白尻	M11.11.10	見延 誠一	25-3059	白尻町595	3	2	5	32	3	35	7	1	1		9		1			1	10	白尻
43	大船	M13.12.17	松浦 宏	25-3161	大船町24	3	2	5	15	3	18	6	1	1		8		1			1	9	大船
計						371	97	468	9,446	378	9,824	675	43	46	15	779	24	70	16	0	110	889	

IV 資料

(2) 中学校

番号	学校名	創立年月日	校長名	電話番号	所在地	学級数			生徒数(人)			教職員数(人)										学校名	
						普通	特別支援	計	普通	特別支援	計	道費					市費						合計
												校長・教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭	計	事務職員	用務員	調理員	学校司書	計		
1	青柳	H30.4.1	坂本 昌昭	23-4295	青柳町10-7	9	2	11	291	10	301	21	1	1		23	1			1	2	25	青柳
2	港	S32.4.1	長谷川 秀雄	41-5790	港町2丁目10-1	6	2	8	174	6	180	14	1	1		16	1	2		1	4	20	港
3	巴	H30.4.1	佐竹 聡	56-5005	的場町12-7	15	2	17	559	12	571	34	1	2	2	39	1			1	2	41	巴
4	深堀	S36.4.1	三浦 佐和子	52-2682	深堀町28-1	7	1	8	240	1	241	17	1	1	1	20	1	2		1	4	24	深堀
5	湯川	S22.5.1	内山 作	59-2008	湯川町2丁目41-1	9	3	12	265	17	282	22	1	1		24	1	2		1	4	28	湯川
6	戸倉	S48.4.1	古俣 みきお	59-2141	戸倉町26-1	9	2	11	294	4	298	21	1	1	1	24	1	2		1	4	28	戸倉
7	旭岡	S56.4.1	田上 直広	50-3609	西旭岡町3丁目5	3	1	4	103	2	105	11	1	1		13		2			2	15	旭岡
8	鱒川	S36.4.1	須田 秀樹	50-2911	鱒川町91	2	2	4	11	3	14	9				9					0	9	鱒川
9	銭亀沢	S29.4.1	中埜渡 信裕	58-2542	豊原町140-30	3	1	4	42	3	45	10	1	1		12		2			2	14	銭亀沢
10	赤川	S55.4.1	小林 徹也	46-0486	赤川町125	9	3	12	306	18	324	23	1	1		25	1	2			3	28	赤川
11	桔梗	S59.4.1	濱谷 操	46-9990	桔梗町429-4	15	1	16	514	5	519	29	1	1	1	32	1	2		1	4	36	桔梗
12	亀田	S23.5.10	吉田 敬三	46-3005	美原3丁目30-3	15	3	18	506	13	519	34	1	1	1	37	1	2		1	4	41	亀田
13	五稜郭	H28.4.1	木村 雅彦	41-1332	富岡町1丁目18-2	12	3	15	462	21	483	29	1	1		31	1	2		1	4	35	五稜郭
14	本通	S50.4.1	仲井 靖典	55-3141	本通2丁目56-7	14	2	16	510	13	523	30	1	1		32	1	2		1	4	36	本通
15	北	S57.4.1	奥崎 敏之	56-0553	山の手3丁目58-1	7	2	9	219	4	223	18	1	1	1	21	1	2		1	4	25	北
16	潮光	S27.4.1	佐々木 理之	82-2160	釜谷町227	2	1	3	11	1	12	8	1			9	2	1			3	12	潮光
17	日新	S22.5.21	池田 公貴	82-2061	泊町126	2		2	12		12	7				7	1	1			2	9	日新
18	恵山	H17.4.1	佐藤 雅博	85-2122	柏野町9	3		3	35		35	10	1	1		12		1		1	2	14	恵山
19	椴法華	S22.4.1	齊藤 淳一	86-2151	新浜町151-1	3	1	4	20	1	21	10	1	1	1	13		1			1	14	椴法華
20	尾札部	S24.8.3	笠島 美教	63-2762	尾札部町2023	3	2	5	65	2	67	12	1	1		14		1			1	15	尾札部
21	白尻	M22.5.1	小川 俊哉	25-3281	豊崎町205	3	1	4	34	2	36	10	1	1		12		1			1	13	白尻
計						151	35	186	4,673	138	4,811	376	19	19	8	422	15	30	0	12	57	479	

(3) 高等学校

番号	学校名	創立年月日	校長名	電話番号	所在地	学級数	生徒数(人)	教職員数(人)					学校名
								校長・教諭	実習助手	事務職員	用務員	計	
1	市立函館	H19.4.1	谷川 敬一	52-0099	柳町11-5	18	717	57	1	5		63	市立函館

(4) 幼稚園

番号	園名	創立年月日	校長名	電話番号	所在地	学級数				園児数				教職員数(人)				学校名
						3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	園長・教諭	事務	用務員	計	
1	戸井	H10.4.1	土川 千枝	82-3577	小安町523-7	1	1	1	3	6	8	4	18	4		1	5	戸井

4 学校施設の状況

(1) 小学校

番号	学校名	校舎						屋内運動場					プール		校地面積㎡			調理場				学校開放				学校名
		建築年	構造	階数	面積 ㎡	暖房	ランチ ルーム	建築年	構造	階数	面積 ㎡	暖房	種類	上屋	建物 敷地	グラ ウンド	計	種別	子	スポ ーツ	文化	校庭	遊泳			
1	弥生	H24	R	3	4,721	ガスFF	○	H23	R	2	1,137	遠赤外線放射			8,355	3,374	11,729	子	-	○	○			弥生		
2	青柳	S11	R	3	5,041	ポット式灯油		S11	R	2	1,265	ダクト式高温風	ステンレス	○	7,721	2,666	10,387	子	-	○		○	○	青柳		
3	あさひ	H13	R	3	4,402	ガスFF	○	H13	R	2	1,084	遠赤外線放射	ステンレス	○	4,719	4,182	8,901	親	弥生小、青柳小、中部小	○	○	○	○	あさひ		
4	中部	S52	R	4	4,183	蒸気	○	S53	S	1	835	ダクト式高温風			4,707	6,595	11,302	子	-	○			中部			
5	北星	S62	R	3	3,354	ガスFF		S63	S	1	875	ダクト式高温風	ステンレス		6,835	3,094	9,929	子	-	○		○	北星			
6	八幡	H5	R	3	5,532	ガスFF		H6	R	1	1,000	遠赤外線放射	ステンレス	○	9,891	4,043	13,934	単独	-	○	○		八幡			
7	万年橋	H3	R	3	3,376	温水		H5	R	1	956	遠赤外線放射			6,994	4,670	11,664	単独	-	○			万年橋			
8	港	S57	R	3	5,797	ガスFF		H7	R	1	1,018	遠赤外線放射	ステンレス	○	8,580	9,820	18,400	単独	-	○		○	港			
9	中島	H5	R	3	3,523	温水		H6	R	1	1,062	遠赤外線放射			5,602	5,156	10,758	単独	-	○			中島			
10	千代田	S60	R	3	3,640	温水		H6	R	1	1,004	遠赤外線放射			8,258	5,022	13,280	親	本通小	○		○		千代田		
11	柏野	H1	R	3	5,388	温水		H4	R	1	952	遠赤外線放射			8,150	5,453	13,603	単独	-	○		○	柏野			
12	大森浜	H7	R	3	4,629	ガスFF		H8	R	1	1,044	遠赤外線放射			9,509	9,669	19,178	単独	-	○	○		大森浜			
13	駒場	H1	R	3	4,965	温水		H3	R	1	998	遠赤外線放射	ステンレス	○	11,395	14,915	26,310	親	南本通小	○			○	駒場		
14	深堀	S46	R	3	4,270	ポット式灯油		S48	S	1	829	ダクト式高温風			7,611	8,621	16,232	子	-	○		○	深堀			
15	日吉が丘	S38	R	3	5,815	ポット式灯油		S39	S	1	899	ダクト式高温風			9,740	8,101	17,841	子	-	○			日吉が丘			
16	北日吉	S49	R	3	3,993	電気		S50	S	1	789	ダクト式高温風			13,397	7,507	20,904	子	-	○		○	北日吉			
17	湯川	S43	R	3	5,770	ガスFF		S35	S	1	796	遠赤外線放射			10,587	7,200	17,787	親	高丘小				湯川			
18	高丘	S51	R	3	3,604	電気		S52	S	1	752	ダクト式高温風			10,118	6,410	16,528	子	-			○		高丘		
19	上湯川	S45	R	3	5,003	ポット式灯油		S47	S	1	855	ダクト式高温風	ステンレス		11,835	8,000	19,835	子	-	○			○	上湯川		
20	旭岡	S53	R	3	5,117	蒸気	○	S53	S	1	749	ダクト式高温風	ステンレス		11,004	10,794	21,798	親	上湯川小、鱒川小中、東小					○	旭岡	
21	鱒川	H8	R	2	695	灯油FF		H9	R	1	(併)	遠赤外線放射			9,946	4,670	14,616	子	-	○				鱒川		
22	東	S48	R	2	3,179	灯油FF		S49	S	1	612	ダクト式高温風	鋼製		9,914	7,015	16,929	子	-					○	東	
23	石崎	S33	S/R	1	1,968	灯油FF		H8	R	1	825	遠赤外線放射			30,441	8,190	38,631	親	戸井西小、銭亀沢中、潮光中、戸井幼	○	○			石崎		
24	桔梗	S53	R	4	4,586	灯油FF		H5	R	1	1,057	遠赤外線放射	ステンレス		8,923	5,076	13,999	親	北星小	○				○	桔梗	
25	中の沢	S62	R	3	3,024	電気		S62	S	1	678	遠赤外線放射	FRP	○	6,498	4,813	11,311	子	-	○	○			○	中の沢	
26	北昭和	S51	R	3	3,462	電気		S52	S	1	652	遠赤外線放射			8,549	7,750	16,299	子	-	○		○			北昭和	
27	昭和	H18	R	3	6,183	ガスFF	○	S41	S	1	922	遠赤外線放射	ステンレス	○	15,095	10,799	25,894	親	日吉が丘小、北日吉小、北昭和小	○	○	○	○		昭和	
28	亀田	S35	R	3	5,773	ガスFF		S38	S	1	778	ダクト式高温風			12,872	5,080	17,952	親	中の沢小	○					亀田	
29	赤川	S51	R	3	3,173	灯油FF		H5	R	1	942	遠赤外線放射			8,092	3,469	11,561	子	-	○					赤川	
30	中央	S48	R	3	5,622	蒸気		S50	S	1	867	ダクト式高温風	ステンレス		10,249	9,588	19,837	子	-	○				○	中央	
31	北美原	S53	R	4	4,816	蒸気		S54	S	1	895	ダクト式高温風	ステンレス		7,851	9,161	17,012	単独	-	○		○	○		北美原	
32	鍛神	S46	R	3	5,524	ガスFF		S46	S	1	793	ダクト式高温風			12,013	9,426	21,439	親	中央小	○	○	○			鍛神	
33	神山	H7	R	3	4,315	灯油FF		H7	R	1	1,002	遠赤外線放射	ステンレス		7,958	6,546	14,504	親	赤川小	○				○	神山	
34	東山	S53	R	4	4,413	灯油FF		S53	S	1	770	遠赤外線放射	鋼製		9,115	6,317	15,432	親	深堀小	○		○	○		東山	
35	本通	S46	R	3	5,535	ガスFF		S47	S	1	945	遠赤外線放射	鋼製		9,059	17,229	26,288	子	-	○				○	本通	
36	南本通	S58	R	3	3,138	温水		S57	S	1	772	ダクト式高温風	ステンレス	○	4,993	8,024	13,017	子	-	○				○	南本通	
37	戸井西	S29	S	1	1,604	灯油FF		S60	S	2	748	温水			11,230	11,220	22,450	子	-	○					戸井西	
38	日新	S52	R	3	2,997	電気		S52	S	2	747	温水			7,545	4,886	12,431	子	-	○					日新	
39	えさん	S57	R	2	2,958	温水		S57	R	1	708	温水			10,221	14,026	24,247	子	-	○					えさん	
40	榎法華	S53	R	3	2,329	温水		S54	S	1	652	温水			9,810	5,416	15,226	子	-	○					榎法華	
41	磨光	H8	R	4	3,629	温水		H8	S	1	1,329	温水			19,436	8,789	28,225	子	-	○					磨光	
42	白尻	S46	R	2	2,406	ポット式灯油		S43	S	1	586	遠赤外線放射			14,124	10,411	24,535	子	-						白尻	
43	大船	S52	R	2	1,526	ポット式灯油		S52	S	1	570	遠赤外線放射			9,462	5,357	14,819	子	-	○					大船	
計					174,978		5				36,749		18	8	428,404	318,550	746,954			38	8	14	20			

※校舎および屋内運動場の建築年は最も古い棟の年とし、階数は棟の中で最も多いものとした。

IV 資料

(2) 中学校

番号	学校名	校舎					屋内運動場					プール		校地面積㎡			調理場				学校開放				学校名	
		建築年	構造	階数	面積 ㎡	暖房	建築年	構造	階数	面積 ㎡	暖房	種類	上屋	建物 敷地	グラ ウンド	計	種別	子			スポ ーツ	文化	校庭	遊泳		
1	青柳	H4	R	3	4,317	ガスFF	H6	R	1	1,161	遠赤外線放射			11,560	9,522	21,082	子	-			○				青柳	
2	港	H6	R	3	4,342	温水	H7	R	1	1,200	遠赤外線放射			11,391	9,221	20,612	子	-			○	○			港	
3	巴	H30	R	4	7,822	ガスFF	H30	R	2	1,697	遠赤外線放射			10,927	11,755	22,682	親	青柳中、五稜郭中			○				巴	
4	深堀	H7	R	3	5,960	ガスFF	S36	S	1	947	ダクト式高温風			11,033	12,248	23,281	親	湯川中			○	○			深堀	
5	湯川	S41	R	3	6,172	ガスFF	H5	R	1	1,136	遠赤外線放射			15,142	8,709	23,851	子	-			○				湯川	
6	戸倉	S47	R	4	5,068	灯油FF	H30	S	1	1,201	遠赤外線放射			12,658	10,364	23,022	親	旭岡中			○				戸倉	
7	旭岡	S56	R	4	3,569	蒸気	S56	S	1	972	ダクト式高温風			11,704	10,681	22,385	子	-							旭岡	
8	鱒川	H8	R	2	697	灯油FF	H9	R	1	679	遠赤外線放射			(併)	(併)	(併)	子	-							鱒川	
9	銭亀沢	S54	R	3	2,683	蒸気	S57	S	1	719	遠赤外線放射			11,252	18,067	29,319	子	-							銭亀沢	
10	赤川	S55	R	3	4,801	灯油FF	S55	S	1	1,128	ダクト式高温風			7,511	11,952	19,463	子	-			○				赤川	
11	桔梗	S59	R	4	4,405	ガスFF	S59	S	1	908	ダクト式高温風			9,691	10,321	20,012	親	赤川中			○				桔梗	
12	亀田	S41	R	3	6,997	ガスFF	S44	S	1	1,115	遠赤外線放射			17,058	19,647	36,705	親	港中			○				亀田	
13	五稜郭	S52	R	3	5,407	ガスFF	H9	R	1	1,231	遠赤外線放射			11,592	13,763	25,355	子	-			○	○			五稜郭	
14	本通	S50	R	3	6,559	ガスFF	S50	S	1	1,040	遠赤外線放射			12,557	15,240	27,797	子	-							本通	
15	北	S57	R	4	4,311	ガスFF	S57	S	1	1,005	ダクト式高温風			6,913	12,023	18,936	親	本通中							北	
16	潮光	H8	R	2	2,624	灯油FF	H5	S	2	1,104	遠赤外線放射	鋼製	○	10,797	7,134	17,931	子	-							潮光	
17	日新	S55	R	3	2,747	電気	S58	S	1	983	温水			21,524	8,926	30,450	子	-			○				日新	
18	恵山	S55	R	2	2,365	温水	S55	S	1	770	温水			10,267	10,573	20,840	子	-							恵山	
19	榎法華	S57	R	2	2,762	温水	S57	S	1	761	温水			9,858	12,405	22,263	親	日新小、えさん小、榎法華小、磨光小、白尻小、大船小、日新中、恵山中、尾札部中、白尻中			○				榎法華	
20	尾札部	S47	R	3	4,450	ポット式灯油	S41	S	1	808	遠赤外線放射			11,175	19,059	30,234	子	-							尾札部	
21	白尻	S52	R	2	2,413	ポット式灯油	S41	S	1	735	遠赤外線放射			13,897	16,572	30,469	子	-							白尻	
計					90,471				21,300				1	1	238,507	248,182	486,689					12	3	0	0	

※校舎および屋内運動場の建築年は最も古い棟の年とし、階数は棟の中で最も多いものとした。

(3) 高等学校

番号	学校名	校舎					屋内運動場					校地面積㎡			学校名		
		建築年	構造	階数	面積 ㎡	暖房	建築年	構造	階数	面積 ㎡	暖房	建物 敷地	グラ ウンド	計			
1	市立函館	S54	R	3	9,094	ガスFF	S42	S	2	3,270	遠赤外線放射			38,399	51,580	89,979	市立函館

※校舎および屋内運動場の建築年は最も古い棟の年とし、階数は棟の中で最も多いものとした。

(4) 幼稚園

番号	園名	園舎					園地面積㎡			園名
		建築年	構造	階数	面積 ㎡	暖房	建物 敷地	グラ ウンド	計	
1	戸井	S55	S	1	661	電気	6,614	1,051	7,665	戸井

5 函館市内の指定文化財

(1) 国指定文化財

番号	名称	文化財分類	文化財指定日
1	土偶	国宝	H19.6.8
2	木造大日如来坐像	重要文化財（美術工芸品・彫刻）	S42.6.15
3	太刀川家住宅店舗	重要文化財（建造物）	S46.12.28
4	旧函館区公会堂	重要文化財（建造物）	S49.5.21
5	函館ハリストス正教会復活聖堂	重要文化財（建造物）	S58.6.2
6	遺愛学院（旧遺愛女学校）本館 旧宣教師館	重要文化財（建造物）	H13.6.15
7	北海道志海苔中世遺構出土銭	重要文化財（美術工芸品・考古資料）	H15.5.29
8	大谷派本願寺函館別院 本堂 鐘楼 正門	重要文化財（建造物）	H19.12.4
9	北海道豊原4遺跡土坑出土品	重要文化財（美術工芸品・考古資料）	H28.8.17
10	旧相馬家住宅	重要文化財（建造物）	H30.12.25
11	五稜郭跡	特別史跡	S27.3.29
12	四稜郭	史跡	S9.1.22
13	志苔館跡	史跡	S9.8.9
14	大船遺跡	史跡	H13.8.13
15	垣ノ島遺跡	史跡	H23.2.7
16	旧岩船氏庭園（香雪園）	名勝	H13.8.13
17	長唄	重要無形文化財	H29.10.2
18	アイヌの生活用具コレクション	重要有形民俗文化財	S34.5.6
19	松前神楽	重要無形民俗文化財	H30.3.8

[参考] 市立函館博物館寄託資料

番号	名称	文化財分類	文化財指定日
1	銀板写真（石塚官蔵と従者像）	重要文化財（美術工芸品・考古資料）	H18.6.9

IV 資料

(2) 国選定文化財

番号	名称	文化財分類	文化財指定日
1	函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区	重要伝統的建造物群保存地区	S63.4.21

(3) 国登録文化財

番号	名称	文化財分類	文化財指定日
1	五島軒本店旧館	有形文化財（建造物）	H9.5.7
2	北海道教育大学函館校北方教育資料室（旧函館師範学校）	有形文化財（建造物）	H12.4.28
3	プレイリー・ハウス（旧佐田邸）	有形文化財（建造物）	H12.4.28
4	函館中華会館	有形文化財（建造物）	H13.4.24
5	遺愛学院講堂	有形文化財（建造物）	H14.6.25
6	函館大手町ハウス（旧浅野セメント函館営業所）	有形文化財（建造物）	H17.7.12
7	遺愛学院（旧遺愛女学校）謝恩館	有形文化財（建造物）	H17.7.12
8	高龍寺本堂	有形文化財（建造物）	H24.2.23
9	高龍寺開山堂	有形文化財（建造物）	H24.2.23
10	高龍寺山門及び袖塀	有形文化財（建造物）	H24.2.23
11	高龍寺防火塀	有形文化財（建造物）	H24.2.23
12	高龍寺金毘羅堂	有形文化財（建造物）	H24.2.23
13	高龍寺水盤舎	有形文化財（建造物）	H24.2.23
14	高龍寺鐘楼	有形文化財（建造物）	H24.2.23
15	高龍寺宝蔵	有形文化財（建造物）	H24.2.23
16	高龍寺位牌堂	有形文化財（建造物）	H24.2.23
17	高龍寺土塀	有形文化財（建造物）	H24.2.23
18	旧藤澤家住宅主屋	有形文化財（建造物）	H28.11.29
19	函館YWCA会館	有形文化財（建造物）	H28.11.29
20	函館公園こどものくに空中観覧車	有形文化財（建造物）	R元.12.5
21	函館公園	記念物（名勝地）	H18.1.26

IV 資料

(4) 北海道指定文化財

番号	名称	文化財分類	文化財指定日
1	旧金森洋物店	北海道指定有形文化財（建造物）	S38.7.26
2	旧函館博物館1号	北海道指定有形文化財（建造物）	S38.7.26
3	旧函館博物館2号	北海道指定有形文化財（建造物）	S38.7.26
4	旧北海道庁函館支庁庁舎	北海道指定有形文化財（建造物）	S60.3.30
5	旧開拓使函館支庁書籍庫	北海道指定有形文化財（建造物）	S60.3.30
6	夷酋列像粉本	北海道指定有形文化財（絵画）	S34.2.24
7	釈迦涅槃図 蠣崎波響筆	北海道指定有形文化財（絵画）	S43.3.29
8	刀 銘源正雄	北海道指定有形文化財（工芸）	S45.2.12
9	樽岸出土の石器	北海道指定有形文化財（考古資料）	S32.12.20
10	榎法華出土の尖底土器	北海道指定有形文化財（考古資料）	S43.3.29
11	日ノ浜遺跡出土の動物土偶	北海道指定有形文化財（考古資料）	S45.2.12
12	板碑（貞治の碑）	北海道指定有形文化財（考古資料）	S46.3.5
13	板碑（戸井町の板碑）	北海道指定有形文化財（考古資料）	S46.3.5
14	サイベ沢遺跡出土の遺物	北海道指定有形文化財（考古資料）	S46.3.5
15	住吉町遺跡出土の遺物	北海道指定有形文化財（考古資料）	S46.3.5
16	石崎八幡神社の鰐口	北海道指定有形文化財（歴史資料）	S43.3.29
17	恵山貝塚	北海道指定史跡	S42.3.17
18	女那川煉瓦製造所跡	北海道指定史跡	S42.3.17
19	古武井熔鋳炉跡	北海道指定史跡	S42.3.17

IV 資料

(5) 函館市指定文化財

番号	名称	文化財分類	文化財指定日
1	旧イギリス領事館	函館市指定有形文化財（建造物）	S54.10.23
2	小林源之助著 蝦夷地草木写生図	函館市指定有形文化財（絵画）	S37.11.3
3	小玉貞良筆 蝦夷国風図絵	函館市指定有形文化財（絵画）	S37.11.3
4	アイヌ風俗12カ月屏風1双（うち7月～12月は平沢屏山筆、1月～6月は宮原柳僊模写）	函館市指定有形文化財（絵画）	S37.11.3
5	梁川八景	函館市指定有形文化財（絵画）	S38.11.3
6	唐美人	函館市指定有形文化財（絵画）	S38.11.3
7	路下コロポックル人の図	函館市指定有形文化財（絵画）	S38.11.3
8	維摩	函館市指定有形文化財（絵画）	S39.11.3
9	アイヌ絵巻	函館市指定有形文化財（絵画）	S39.11.3
10	蓬萊図	函館市指定有形文化財（絵画）	S39.11.3
11	絹本着色 春雨桜雉図 蠣崎波響筆（旧花光コレクション）	函館市指定有形文化財（絵画）	S40.11.3
12	絹本着色 厳上鴛鴦図 蠣崎波響筆（旧花光コレクション）	函館市指定有形文化財（絵画）	S40.11.3
13	絹本着色 五節句図 蠣崎波響筆（旧花光コレクション）	函館市指定有形文化財（絵画）	S40.11.3
14	絹本着色 牡丹睡猫図 蠣崎波響筆（旧花光コレクション）	函館市指定有形文化財（絵画）	S40.11.3
15	紙本単彩 雁来紅図 蠣崎波響筆（旧花光コレクション）	函館市指定有形文化財（絵画）	S40.11.3
16	黒百合 松浦武四郎筆	函館市指定有形文化財（絵画）	S41.11.3
17	蝦夷人亜寒山遙拝の図 松浦武四郎筆	函館市指定有形文化財（絵画）	S41.11.3
18	弁天島八千代橋の図	函館市指定有形文化財（絵画）	S53.2.28
19	川汲温泉薬王殿奉納絵馬 竜の図	函館市指定有形文化財（絵画）	S53.2.28
20	川汲温泉薬王殿奉納絵馬 馬の図	函館市指定有形文化財（絵画）	S53.2.28
21	川汲稲荷神社奉納絵馬『楠木正成正行父子桜井驛の別れの図』	函館市指定有形文化財（絵画）	H12.8.10
22	菅原透ほか鏝23点、唐草文ほか小物5点	函館市指定有形文化財（工芸）	S37.11.3
23	函館八幡宮大神輿	函館市指定有形文化財（工芸）	H14.6.5
24	恵山貝塚出土品を中心とする恵山文化期骨角器製品一括資料506点並びに恵山貝塚出土遺物を中心	函館市指定有形文化財（考古資料）	S37.11.3
25	日ノ浜遺跡出土 硬玉製玉（縄文晩期）	函館市指定有形文化財（考古資料）	S37.11.3

IV 資料

番号	名称	文化財分類	文化財指定日
26	有舌尖頭器類73点	函館市指定有形文化財（考古資料）	S39.11.3
27	白尻B遺跡出土『シカ絵画土器』	函館市指定有形文化財（考古資料）	H12.8.10
28	八木B遺跡出土『注口土器及び下部有孔土器』	函館市指定有形文化財（考古資料）	H12.8.10
29	ブラキストンの大形磨製石斧	函館市指定有形文化財（考古資料）	H18.4.12
30	白尻C遺跡出土の赤彩土器	函館市指定有形文化財（考古資料）	H29.5.10
31	戸井貝塚出土品	函館市指定有形文化財（古文書）	R元.12.25
32	古川古松軒筆 松前蝦夷地之図	函館市指定有形文化財（古文書）	S37.11.3
33	蝦夷嶋図説	函館市指定有形文化財（古文書）	S39.11.3
34	蝦夷嶋奇観	函館市指定有形文化財（古文書）	S39.11.3
35	羽太庄左衛門正養 手沢本 休明光記9冊	函館市指定有形文化財（古文書）	S40.11.3
36	羽太庄左衛門正養 手沢本 休明光記付録12冊	函館市指定有形文化財（古文書）	S40.11.3
37	蝦夷日誌 松浦武四郎著	函館市指定有形文化財（古文書）	S41.11.3
38	実験北蝦夷山川地理取調図 松浦武四郎著	函館市指定有形文化財（古文書）	S41.11.3
39	蝦夷家財図説 松浦武四郎稿	函館市指定有形文化財（古文書）	S41.11.3
40	蝦夷疇奇観 松浦武四郎写	函館市指定有形文化財（古文書）	S41.11.3
41	奉納経神社仏閣順拝帳	函館市指定有形文化財（古文書）	S53.2.28
42	飯田屋漁場文書	函館市指定有形文化財（古文書）	S53.2.28
43	ヲタハマ稲荷文書	函館市指定有形文化財（古文書）	S53.2.28
44	尾札部稲荷神社文書	函館市指定有形文化財（古文書）	S53.2.28
45	熊泊稲荷文書	函館市指定有形文化財（古文書）	S53.2.28
46	詩書 榎本武揚筆	函館市指定有形文化財（書跡）	S39.11.3
47	カムチャッカ出土 マンモス牙	函館市指定有形文化財（地質鉱物）	S37.11.3
48	樺太出土 マンモス下顎骨と臼歯	函館市指定有形文化財（地質鉱物）	S37.11.3
49	十一面観音立像	函館市指定有形文化財（彫刻）	S38.11.3
50	阿弥陀如来像	函館市指定有形文化財（彫刻）	S38.11.3

IV 資料

番号	名称	文化財分類	文化財指定日
51	不動明王立像	函館市指定有形文化財（彫刻）	S38.11.3
52	巖島神社旧社殿彫刻	函館市指定有形文化財（彫刻）	S53.2.28
53	伝目定作 釈迦如来坐像	函館市指定有形文化財（彫刻）	S54.12.7
54	伝目定作 釈迦如来立像	函館市指定有形文化財（彫刻）	S54.12.7
55	伝目定作 脇侍形菩薩立像	函館市指定有形文化財（彫刻）	S54.12.7
56	伝目定作 釈迦如来坐像	函館市指定有形文化財（彫刻）	S54.12.7
57	伝目定作 恵比須像	函館市指定有形文化財（彫刻）	S54.12.7
58	伝目定作 恵比須大黒神像	函館市指定有形文化財（彫刻）	H12.8.10
59	円空作仏像観音像	函館市指定有形文化財（彫刻）	H24.2.8
60	イワン・マホフ著 ろしやのいろは	函館市指定有形文化財（典籍）	S37.11.3
61	函館新聞綴込一括	函館市指定有形文化財（典籍）	S39.11.3
62	セイウチ（海象）剥製	函館市指定有形文化財（動物）	S37.11.3
63	近藤重蔵書翰	函館市指定有形文化財（筆跡）	S37.11.3
64	短冊 松浦武四郎筆	函館市指定有形文化財（筆跡）	S41.11.3
65	伝グローニンの書	函館市指定有形文化財（筆跡）	S43.12.4
66	ペリー提督寄贈の洋酒びん2本（小島家旧蔵・旧花光コレクション）	函館市指定有形文化財（歴史資料）	S54.10.23
67	日米親善人形	函館市指定有形文化財（歴史資料）	H12.8.10
68	高松凌雲の医療器具	函館市指定有形文化財（歴史資料）	H18.4.12
69	五稜郭初度設計図	函館市指定有形文化財（歴史資料）	H20.10.8
70	五稜郭平面図	函館市指定有形文化財（歴史資料）	H20.10.8
71	高田屋嘉兵衛碑	函館市指定史跡	S34.8.1
72	日の浜遺跡	函館市指定史跡	S34.8.1
73	北海道建網大謀網発祥の地及び記念碑	函館市指定史跡	S53.2.28
74	東エゾ箱館在六箇場所白尻会所跡	函館市指定史跡	S53.2.28
75	恵山	函館市指定名勝	S34.8.1

IV 資料

番号	名称	文化財分類	文化財指定日
76	道南金剛	函館市指定名勝	S34.8.1
77	賽の河原	函館市指定名勝	S34.8.1
78	恵山高山植物群	函館市指定天然記念物	S34.8.1
79	恵山断層	函館市指定天然記念物	S34.8.1
80	イチョウの大樹	函館市指定天然記念物	S53.2.28
81	「大船の杉」大樹	函館市指定天然記念物	S53.2.28
82	旧白尻村役場のエゾヤマザクラ	函館市指定天然記念物	H16.3.10
83	コディアック・アリユート3人乗皮舟 付かい3本	函館市指定有形民俗文化財	S54.10.23
84	木直稲荷神社 第1号～第6号棟札	函館市指定有形民俗文化財	S54.12.7
85	川汲稲荷神社 第1号～第4号棟札	函館市指定有形民俗文化財	S54.12.7
86	巖島神社 第1号～第6号棟札	函館市指定有形民俗文化財	S54.12.7
87	ヲタハマ稲荷神社 第1号～第2号棟札	函館市指定有形民俗文化財	S54.12.7
88	安浦駒踊り	函館市指定無形民俗文化財	S53.2.28
89	木直大正神楽	函館市指定無形民俗文化財	S53.2.28

